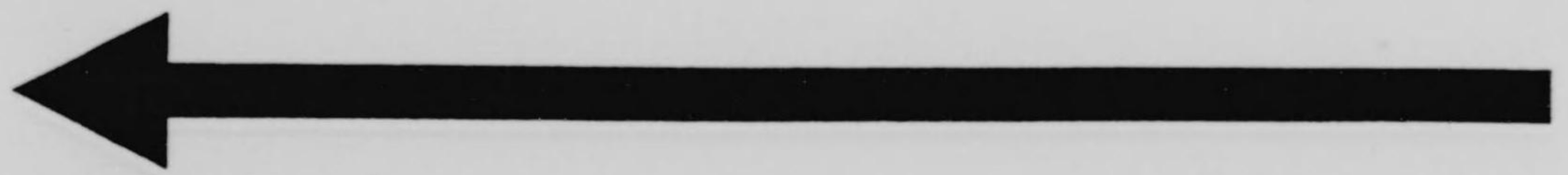


371
83



始



石黒忠篤著

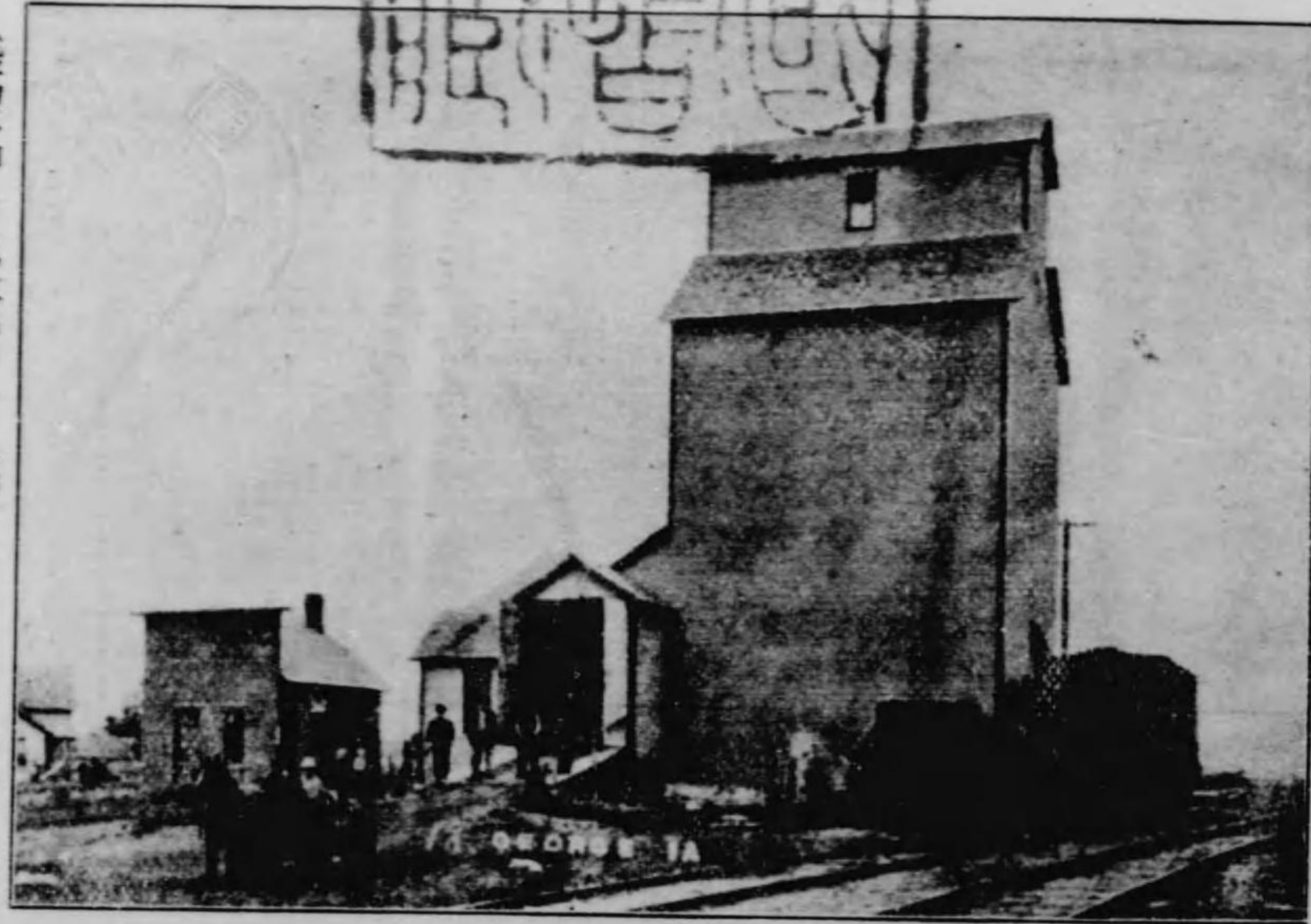
米國の穀物取引と穀食

附 加奈太の農民穀物販賣機關

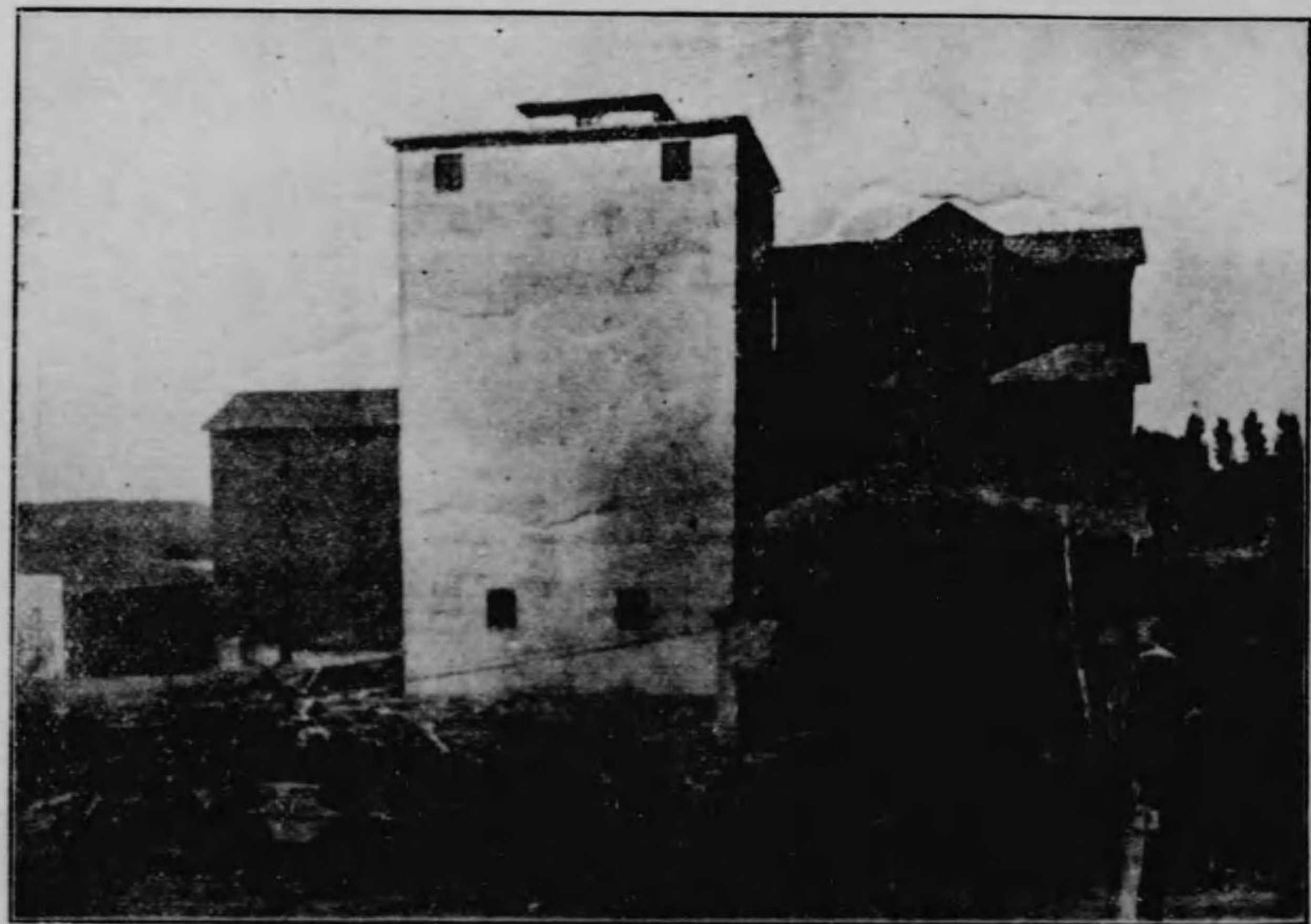
地方穀倉
 (第一編第二章參照)

371-83

(穀物を卸して馬車出口より出づ)



比較的小なる木造穀倉(桶管にて貨車に穀物を積込みつゝあり)



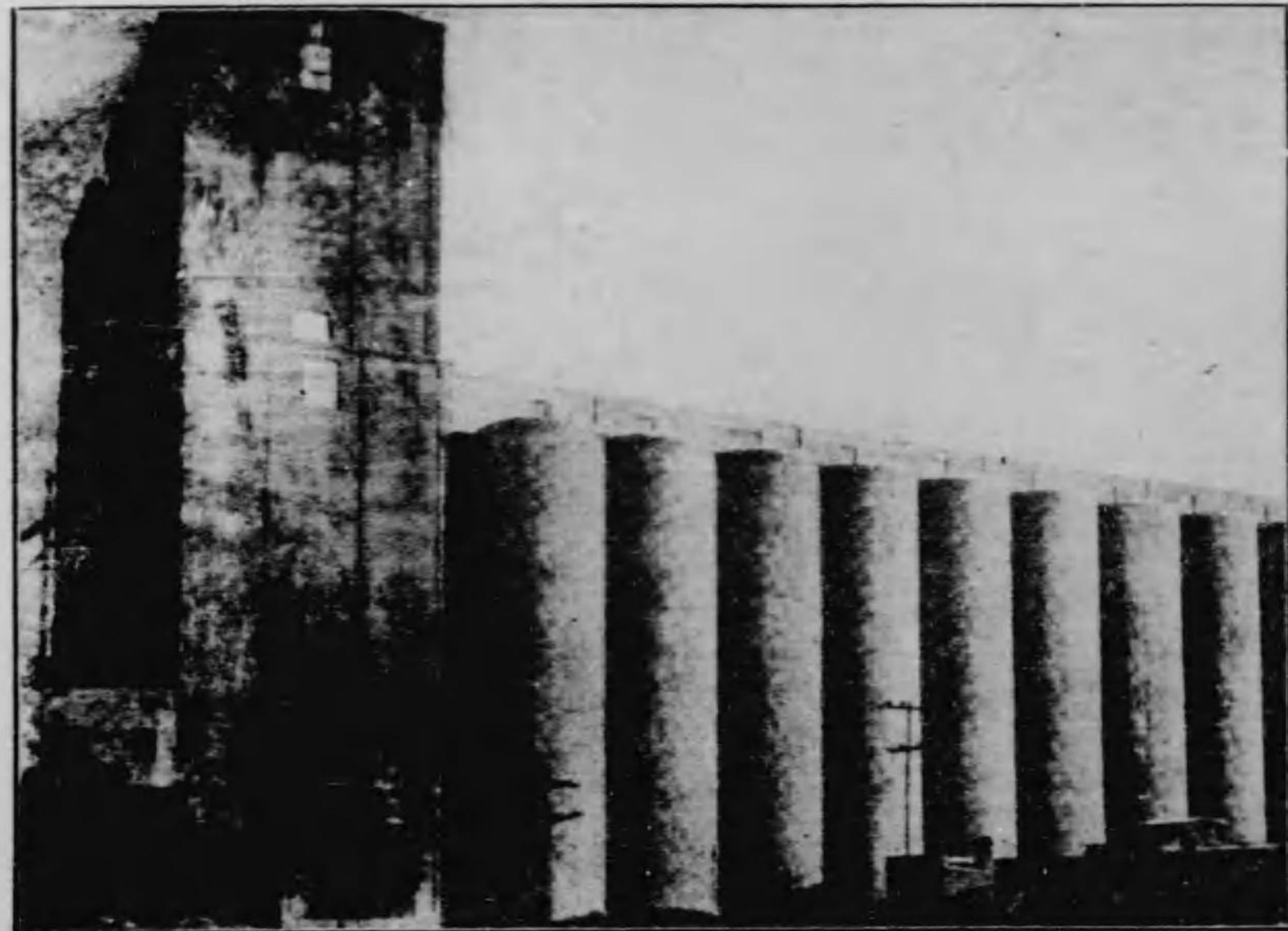
舊穀倉に接して建設せるコンクリート造の比較的大なる新穀倉(収容力五萬物)

著者

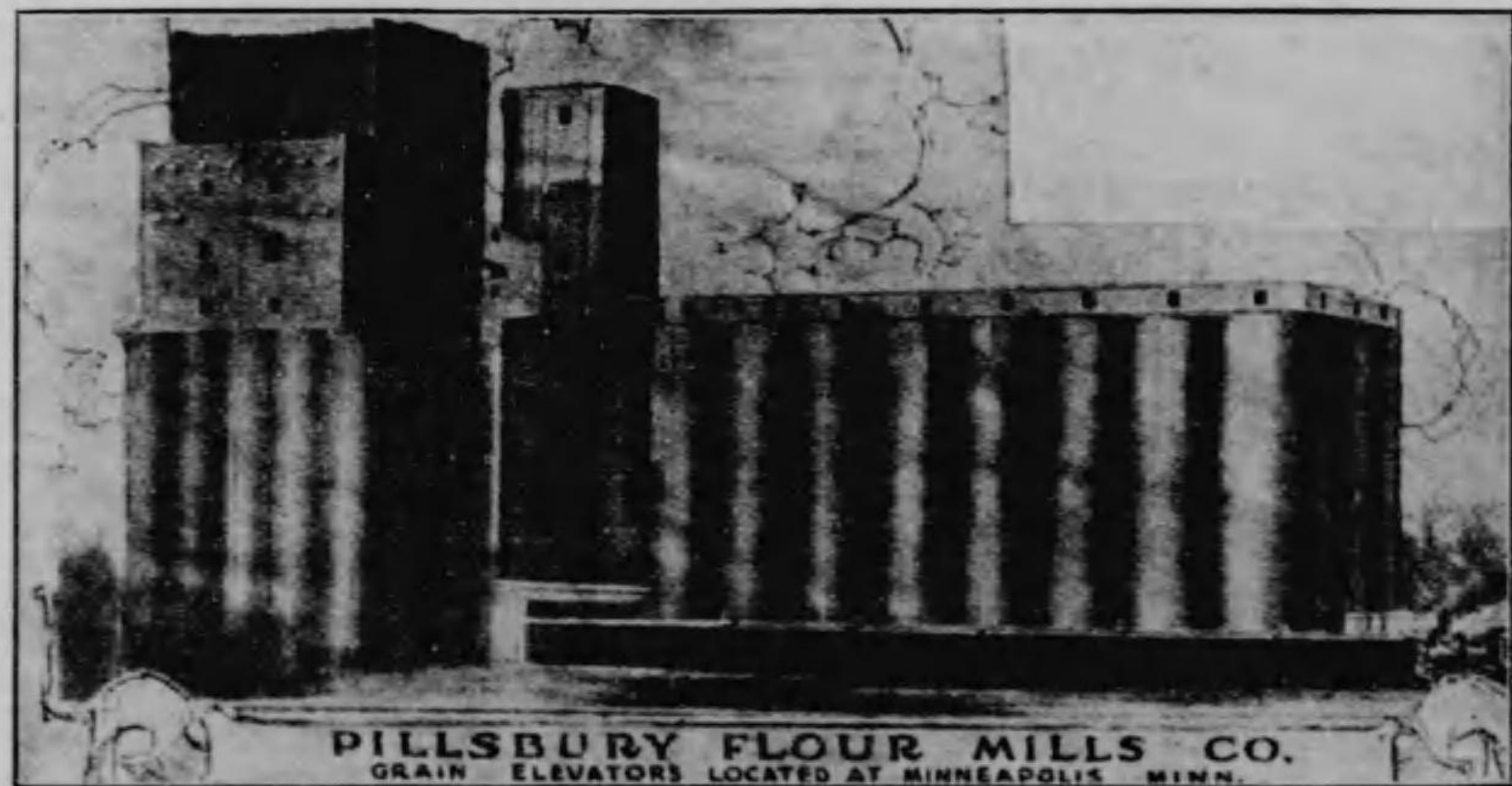
大正
 7.5.23
 寄贈

倉(穀)端終

(照參節二第章三第編二第)



(のもの物萬五十二百) 倉穀端終



(のもの物萬十五百二力容收) 倉穀端終

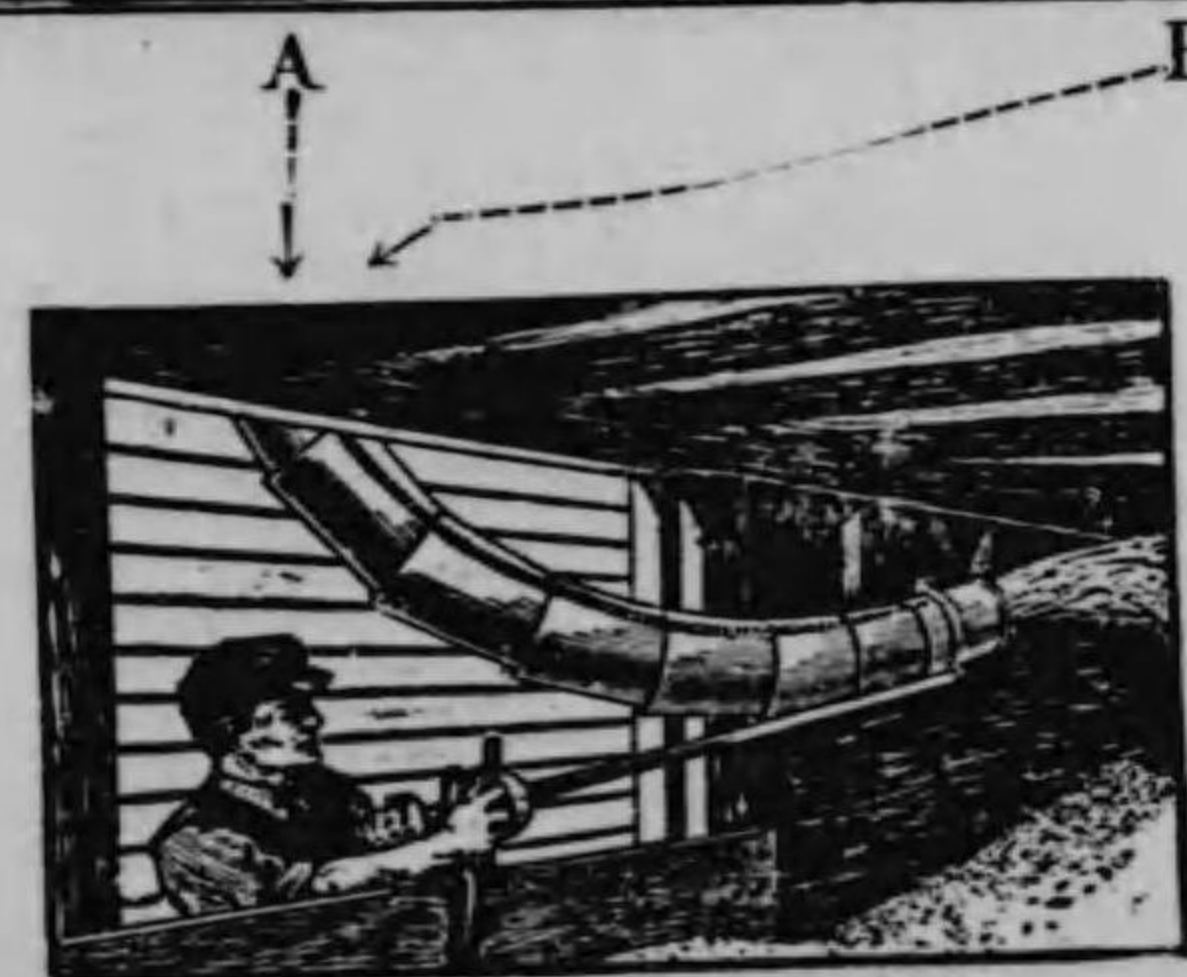
倉穀用私一の社會粉製ーリプスルビ、スリホア子ミ
(寸用私をのもの物千五萬二十及のもの物萬十四に他此は社會同

下部に黒く長きは穀物列車なり

倉穀方地



二穀倉(亞鉛板張りのもの)より貨車に桶
管を通じて(A、B)穀物を流下し居る圖



(照參章二第編一第)
桶管(A、B)の下口より貨車内
に穀物を放射しつゝある圖



農民穀倉社員家族の野外運動會(第一編第五章參照)

製粉所

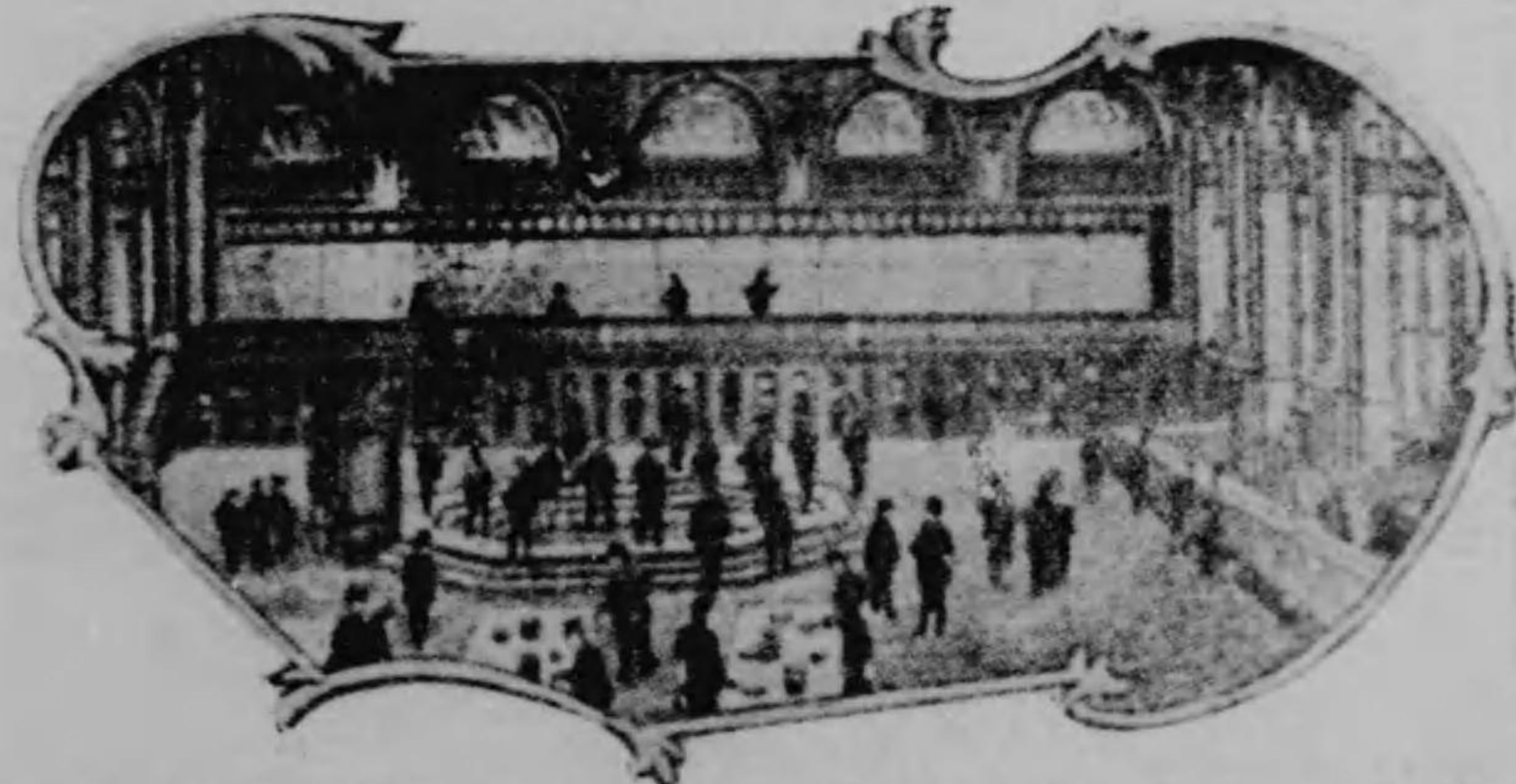
(照參章一第編二第)



ミ子ソダ州イーグ
ルロラー會社
製粉力一日五千バ
レル
收容力
終端的…百萬物
製粉用…十萬物
外に地方穀倉
十五…百五
十萬物
下に二列に見ゆる
は何れも穀物列車
なり
圓筒形穀藏は高七
十呎、直徑二十三
呎、一ツの收容力
二萬物なり

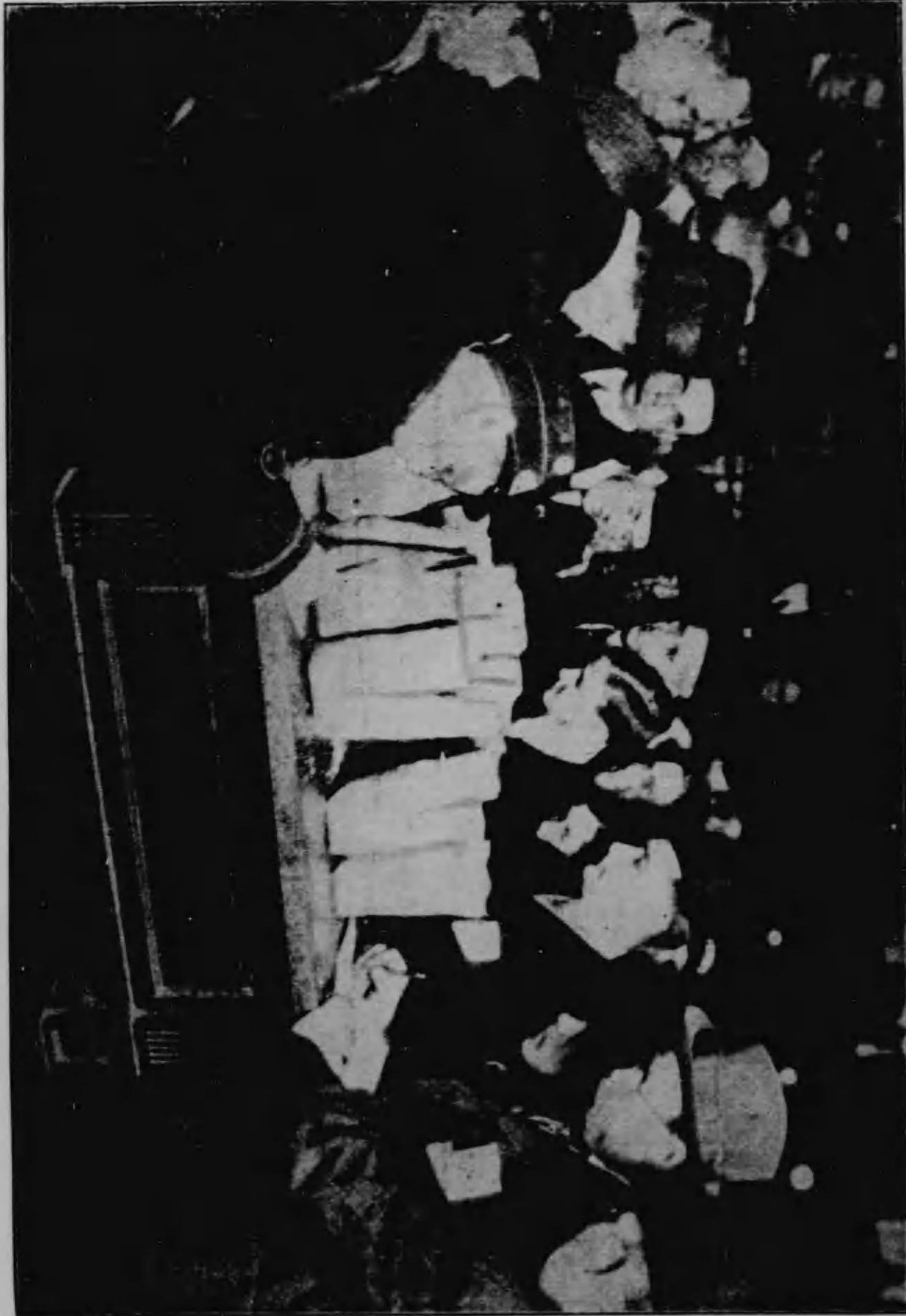
メネアポスリ穀物取引所

(照參章七第及章四第編二第)



中央に多
數人の立
つ段は定
期取引の
「筵」其左
は監視臺
右の長さ
卓は電報
所、上階
四人居る
處は揭示
場、其上
に掲ぐる
は「時計」
「筵」の手
前の二卓
は現物取
引場の一
端

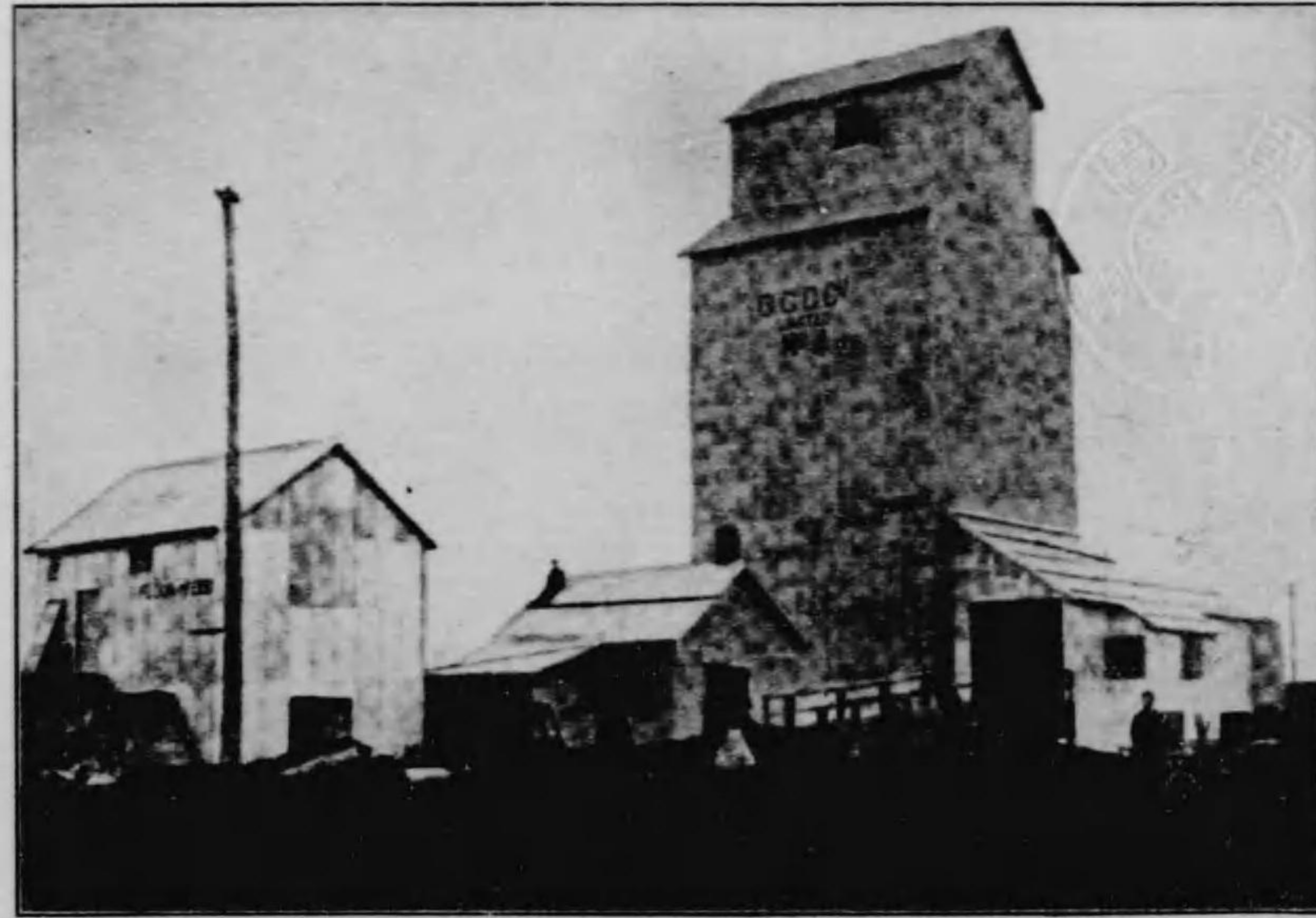
穀物取引所 (照參章五第編二第)



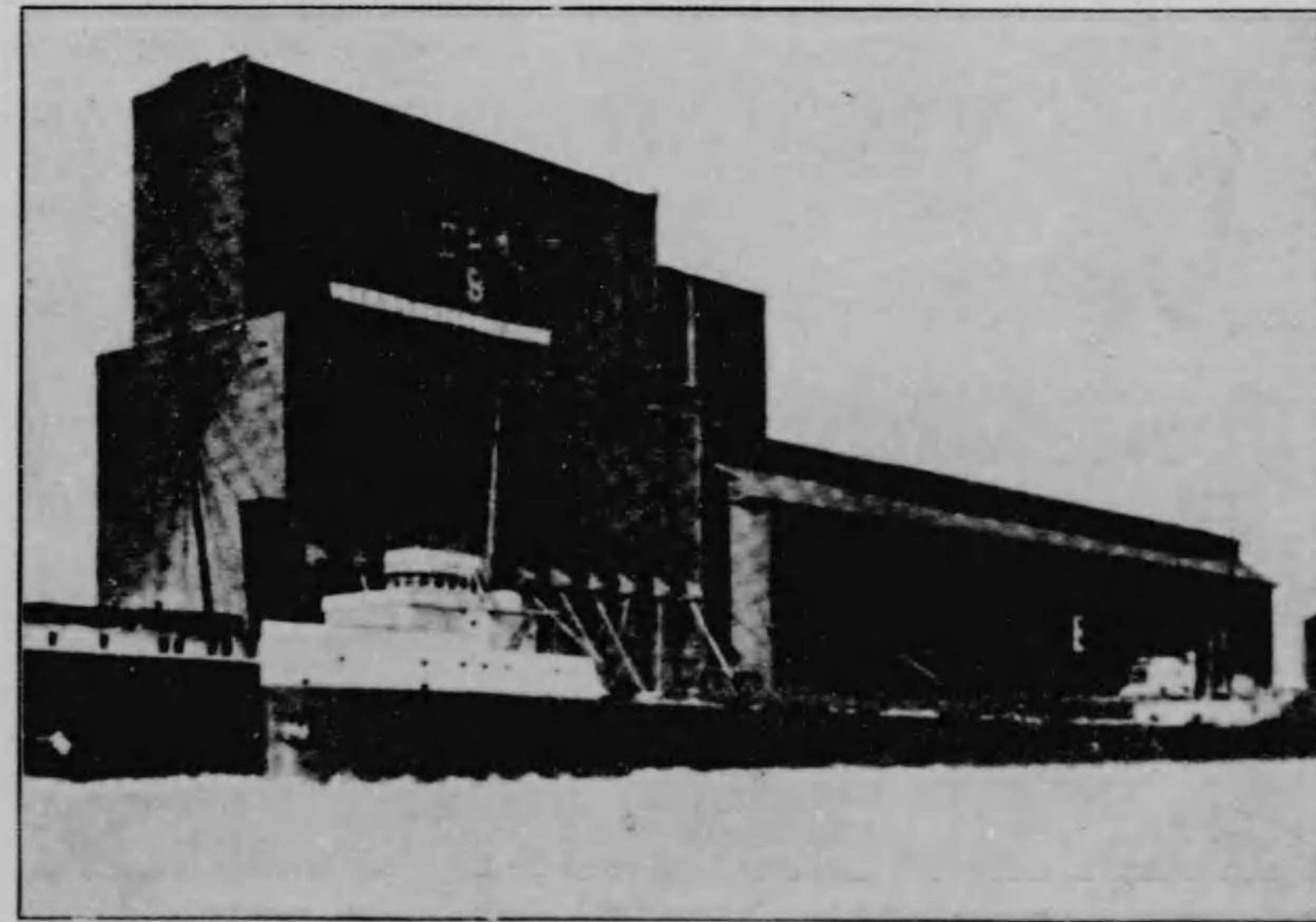
メネアポスリ現物取引の一卓(卓上にあるは取引穀物見本の袋)

加奈太の穀倉

(追録第二ノ第二章參照)



穀作者穀物會社のアムステルダム州の田舎に於ける地方穀倉



穀作者穀物會社のアムステルダムに於ける大終端穀倉

多量の普通管(足)によつて特別な穀物運送汽船に積込みあつる
(第二編第三章第二節參照)

本稿は曩に官許を得て外遊したる歸途、米國に於て視察調査せる所を養痾の休閒に筆を執りて取纏めたるものにして、我農業倉庫、産業組合、穀物取引等の參考資料として昨年四月農務局長に呈したるが、今之を乞ひ得て印刷に付し謹で一部を机下に呈す。

大正七年四月

帝國圖書出版

石 黒 忠 篤

米國の穀物取引と穀倉

目次及要領

緒言

米國の穀産—本稿記述の主旨……………一頁

(細目)

世界に於ける米國穀産の地位。米國農産中に於ける穀物の地位。主要なる穀産地方。穀産地方の開発。穀作状況。輸出貿易。穀物の國內商業。此地方の穀物取引の特色。太平洋沿岸地方の取引。穀倉。穀倉と穀物取扱。本稿記述の主旨。本稿記述の範圍。

(要領)

米國は世界第一の穀産國なり、玉蜀黍は其特産にして二十六億物(ブツ、エム)(一物を約二斗と見て五億二千萬石)を算し世界總産額の七割四分を占め、小麥は八億物(ハチ、エム)(約一億六千萬石)燕麥は十一億物(ユウ、エム)(約二億二千萬石)何れも世界總産額の二割を超ゆ、其主要なる産地はミスシッビー河上流域の廣大なる沃野にして、鐵道の發達によりて新に開發せられ内外に大影響を及ぼせり、其穀作の規模は非常に大にして一農場の耕地は平均我五十九町餘に當り、耕作の始めより其穀物取扱萬般に亘り、總て大機械を使用す、此地方に於ける穀物取引の特徵としては穀物が終始「バラ」にて扱はれ、大小の穀倉が總て其流下性を利用して萬般の處理をなす様エリ、エム酌揚裝置エリ、エムを備へ、種々特殊の制度之に伴ふて發達せり、之が爲めに穀物取引上は時間と勞力を省略し、商業上は自由なる代替物として商品價値を増し、取引頗る盛に行はる、本稿は此大穀産地及其中心として世界第一と稱せらる、シカゴ並にミネアポリス兩市場に於ける穀物取引と穀倉の状況を記述す、此の偉大なる穀物取引の事情は參照に便する文書無きが爲めに、我國に知られざること少からざれば、之を紹介するは徒爾ならずと思はれ、又彼我の穀物事情は差異隔絶甚しきは固よりなれど、學殖經驗の人の識見を以てせば其間我參考、鑑戒、刺戟たるものを發見すること少からずと信す。

第一編 地方市場に於ける穀物取引

第一章 地方市場と地方穀倉の現状

(細目) 地方市場と其取引諸機關。地方穀倉の三種。獨立穀倉。沿線穀倉。農民穀倉。各種穀倉の重要程度。沿革の概要。農民穀倉の現勢。農民穀倉の分布。ミネソタ州の農民穀倉現況。

(要領) 地方穀倉は組織經營上性質を異にする三種あり(一)産地の穀商の經營する獨立穀倉(二)中心市場の大穀物會社が特別關係の鐵道沿線に多數經營する沿線穀倉(三)農民の組織する買取主義の販賣組合の經營する農民穀倉となり、沿線穀倉は其數最多く始め穀産開發の功大なりしが漸次鐵道會社と結託して農民を壓迫し、穀物同盟を組織して買入の獨占をなし、農民に低價を強ひて自ら暴利を貪るに至れる故、農民穀倉茲に奮起し苦闘の末、千九百十年來(明治四十三年來、殊に目醒しき發展をなし買入獨占より農民を開放したり、斯くて沿線穀倉は漸次重要程度を減じ、農民穀倉之に代はりつゝあり、農民穀倉の數は全米國を通じて三千を算し、輒近一年間約五百宛増加の趨勢にあり、組織農民三十七萬人、出資總額三千萬弗(即ち約六千萬圓)取扱數量は地方より市場に輸出する穀物總量の約四割即ち四億五千萬物(即ち約九千萬石)と推算せらる、農民穀倉の多き地方は穀産地帯七州にして全國總數の九割は此中にあり、就中ミネソタ州の農民穀倉最實質に於て發達す。

第二章 地方穀倉の構造

(細目) 規模材料。保險。地方市場への穀物搬出。穀倉の荷卸裝置。穀物貯揚裝置。貯藏裝置。穀物の貨車積込。穀倉の作業。
(要領) 性質を異にする各種の地方穀倉も規模構造は共通にして、收容力四萬乃至十萬物(約八千乃至二萬石)木造亞鉛板張のものを普通とし、建築費三千弗乃至一萬弗(約六千圓乃至二萬圓)なり、穀物は農民搬出の時より總て「バラ」にて取扱はれ、穀倉は之を酌み揚ぐるエレグエーター裝置を備へ、

穀物の受入積出其他萬般の處理に其流下性を利用して取扱に便すること大なり、貯藏は特別の場合の外同品質の穀物は混同保管し、大に穀倉收容力の經濟に利す、穀倉は尙ほ荷役、精清、乾燥等の働きをなす。

第三章 農民穀倉の組織

(細目) 相助組織と諸州の法律。農民穀倉の範圍。農民穀倉の相助的特徵。組織員の資格と權利讓渡の制限。組織員數。事業範圍と組織員。出資高と議決權の制限。其他の特徵。

(要領) 農民穀倉は農民の相助組織(産業組合)に依る地方穀倉なるが、相助組織に關する諸州の特別立法は比較的新しき故、多くは形式上普通會社法に據りて設立經營せらるゝを現狀とす、相助組織に於ては社員たる者に重きを置くを要し、農民穀倉に於ては之を農民に限ると雖も、穀物買取の範圍は會員以外の農民にも及ぶ、社員數は平均約千二十餘人なり、相助組織に於ては資本的勢力を制限するを要す、農民穀倉は資本一萬弗位(即ち約二萬圓位)一株五十弗、百弗(即ち約百圓二百圓)を普通とす、ミネソタ州調査に依れば總穀倉數の八割以上は一社員の出資に制限を置く、十株を最高限とするもの多し、又相助組織の特徵たる、議決權を出資高に比例せしめず一人一票とする主義は、汎く行はれ之を規定するもの總數の九割以上を占む。

附記 農民穀倉の定款及細則例

第四章 農民穀倉其他地方穀倉の事業

(細目) 地方穀倉の事業。穀物資金。地方銀行。中心市場の間屋。農民。各金融の割合と利子。
(要領) 地方穀倉は其各種を通じ、穀物を農民より買入れて中心市場に賣出すを事業とす、受寄保管は

其主たる事業にあらず、穀物出廻に要する資金は十億弗(二十億圓)に上るべく、地方穀倉の金融は荷爲替の外、問屋の前貸、地方銀行及農民よりの借入等に依る。

第一節 農民の穀物販賣と地方穀倉の買入.....三頁

(細目) 農民の穀物販賣及農場留保の多少。農民の販賣方法。穀物の受入及買入。穀物の寄託混同保管及證券による金融。ブツシエル重量取引。地方市場の穀價。穀物の地方値段決定。穀物の値開き。穀倉費用。農民穀倉の値開き。農民穀倉の利益。

(要領) 北西の穀産諸州にては小麦産額の七割は市場に出づ、大農は自ら貯蔵して中心市場に賣る者なきにあらざるも、多數農民は地方穀倉に持ち來りて賣るなり、穀倉に賣らずして寄託する場合には譲渡及質入するを得る、一枚式倉庫預證券を發行し、特別の場合の外、所有者及荷口の甲乙を區別せず、品質によりて混同保管す、出納取扱上大に便なり、倉庫預證券による金融は大に行はると云ふ能はず、蓋地方穀倉は何れも穀物賣買を主業とするを以て、貯蔵する所は多くは自己所有の穀物なり、之を他人の爲めに保管するは從たるに過ぎず、全然爲さざる場合もあるなり、農民が其穀物を穀倉に寄託せる場合にも後日之に賣るを常とす、總て穀物はブツシエル重量取引とす、各穀物に付き各州に於て定められたる一定重量なり、容量にあらず、地方市場の穀價は慣行上「穀報」なる通報機關が各地點に日々送達する其地の買入値段付票に依る、此價格は中心市場の時價より運賃と販賣上の諸費に當る一定の値開きを減じたるものなり、此値開きは中心市場の間屋口錢、検査及計重料と地方穀倉の運用費を償ふ相當の利益とを含む、沿線及獨立穀倉は能ふ限り此値開きを大にして低價に買入れて營業利益を擧げんとするに反し、農民穀倉は成る可く値開きを實費に止め高價に買入れ以て農民に市價に近き價を與へ、各自の販賣利益を高むるに力む、其差は小麦燕麥玉蜀黍一物に付少くとも一仙(即ち約二斗に付二錢)其他の穀物に於ては更に著し、之農民穀倉の直接の大効果にして、ミネソタ一州の農民が受くる此直接の利益は百萬弗(二百萬圓)と算せらる、尙農民穀倉あるが爲

第二節 地方穀倉の穀物販賣.....三頁

(細目) 地方穀倉と市價變動。定期賣買。定期賣買の效果。買取主義の販賣組合と定期賣買。地方穀倉の穀物販賣、委託販賣、穀物取引に委託販賣が行はる、所以。問屋と取引關係。到着引渡販賣。線路販賣。其他の販賣方法。

(要領) 地方穀倉は賣買機關なれども、買入の際の値開き中に見積らる、相當の利益に満足し、賣買の間の市價變動に依りて差利を得んとすべきにあらず、之れ即ち投機にして危険なれば、堅實なる地方穀倉は買入穀物の市價低落に因る不慮の損失を避くる爲買入と同時に定期市場に賣繋ぎをなす、其結果騰貴に因る利益をも受くる能はざるに至るは固より斷念す、此保險手段の能く行はれ居ること實に意外にして殊にミネソタ州農民穀倉は總額の七割五分は之を行ふ、米國の農民穀倉が買取主義の販賣組合として能く其事業を行ひつゝあるは之のあるによる、此點我參考に値す、定期賣買は買賣を安全ならしめ、穀倉の經營を堅實ならしめ、買入値開きを小にして農民に好價を仕拂ふを得しむ、地方穀倉の穀物販賣方法の主なるもの三あり、(一)委託販賣は最近十數年農民穀倉勃興の結果中心市場の間屋との直接關係發達したるより北西諸州に主として行はる、所なり、其他(二)中心市場の到着引渡販賣(三)産地の線路販賣あり、後者はカンサス州等に主として行はる。

第五章 農民穀倉の營業利益、兼營業及附隨の效果.....五〇頁

(細目) 出資に對する利益記當。損失の原因。當事者の投機其他の不正行爲。經營の巧拙と支配人の能否。營業利益に重きを置かざること。事業分量に應ずる配當。事業分量配當の實行不充分。ウエルド教授所説。積立金。組織員外の者に對する配當。需要品供給事業の兼營。ミネソタ州の事實。家畜販賣。附隨的效果。

(要領) 農民穀倉は能ふ限り市價に近き好價を以て農民の穀物を買入れて中心市場に賣出すを目的とす營業利益は全然見ざるも可なり、實際に於ても無配當の穀倉少からず、然れども其收支を償はしむ

るには、普通少許の利益を見るべき値開きを以て買入をなすを認めざるべからず、故に事實上利益皆無にはあらず、之を處分するに意を用ふべきのみ、農民穀倉の利益は経費を償ひたる上出資に對し金利に當る配當をなし得ば足る、其以上の剩餘を見れば各組織員に其事業上之を利用したる程度に應じて分配せらるべきなり、之れ事業上の便益を追給するものにして、相助組織の一特徴なり、米國農民穀倉にては此事業分量に應ずる配當主義は未充分に行はれず、出資に對し一割近くの配當をなすもの多し、相助組織の思想なき會社法の下に成立せる從來の農民穀倉に付ては大に恕すべき理由あるも、將來必ず改良を要する缺點と信ず、農民穀倉の多數は又農民の需要品供給を兼營し消費者たる農民をして費用を節せしめ、之を利すること頗る大なり、其最多きは石炭にして總數の九割は之を扱ふ。

附記 農民穀倉計算實例

五七頁

第六章 穀物と鐵道

六六頁

(細目) 穀物と鐵道。鐵道の施設。穀物貨車。貨車の大きさと實際の積載量。穀物輸送の取扱。イリノイス州取締法。貨物引換證。鐵道の弊害。差別的運賃の改良。ミネソタ州鐵道運賃。貨車供給の改良。貨車留置料。相互留置料。鐵道輸送改良と農民。

(要領) 穀産は鐵道によりて開發せられ、又其集中は一に鐵道に依る、鐵道は之が爲めに設備すること極めて大なり、兩者の間には密接の關係あり、北部中央、西部の鐵道は總て穀物輸送を主眼とし其運賃を主たる財源とす、其輸送に關しては各州に於て鐵道及倉庫委員の監督と取締法規とあり、鐵道は嘗て差別的待遇を以て沿線穀倉に私恵し小穀物商及農民穀倉を虐遇壓迫したるが、千八百九十年(明治二十三年)頃より差別的待遇の改善、留置料制度其他による貨車供給の改良等行はる、我參考たるものあり、農民は協同して穀倉を營むことをだに爲さば其利益を充分に受け得るに至れり。

第二編 中心市場に於ける穀物取引

第一章 中心市場

三七頁

(細目) 中心市場と鐵道。各市の穀物集散。市場に出づる穀物の経路。シカゴ。ミネアポリス。

(要領) 中心市場は鐵道網の大中心たる終端停車場の所在なり、故に又終端市場とも云ふ、穀物は此處に集中し各方面の需要に會ひて分散す、検査、取引、貯藏の諸機關此處に大なる發達をなせり、シカゴは各種穀物全體の集散に於て世界第一と稱せらる、其各種穀物の入市總額は實に三億四千萬物(約六千八百萬石)に上る、ミネアポリスは小麥の集中及製粉に於て米國第一の中心と云ふべし。

第二章 穀物検査及計重

三九頁

(細目) 穀物検査等級の必要。検査制度の發達。イリノイス、ミネソタの検査制度。穀物等級。等級規定の例。全米國に通ずる検査等級の統一。入市検査實施の概況。再検査及上訴。出庫検査。検査の平等。検査料。穀物計重事業。計重實施の概況。衡器。監督。計重料。

(要領) 米國に於ては各種の農産物に對し等級を定め検査をなし、以て其取引を敏活正確にし、商品としての價值を高むるに力む、穀物は其最たるものにして、多量に市場に出さるゝにより混合保管上此制度は必要不可欠となり、定期取引亦之に基きて發達す、此制度は各州の事業として行はれ公正を保つが故に取引は見本又は單に等級のみにより安全敏活に行はる、穀物は中心市場に到達せる時及其終端穀倉に入庫せるものが後に出庫する時に於て強制的に検査せらるゝものとす、検査員は各貨車より試料を採取し検査所に持ち來り、嚴重に検査、等級を付す、検査決定に對して再検査、上訴の途を開き穀物所有者の利益を尊重すること見るべきものあり、取引上、質のみならず量に於ても亦

公正を期するの要ある為各中心市場には州又は公設の計重官ありて嚴正の計重をなす。

附記 イリノイス州穀物検査法規 (全文)..... 八五頁

第三章 終端穀倉..... 八八頁

第一節 終端穀倉概況..... 八六頁

(細目) 終端穀倉の収容力。終端穀倉の種類。大穀物會社の經營。穀物商業を主とし受寄保管を主とせざることを、終端穀倉の賣買。穀物商業兼營の沿革。兼營禁止。買入獨占。農民奮起。

(要領) 各中心市場には集中する巨額の穀物を貯蔵する為巨大なる所謂終端穀倉多數あり、利用の方面より公開穀倉と私用穀倉とに分たるも、何れも大なる穀物會社の經營に屬す、一會社にして數倉を經營するあり、又鐵道と特別關係を有して終端穀倉と同時に地方に多數の沿線穀倉を有するものあり、(ビーヴィー會社の如きは八百に及ぶ)、此點より之を沿線穀倉會社とも云ふ、之等の穀倉も穀物商業を主とするものにして其公開穀倉と雖貯蔵穀物多くは會社自身の所有に屬す、他人の穀物の受寄保管は主たるものにあらず、地方又は取引所に於て穀物を買入れて之を貯蔵し、諸費用、保險料、利息を償ふて利ある價にて定期市場に賣るなり、又市況によりては現物市場にも賣る、其所有する穀物は巨額にして市價の影響大なる故、大抵買入と同時に定期賣繋をなして保險す、故に實際上の利益は倉庫業としての保管に對する利益を出せず、他に利する所は穀物の調合なり、公共的理由より倉庫業と穀物商業とを劃然區別することは米國にては徹底的に行はれず、兼營によりて終端穀倉は取引界の大勢力となり、小穀物商及農民を壓迫し、穀物同盟を組織して地方に於ける穀物の買入を獨占し價格を支配せり、農民穀倉は之に對抗して勃興し終に地方に於ける農民利益の擁護には成功したるも、未だ中心市場に終端穀倉を經營するには至らず。

第二節 終端穀倉の規模..... 八二頁

(細目) 規模材料。荷卸設備。貯蔵。荷役の能力。巨大なる穀倉の計畫。

(要領) 収容力大なるは一倉百五十萬物、四百萬物(三十萬石、八十萬石)のものあり、コンクリート建多く又鋼鐵のものもあり、鐵道線を引込み且シカゴの穀倉は總て湖水の船便ある地點にあり、収容せらるる穀物はエレヴェーターにて酌揚げらる、受入能力は一時十貨車(一萬物)に及ぶ、尙ほ水平に穀物を移動する爲めに、コンヴェヤーの裝置あり、貯蔵穀物の發熱に注意する爲常に温度を檢する等完全なる貯蔵をなすの外乾燥、精清、調合、荷役等の働きをなす。

第三節 公開穀倉法——イリノイス州倉庫法..... 九四頁

(細目) 諸州の公開穀倉法と其要點。報告の義務。合衆國農産物倉庫法、イリノイス州倉庫法(全文)。

(要領) 公開穀倉は公衆より穀物の寄託を受け、之を混同保管するものなり、其關係複雑なるが故に諸州に取締法あり、公共的なるべきことを主義となし、州の監督の下に許可及保證金提供、保管料公定、混同保管、検査、損害の廣告及負擔、證券等に關する規定をなし、又周密なる報告の義務を負はしむ、之取引上及監督上極めて有益なり、我邦に付ても其必要を思はしむ、混同保管を豫想せざりし我商法にとりて、参考たるべきものあるを以てイリノイス州倉庫法全文を記載す。

第四節 倉庫預證券と正則穀倉..... 一〇六頁

(細目) 倉庫證券。混同保管と普通證券。倉庫證券と定期取引。正則穀倉。各種穀倉の關係。

(要領) 米國の倉庫證券は一券制度なり、穀産の巨額なることは其分別的取扱を難くし、一面等級検査の發達あり、穀物は所有者、荷口に關せず混同保管せらるることとなり、從て穀倉證券は特定にあらずして普通證券となり自在に流通す、證券は賣買質入に用ひらるのみならず、定期取引の履行は原則として之を以てせらるるものとす、定期取引の受渡に用ひらるる證券を發行する穀倉は特に確實なるを要するが故に、各取引所は此穀倉を限定し、州法に依る公開穀倉たるの外特に構造設備

等に付き条件を定め監督を嚴にす、之を正則穀倉と云ふ

第五節 穀倉に於ける穀物の調査……………二三頁

(細目) 調査、調査の利益。公開穀倉の調査禁止。所有権關係。調査を認むる理由。ウエルド氏説。調査と検査。調査の弊と等級の幅。
(要領) 調査とは商業上の目的を以てする異等級穀物の混合にして、下等穀物の品位を高め上等の檢定を受けて利益せんが爲に、之に上等穀物を混するなり。頗大規模に行はれ終端穀倉の重要な利益をなす、之れ生産者の不利に於て不正の利を貪る手段なりとして、禁止の立法屢要求せられたるも實際は毫も止むことなく、反對に之を是認する意見も行はれ、ミネソタ州の如きは之を認許するに至れり、調査の弊害如何は畢竟穀物等級の幅の大小及検査の寬嚴に歸すべし。

第四章 穀物取引所……………二六頁

(細目) 中心市場に入れる穀物の取扱。穀物取引所の發達。名稱設立及目的。事業。爭議の仲裁判斷。會員に關する規定。會員の樂意。取引方法其他に關する規定。検査計重見本採取。取引所の設備。市況の報導。
(要領) 取引所は商業會議所と稱すること多く、會員の取扱ふ貨物の賣買を敏活有効ならしむるを目的とし、之が爲めに宏壯なる建築物中に於て便利にして設備良き定期及現物の取引場を供す、其他取引方法會員の義務等に關する各般の規定を設けて取引の秩序を維持し、業務に關する爭議を仲裁し、自他の市場に關する各種の報導を速に周知せしめて取引の參考に資する等の事業をなす、會員組織の私人にして、加入には制限條件あり、會員株は賣買せらる、之を高價に保ちて會員の素質の下落を防ぐ。

第五章 現物取引……………二三頁

(細目) 現物取引。見本。現物取引場に於ける賣買。公定相場。賣方及買方の狀況。現物市場と投機取引。
(要領) 現物取引に於ては賣方は必ずや現物を契約當時に於て有せざるべからず、但賣買は穀物自體に付てせられず、一貨車の穀物を代表する見本を以てなすを常とす、見本さへも用ひず、等級のみに依ることもあり、賣買は一貨車を單位として會員の間に相對賣買せらる、賣方は地方穀倉農民等の委任を受けたる問屋、終端穀倉會社等にして、買方は製粉所(其他の製造所)終端穀倉、輸出商等なり。

第六章 穀物委託問屋……………二五頁

(細目) 取締法。ミネソタ州の制度。問屋の大小と長短。問屋の業務。委託者の保護。口錢。最低口錢。利子の規定。賣買双方代理の禁止。受荷の自己買取の禁止。異體同心會社間の賣買の禁止。ミネソタ州禁令。問屋の優先販賣。問屋と荷受卸賣商。問屋の斡旋。
(要領) 問屋は委託せられたる穀物を現物市場に販賣するを業務とす、從來弊害ありしを以て近時諸州は取締法を定む、千九百十三年(大正三年)のミネソタ州法に依れば、問屋を期間一年の免許營業となし、四千弗(八千圓)以上の保證を差入れしむること其他委託者保護の方法を特に設け、賣買双方の代理、受荷の自己買取、異體同心會社間の賣買を禁止せり、然れども之等の立法は急速の間になされたるものなれば、取締上尙脱漏あるのみならず、諸州に於て實施上不都合なきにあらず、問屋口錢は何れの市場にても小麥其他一物に付一仙(約二斗に付二錢)と云ふが如く甚低廉なり、半仙は費用にて利益は残りの半仙のみ、此口錢は取引所が最低口錢として規定せるものが行はれつゝあるなり、最低口錢の定めは口錢を相當額に保ち且市場を通して一様となし、無謀の競争に依り商業が不健全に陥るを防ぐと同時に、荷主も問屋も共に好結果を受く、問屋が賣買に關する斡旋の外、等級の正否、市況報導、資金融通、貨車供給等に非常に勉勵する勤勞に對しては此口錢は甚低廉の報酬なり、我邦當業者の反省に値す。

第七章 定期取引

(細目) 定期取引。定期取引場。取引単位量。受渡時期。取引穀物の等級。契約等級は品質換きを要す。契約等級は数量多きを要す。倉庫証券に依る履行。穀物の出庫引渡。買物授受の目的以外の定期取引。定期買買者の意思。清算整理の方法。清算所に於ける整理方法。取引所に於ける取引高の不發表。定期賣買の清算高。定期取引高は買物授受高に比し非常に多きこと。定期取引の弊害と其取締。

(要領) 此に定期取引と云ふは、受渡時期を未來何れの月にも定め得る延取引にして、(小麥は多くは五、七、九、十二月とす)其期月中は賣方の任意の時に引渡し得、取引単位量は五千物(約千石)にして、取引穀物の等級は「契約等級」として取引所一般的に之を一定す、契約の履行は原則として正則穀倉の倉庫証券を以てす、証券の代表する穀物は特定のものにあらざる故、果して契約等級に該當するものを引渡すや否やは、其出庫検査に依りて定まる、之れ検査の厳正が証券の信用を維持し定期取引を圓滑ならしむる所以なり、定期取引には買物授受の目的以外の賣買非常に多く、多數者間に幾度も賣買を重ねる複雑の關係を整理するが爲めに清算所あり、定期取引高は買物受渡高に比し非常の巨額なるを以て、世俗の疑惑に基く非難を避けんが爲めに、何れ取引所も厳秘して未發表せしことなし、辛うじて知り得たる推定數に依れば、ミネアポリス一年間の定期小麥賣(買)高は十一億二千萬物(約二億二千四百萬石)にして入市小麥一億一千物(約二千二百萬石)の十倍に當る、買物授受高に比して定期取引高の非常に大なるは、之總て投機的空賣買なりとて之を廢止せんことを主張する者あるも當らず、此中には現物市價保險の爲めの掛繫賣買も頗る多し、且定期取引に於ては取引者の意思如何を問はず、取引を多くし需給の投合を圓滑にし充分に市價を表出するを職とす、之に伴ふ諸弊の除去が當面の問題たるのみ。

第八章 穀物市價と其保險の定期掛繫

(細目) 價格表示。小麥市價の世界的なること。小麥價高の大勢。定期取引の設價平準作用。月別市價表。定期市場と現物市價との關係。現物市價保險の定期掛繫。市價變動の危險負擔。終端穀倉の保險賣買。例解。摘要。地方穀倉の保險賣買。製粉所の保險賣買。保險掛繫の效果。保險掛繫と投機賣買。保險掛繫の盛況。同一小麥數度の掛繫。小麥定期取引高に對する保險掛繫の割合。

(要領) 小麥の市價は世界的に、需要の大中心たる英國リヴァプール市價に基きて上下す、定期市價は現物市價及短き定期の市價より上稍にあるべきなれど反對のこともなきにあらず、此場合には穀物所有者は持越費用をも償ひ得ず損失する事あり、現物市價の騰落に依る損失を保險する爲の定期掛繫は定期取引の重要な一作用なり、定期穀物の賣買にして曩に買ひ又は賣りたる現物を相殺し依りて市價變動よりする危險を避くる目的を以てするものを云ふ、定期賣買にして之に相應する現物上の買又は賣なきものは純然たる投機にして其の目的正反對なり、定期市場の投機者は保險會社と同様の機能を有し、穀物所有者の負擔すべき市價變動の危險は定期賣繫により其肩に轉嫁せらる、賣繫後下落の場合には現物賣の損失は定期買の利益によりて免るゝを得ると共に、反對に騰貴の場合に利益の相殺せらるゝことは固より之を斷念するものとす、終端穀倉は巨額の穀物を貯藏する故大抵定期賣繫をなして市價を保險し堅實なる地方穀倉も亦中心市場に定期賣繫をなし、製粉所も定期買繫をなして保險す、保險掛繫の效果は、現物取引者の危險を他に轉嫁する故、大なる穀物取引を安全ならしめ、薄利を以て從事するを得しめ、資金を潤澤ならしめ、結局大に販賣費を減じ、農民及消費者の双方を利すこと大なり、保險掛繫が米國にて盛に行はるゝは意想外にして、ミネアポリスを以て最とす、同市に入る小麥は農民の手を離るゝより製粉を終へて賣出さるゝ迄數段の取引の都度掛繫せらるゝ、同市小麥定期取引高の約四分の三は保險掛繫なりと云ふ、定期市場の利用驚くべし。

第九章 穀物の販賣費

(細目) 販賣費の調査、農民手取値段の市價に對する割合。穀物の販賣費。農民手取値段と小麦粉市價との割合。穀物と他の農産物の比較。

(要領) 概して生産者の手取値段と消費者の仕拂値段との差を以て販賣費と認む、之が調査は販賣組織及方法の功程を検する上に於て重要なり、穀物の販賣費は運賃と地方穀倉連轉費其幾分の利益検査及計重料、問屋口錢との和なり、農民は中心市場の製粉所が小麦買入に仕拂ふ價の九割一分、小麦粉消費者の仕拂ふ小麦代價の八割二分九厘を受く、然るに馬鈴薯に於ては五割五分、牛乳に於ては三割七分五厘を得るのみ、以て穀物の販賣費が他の農産物に比して著しく少きことの一端を知るべし、之穀物販賣上幾多好適なる性質を具有するに因るは固よりなれど、販賣の組織方法に於て制度の力と機械の力を存分に利用して取引上能く有効なる活動をなすに因らずんばあらず。

附録 カンサス州小麦取引事情

(細目) 地方取引機關、買入の競争少し。穀物の買入、買入値開き。地方穀倉の經營成績。保險賣行はれず。委託販賣。到着引渡販賣。鐵路販賣。カンサス市商業會議所。中心市場の穀物取引關係者の發達。販賣費中運賃の割合。

(要領) 同州地方市場にては沿線會社、獨立會社、製粉所優勢にして農民穀倉未振はず、而して之等買入機關の間に競争なく、保險の定期賣行はれず、買入と共に直に線路販賣に付する等、總べて未發達の状態にあり、反之、中心市場の穀物取引關係者、海外輸出業者は良く發達し大なる働きを低廉に提供しつゝあり。

第三編 穀倉發達の歴史及將來

第一章 沿線穀倉の強大

(細目) 千八百六十年前後の状況。線路仲買。州の穀商聯合會。沿線穀倉會社。沿線會社の獨立穀商壓迫。沿線會社の終端穀倉兼營。兼營の弊と其禁止。兼營と調査の弊。

(要領) 穀倉を有せざる線路仲買なる者各停車場に跋扈して買入を競争し、其極買手の間に破産者を續出するに至りしかば、地方穀倉を有する穀商は州の穀商聯合會を組織し、鐵道會社を操縦して線路仲買を征伐せり、然るに穀産の發達に従ひ中心市場の大商店大資本を以て地方買入に従事し、夫々鐵道と特別關係を有し、其沿線に多數の地方穀倉を連設したるものあり、所謂沿線穀倉會社之なり之等の會社は夫々其鐵道より輸送、運賃等に多大の特恵を受け益々優勢となり、高價買入を一時敢行して獨立穀商を壓倒し、後低價を農民に強ひ利を貪れり、又千八百八十八年(明治二十一年)シカゴの大穀商アーモアが中心市場に於て穀物商業と公開穀倉業とを連結經營せるより、此種の兼營各中心市場を風靡し、大會社の力は愈々強大となり、巨額の買入、貯藏、賣出、輸出其意の儘となり、市場を支配せり、此兼營は禁止せられたることあるも種々回避の手段を講じ實際に於ては續行せられ、穀物調査の弊と相伴ひ、農民、地方穀商、需要者を損害して、自ら不當の利を貪れり。

第二章 穀物同盟と買入獨占

(細目) 穀物同盟。穀商聯合會と買入獨占。買入價格支配。不服従者壓迫。立法監督。農民及其穀倉に對する壓迫。州際商業委員の調査。利益計算共通。競争の廢絶獨占の實現。

(要領) 中心市場の大會社は更に歩を進め、穀商聯合會を利用して到る所會員及會外の穀商を團結し、二

三の巨頭恣に穀物買入價格を決定したり、之即ち穀物同盟に依る買入獨占なり、同盟に屬する各會社は一定の買入價格を嚴守し、且利益計算共通の下に、穀物買入に付各會社の權利の割合超過受入に對する罰金等を協定せり、此故に穀物買入の競争は跡を斷ち純然たる獨占となり、數人の巨頭支配の暴威を逞うせり、會員外の穀商にして價格一定の協議に應ぜざる者は種々の壓迫を加へ、降服して一致の歩調をとるか若は廢業をなすの止むなきに至らしむ、農民及農民穀倉に對しては穀商、問屋、鐵道等各方面より極力迫害を加へたり。

第三章 農民の穀物販賣上の困難

一七五頁

(細目) 農民の穀物販賣上の困難。農民穀物直接輸出の妨害。農民の團結と輿論の喚起。農民協同の穀倉の内部的困難。外部的障害。各國販賣組合共通の困難。

(要領) 大穀物會社は地方獨立穀商との競争上、一時は比較的高價を以て買入をなせるが、之を壓倒し若は其權手下に致せる後は、直ちに農民の穀物に對し低價を強ひ、等級を低く付し、夾雜を多く見積りて不當の利を貪り、穀物同盟成るに及んでは殊に買入獨占の暴威を振ひ、各種の妨害手段を以て農民が穀物を直接に中心市場に輸出する途を斷てり、此苦境を救済する爲、千八百八十年代(明治十二三年頃より廿年前後の間)に於て農民の利益を代表する諸團體蹶起し、穀物取引及鐵道營業振を改革する運動を起し、遂に國家問題として州際商業委員等の活動となり、合衆國及諸州の諸立法を見るに至れり、之と同時に農民は協同して穀倉を經營し、自ら穀物の買入販賣をなすに至れるが、其組織、經營上種々の内部的困難ありしのみならず、外部より大會社は鐵道をして農民穀倉に敷地を供せざらしめ、運輸上の便宜を拒否せしめ、問屋を威嚇して取引をなさざらしめ、高價買入を以て農民を誘惑し自己の農民穀倉に離反せしむる等妨害を加ふること甚しく、極力農民穀倉の發生を壓

迫せり。

第四章 農民穀倉の勃興

一七六頁

(細目) 悲況に補助組合。ロツクワエル農民穀倉。所謂罰則規定。大會社の採りし防遏手段。問屋との取引妨害。フランク事件。問屋の農民穀倉擁護。農民穀倉聯絡の氣運。罰則に對する攻撃。罰則を消滅せしむる權道。穀商聯合會の態度の變化を示す三書簡。穀商聯合會の籠絡攻略の不成功。罰則の不要。問屋の態度の一變。農民穀倉の優勝と其發達の大勢。

(要領) 農民穀倉勃興の先鋒は、千八百九十年(明治二十三年)アイオワ州ロツクワエルの一村に設立せられし農民穀倉にして、其所謂罰則規定により、社員が生産穀物を賣りし場合には、賣先が自己會社たると競争會社たるを問はず、必一物に付半仙の料金を納めしめ、以て穀倉の維持經營に必要なる費用を潤渴せざらしめ、辛うじて外部の誘惑壓迫に對抗して生存を維持し、資本家の大同盟と雖も渺たる農民組合を如何ともなし能はざる先例を示せり、此「罰則」あるときは敵手の競争的高買は徒に農民を利して一も農民穀倉を害し得ざるを以て、大會社は問屋を威嚇して取引を斷たしむる等の手段を講じて撲滅に力め、又其基礎たる「罰則」を不當として法廷に争ひ、之を規定せざる農民穀倉と妥協する等方法を盡して傳播を阻止せんとせり、然れども大勢如何ともすべからず、農民は同盟に對するに同盟を以てして、終に巨商買入獨占の桎梏より脱却し、穀物取引界に新勢力を確立せり、農民穀倉發達の跡を大觀するに、曩にロツクワエル穀倉が成功の範を示してより僅に二十數年の間に盛に諸州に勃興し、千九百年(明治二十三年)頃より其數大に増し、殊に最近數年に於て目醒しき進歩を遂げ現在總數三千に及び、其苦境に健闘したる歴史は頗我邦産業組合當事者の刺戟たるものあるべし、

第五章 農民穀倉の聯絡、指導、獎勵及利益代表

一八

一九頁

(細目) 諸州の農民穀倉聯合協會。農民穀倉の増加と普及獎勵。聯合協會の目的及事業。聯合協會の總會。農民穀倉運動の機關雜誌。農民穀倉支配人會議。農民相助組合全國會議。政府の施設。大學の盡力。

(要領) 農民穀倉の聯絡機關は千九百十三年(明治卅六年)のイリノイス州聯合協會を始めとし、穀産七州には何れも成立せり、自ら穀物を取扱ふにはあらず、其利益保護及其普及發達を計るを目的とし、農民穀倉の増加は其勢力を強むる所以なれば、其新設に力を致したり、又農民穀倉運動の爲に有力の機關雜誌あり、雜誌刊行の外、講演、其他指導獎勵に盡力す、千九百十三年(大正二年)各州の農民穀倉聯合協會は團結して、農民相助組合全國會議(National Council of Farmers' Cooperative Associations)を組織せり、各州聯合協會の統一補助を目的とする最高の聯絡、指導及利益代表機關なり、合衆國中央政府は農務省新設の市場及田舎組合事務局に於て、穀物取引及穀倉に付き、種々調査施設す、但補助金、貸付金等はなさず、農民が自助する様開發指導に力む、各州大學も此方面に協力しつゝあり、就中ミネソタ大學は農民間の各種相助組織の統計調査をなす職務と權限とを州より附與せられ、精確の報告を出し其他農民穀倉の發達に盡しつゝあり。

第六章 農民穀倉の將來と事業上の聯合

一九頁

(細目) 農民穀倉總數の増加。農民穀倉の優勝と獨占價格。實業上の發達。事業上の聯合による終端穀倉經營。加奈太農民穀倉の大發達。穀物取引所新設問題。農民穀倉の將來。

(要領) 農民穀倉は將來尙其數を増すの要あり、他種の地方穀倉が滅じ又は停滯せるに農民穀倉のみ大に増加せる事實は、今後増加の餘地大にして且見込充分なるを示す、然れども農民穀倉も將來益々完全なる相助組織の機能を發揮する爲め其組織及經營方針に於て、出資額の最高限、事業分量に應ずる配當主義の勵行等、一層改善を要する點少からず、又從來農民穀倉の聯合團體は、聯絡指導等を目的とするものゝみにて未聯合して穀物販賣をなすものなく、從て穀物一度中心市場に入るや如何ともする力なし、此故に事業上の聯合を作り、大終端穀倉を中心市場に經營し諸方より穀物を集中して、一層獨立有利なる販賣をなすこと、加奈太農民穀倉の如くせんとする希望當事者の間に盛なり、穀物取引界に更に新時期を劃すべき此農民穀倉將來の進歩は頗注目に値す。

追録 第一 合衆國の穀物及倉庫に関する新立法

(第二編第二章及第三章に對する追録)……………二〇〇頁

(細目) 二個の新立法。穀物標準法の要點。倉庫法の要點。合衆國穀物標準法全文。合衆國倉庫法全文。
(要領) 合衆國は千九百十六年(大正五年)八月穀物標準法を新に公布せり、各州内の商業は各州の法權に專屬する故合衆國法としての此新立法は何れも主として州際又は國際商業に關する場合に付き規定す、穀物標準法は農務大臣は公定標準を定め、且検査人の免許を爲す制度を立て以て検査等級の監督を行はんとす、倉庫法は一定範圍の農産物の大商業倉庫に關するものにして、當該倉庫を免許營業と爲し保證の爲債券を供託せしめ、入庫物に検査を受けしめ、以て取引の圓滑と倉庫信用の確實とを期したり、兩法的全譯を附記せり。

- (一) 合衆國穀物標準法……………二〇三頁
- (二) 合衆國倉庫法……………二〇七頁

追録 第二 加奈太の農民穀物販賣機關……………二〇四頁

目次及要領

一九

第一章 加奈太の穀産—穀物取引と農民運動……………三四頁

(細目) 穀物生産額。小麥の輸出。世界第二位の小麥供給國。穀産三州。ウヰンニベグ市と穀物取引。千九百年來の取引状態。農民團體と其運動。三大農民會社。

(要領) 加奈太の小麥産額は二億物(約四千萬石)にして其半を輸出す、世界第二の小麥供給國なり、其小麥總生産額の九割はマニトバ、サスカツチエワン、アルバータ、の三州に産し、其中心市場ウヰンニベグは世界最大の小麦市場なり、加奈太農民の穀物取引上の苦境は、千九百年(明治二十三年)の頃より甚しくなり、之に對し三州に地方農民會勃興し、農民利益の擁護伸張に力めたるが、最近千九百六年(明治三十九年)以降之等農民會の基礎の上に三州各一の大農民會社設立せられ、農民相助の販賣組織として目醒ましき發達を遂げ偉大なる範例を示したり。

第二章 マニトバ州—穀作者穀物會社……………二七頁

(細目) 農民會社の成立。販賣事業の困難。相助主義と取引所除名。事業分量に應ずる配當と口銭規則。農民會社の困難。取引所再入。利益處分。口銭規則停止に依る妨害。農民の會社に對する忠實。事業及財務の發展。穀物の外國販賣。地方穀倉經營。大終端穀倉經營。農民需要品の販賣。機關紙刊行及印刷事業。

(要領) 穀作者穀物會社は農民により千九百六年(明治十九年)に設立せらる、ウヰンニベグ市の取引所の會員となり、直接に穀物販賣を行ふを第一の目的とす、其事業は當初種々の困難あり、取引所は此農民會社を口銭規則違背の經營法に藉口して除名せり、其後農民會社が再加入をなし、隆盛となるや、商人は更に取引所の口銭規則を停止し、小麦販賣受託の競争を自由にし、以て農民會社の小麦を奪ひ之を衰滅せしめんと計りしが、農民は終始自己の會社に忠實を盡し、妨害手段を無効にたらしめ、會社は創立以來八年にして、千九百十四年(大正三年)株主は一萬四千人の農民にて、資本

金百六萬二千弗(二百十二萬四千圓)一ヶ年の取扱穀高三千萬物(約六百萬石)純益十五萬五千弗(三十一萬圓)積立金總額二十一萬五千弗(四十三萬圓)の盛況に達しウヰンニベグ最大の穀物取扱者となれり。

右の外會社は近年穀物を買入れて外國に販出す副業を營み、又州政府の買上げ經營せんとして失敗したる百七十六の地方穀倉及び巨大なる終端穀倉等を經營す。

第三章 サスカツチエワン州—相助穀倉會社……………三五頁

(細目) 穀倉調査委員。官營反對と相助穀倉案。農民穀倉の當時の状態。相助穀倉會社法制定。會社の設立及開業。ウヰンニベグに於ける穀物販賣。財務及事業發達の状況。

(要領) 州政府は三名の委員を任命し、地方穀倉の官有官營の可否を調査せしめ、委員の提案に基きて千九百十一年(明治四十四年)相助穀倉會社法を制定し、農民をして組合的に組織せしめ、地方穀倉建設費の八割五分の資金を二十ヶ年賦償還(年五分利)にて貸付くることとせり、此會社は事業開始後、第三年度には資本金百八十一萬八千弗(三百六十三萬六千圓)株主一萬三千餘人、經營する地方穀倉百九十餘取扱穀高千三百萬物(約二百六十萬石)に上り、一ヶ年の利益十七萬弗(三十四萬圓)に達し、政府の貸付金は百二十萬六千弗(二百四十一萬二千圓)を算す、會社はウヰンニベグ取引所に加入し、此處に自ら穀物を販賣す、而して會社の取扱ふ穀物の三分の一は其直接買入、殘三分の二は農民之を寄託して、分別保管を爲さしめ、後ウヰンニベグに送り出して會社の手に託して賣らしむるものなり、之れ加奈太農民の穀物取引の特徴なり。

第四章 アルバータ州—農民相助穀倉會社……………三九頁

目次及要領

(細目) 農民運動。農民相助穀倉會社法制定。會社の地方穀倉經營。家畜販賣。

(要領) 千九百十三年サスカツチエワン州の例に倣ひて、農民相助穀倉會社法を制定し、地方穀倉建設費に付サ州同様の貸付を州政府よりなすこと、せしが、會社設立の翌年には六十五の穀倉を有し、四百萬石(八十萬石)の穀物を取扱ひ、利益一萬四千弗(二萬八千圓)を擧げたり、穀物はウキンニベグの穀作者穀物會社に委託して販賣す。

第五章 餘言.....三〇頁

(細目) 農民會社の取引所利用。三會社の効果と其將來。加奈太の農民會社の示す範例。

(要領) 加奈太農民の穀物販賣上の成功は、取引所等の商業機關の作用を理解し、自ら進んで之利用をしたるに因る、三會社の農民の利益に及ぼす効果は極めて大にして將來も頗る有望なるり、其各が僅々數年の間に成し遂げたる驚くべき發達は、米國のみならず我國の農業倉庫、産業組合聯合會等にとりて最有益なる範例にして、農民相助組織の實力の爲めに萬丈の氣を吐くものなり。

米國の穀物取引と穀倉

休職農務局事務官
兼農商務書記官
石 黒 忠 篤

緒言 米國の穀産——本稿記述の主旨

世界に於ける米國穀産の地位 米國は沃野曠漠氣候適順なる世界の大穀産國たること人の知る所なり、其
主要なる穀産を世界の總産額に比するに左の如く重要なる地位を占む。

穀物	世界産額	米國産額	米國産額の割合
玉蜀黍	三十六億物	二十六億物	七割四分強
小麦	三十七億物	八億物	二割四分強
燕麥	四十一億物	十一億物	二割七分強

玉蜀黍は米國の特産と云ふべく、世界何れの國も比肩すべきものなし、小麦燕麥に於ても露國の之を超越するありと雖も歐露のみとせば之に及ばず、米國は世界第一の生産國なり。
米國農産中に於ける穀物の地位 次に米國農産物中に於て穀物が極めて重要なることを示さん。(千九百十三年の計數に依る)。

- (一) 玉蜀黍十七億弗……
- (二) 農作物總額 (二) (棉花) (約八億弗)

緒言 米國の穀産——本稿記述の主旨

農産物總額 六十億弗 (三) 乾草 (約八億弗)
 九十七億弗 (四) 小麥 六億弗
 畜産物總額 (五) 燕麥 四億弗
 三十六億弗 其他の穀物……

右の主要三穀物に付ては左表に依り尙明細を得べし。

第一表 米國主要穀物産額表

年次	面積(千エーカー)		收穫量(千物)		價額(千弗)	
	面積	收穫	面積	收穫	面積	收穫
一九一四年	一〇三、四三五	二、六七二、八〇四	一、七〇二、五九九	一〇五、八二〇	五三、五四一	三八、四四二
一九一三年	二、四四六、九八八	一、六九二、〇九二	一、〇七、〇八三	一、五二〇、四五四	八七、八、六八〇	一、一四一、〇六〇
一九一二年	二、五三一、四八八	一、五六五、二五八	一、一四、〇〇二	一、〇五、八二五	八七、八、六八〇	四九九、四三一
一九一一年	一、五二〇、四五四	一、〇七、〇八三	一、〇七、〇八三	一、〇七、〇八三	五〇、一八四	三八、三九九
一九一〇年	一、五二〇、四五四	一、〇七、〇八三	一、〇七、〇八三	一、〇七、〇八三	七六三、三八〇	一、二二一、七六八

備考 合衆國農務省年報に據る、價額は當該年の十二月一日の産地價額なり
 主要なる穀産地方 穀物を産出する主要なる諸州は左の如し。

第二表 主要諸州穀物産額表(單位百萬物)

州名	一九一一年(上の州)		一九一二年(上の州)		一九一三年(上の州)		一九一四年(上の州)	
	面積	收穫	面積	收穫	面積	收穫	面積	收穫
北岸州	六二	三三	四〇	二二	二二	一七	二二	二二
西州	六二	三三	四〇	二二	二二	一七	二二	二二
大州	六二	三三	四〇	二二	二二	一七	二二	二二
北東部	一四三	五〇	三三	二二	二二	一七	二二	二二
中東部	一六三	四五	四三	三三	三三	三六	三六	三六
中部	三〇〇	一六	四二	四〇	四〇	三三	三三	三三
北西部	七〇	六二	五二	一七	一七	一八	一八	一七
中西部	九一	八五	六二	四三	四三	四二	四二	四二
北西部	三八九	一六五	一六五	一五	一五	一四	一四	一四
北西部	一五八	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
北西部	(以下)	六五	六五	八二	八二	七三	七三	七三
南西部	七八	四四	四四	三二	三二	一五	一五	一五
南西部	一七三	六九	六九	六二	六二	四二	四二	四二

緒言 米國の穀産——本稿記述の主旨

北米合衆國及加奈太穀產諸州及穀物取引重要市場の圖



緒言 米國の穀産——本稿記述の主旨

新英蘭の舊地方に於ては其農民は續々故園を廢蕪に委し、西に此新農地を求めて去り、其農業は穀作より變じ酪農、混同農業として殘存するを見るに至れり之れ蓋新地方穀産の甚大なる影響ならずんばあらず。

穀作状況 所謂曠野人稀なるミスシッピ河上流域大平原の農業經營は、勞力を節し沃土を恣に用ふる最大規模のものにして、徹頭徹尾、機械を使用するものなること固より當然の理なれども、亦頗顯著なる特徴と云はざ

此表の示すが如く、所謂北中部(ミスシッピ河)西方七州及北中部(ミスシッピ河)東方諸州中のイリノイ州を包括する廣大なる一團の地方が最主要なる穀物地にして、實に世界農業上最有望なる、ミスシッピ河上流域の大平原なり。

穀産地方の開發 此等諸州が今日の隆盛を見るに至りしは、鐵道の發達に因るものにして、僅に百年の歲月を閲したるのみ、就中ミネソタ、南北ダコタ、ネブラスカ、カンサスの開發は、漸く四十年來のことなり其の以前に於ては開拓の見るべきもの未之なかりしが、運輸の便と穀産の利とは互に相俟ち相助け、忽ちに鐵道網を以て蔽ひたる大穀産地となれり、殊に最近十數年は、穀價概して良好なりしかば其穀作は益々好況に趣けり。

鐵路一度通じて此大沃野の開かるゝや、其豊穰なる穀産は國內、國外の市場に大勢力を占め、大西洋沿岸

全国(四十九州)總計	十部中州	西一	部中	中州	南八	加
計	オレゴン	ワシントン	モンタナ	オクラホマ	テキサス	ケンタッキー
一、一、四一	(以下)	(以下)	(以下)	(以下)	一二五	一〇八
八九一	一七	四二	一八	四八	(以下)	五九
七六三	一六	五三	二一	一八	(以下)	八七
七三〇	二一	五四	一九	二〇	(以下)	九二
六二一	一七	五一	一二	九	(以下)	五一
六九五	一六	三六	八	二六	(以下)	六三

るべからず、北西七州の平均に見るに、一農場の面積は二百九エーカー(八十三町六段)、其中耕地面積は百四十八エーカー(五十九町二段)の大農地にして、一家の農民は種々の農用大機械を使用して之が耕作に従事す數頭の馬を以て挽く機械犁より、穀物を移動、貯蔵する酌揚式穀倉に至るまで、其間、整地、播種、刈取、脱穀、調製、其他一切の穀物取扱は殆ど皆機械力によるものにして、人は僅に之が運轉を指揮監督するのみ。(小麥耕作に付ては明治四十一年、農商務省刊行鈴木重慶氏「米國に於ける製粉用小麥栽培に關する報告」あり、米書にては Don Hinger, Book of Wheat, 最普通に行はる。)

此穀産地方に於ても、農業經營が純然たる穀作より漸く混同農業、畜産業に推移し、小麥産地に於ても或程度に玉蜀黍が代り作らるゝ傾向は之を認めざるべからず、然れども、國內に於ける小麥の絶對的重要程度は之が爲めに變ずるものとなすべからず、其主として關連する所は、他國の競争ある輸出貿易なりと信ず。輸出貿易 序を以て外國輸出に付き一言せんに、穀物大生産國たる米國は自ら其輸出國なり、輸出せらるゝものは主として小麥及小麥粉にして、玉蜀黍、燕麥、大麥の如き、多く飼料又は工業原料に用ひらるゝ穀物は比較的重要ならず、輸出額を表示せば左の如し。

第三表 米國穀物外國輸出表

年	小麥	小麥粉	小麥及小麥粉計	玉蜀黍	燕麥
一九一〇年	二四、二五七	八、三七〇	六一、九二三	四二、六九三	一、九三一
一九一一年	三二、六六九	一一、二五八	八三、三三〇	六一、五七三	二、一二六
一九一二年	六一、六五五	一〇、六二二	一〇九、四五二	三〇、九八〇	三〇、三七四
一九一三年	九九、五〇九	一一、二七八	一五四、六八九	四五、二八七	五、二七五
一九一四年	一七三、八六二	一一、七六八	二三一、三二二	一五、六二六	三五、〇六七

備考 合衆國商務統計に據る 之を外に觀るに、米國は小麥粉に於ては拔群第一位の輸出國にして、玉蜀黍に於ても亞爾然丁の次位を占むるも、小麥としては今や露西亞

亞爾然丁、加奈太、羅馬尼、英領印度、濠洲の下位となれり、大戦の勃發は他國の小麥輸出を減少若は杜絶せしめ、米國小麥の輸出を俄に増加せしめたりと雖も之固より一時の變調に過ぎず。

之を内に見れば、國內の消費は人口の増加と共に膨脹し來れり、小麥の輸出額(小麥粉を含む)が生産額に對する割合を檢するに。千九百年以前十年を最盛とし生産額の三割より時に四割以上の輸出を見たるが、其後漸次に低下し、近年は一割に減ずるに至れり、玉蜀黍に於ても亦然り、千九百年以前五年を最盛とし生産額の八分より時に一割以上の輸出を見たるが、近年は二分に減ずるに至れり。

穀物の國內商業 米國の穀物輸出貿易が對外的にも亦對内的にも、漸次其重要程度を減じ來れるは、自然の大勢なるが、之れ寧ろ國內充實の結果、其必要を増したるが爲めに、輸出を減じたるものと云ふべく、從て穀物の國內商業は益々盛なるべきなり。

農業生産の地理的分野は 米國國內商業の基礎をなせり、嘗に上述の大西洋岸新英蘭地方のみならず、南方棉産地帯も、西方ロッキーマン山畜産地方も、其他何れの地方も、各自其食料及工業原料上自立するものにあらざるが故に、其間に於て取引盛に行はれ、商業上幾多の大中心は主要農産の集中と、其國內各地及外國への分配との爲に大に發達したり、今茲に述ぶるミスシッピー河上流域の巨大なる穀産の爲めに、其中心市場として發達したるは、イリノイス州シカゴ、ミネソタ州ミネアポリス、ミッツソリー州カンサス市、其他の諸市なり。(第二編第一章參照)。

此地方の穀物取引の特色 此穀産地方に於ける穀物取引上の特色は、穀物が最初より最後迄、一も包装を施さるゝことなく、「バラ」にて取扱はれ、穀倉は所謂酌揚式(エレヴエーター)にして、「バラ」荷の穀物を扱ふに適する特殊の構造と制度とを具有すること之なり。

太平洋沿岸地方の取引 太平洋沿岸の小麥産地に於ては、小麥は總て袋入にして、「バラ」扱にあらず、假令精選等の目的を以て酌揚穀倉に入れらるゝことあるも、再び袋入せらるゝ其主たる原因の一は氣候にあり、夏期の間は降雨なき故、小麥は袋に入れ、野天に堆積し置くを得、防雨の設備を要せず、酌揚穀倉の使用を省略す、固より倉庫に之を積むことも常に之ありと雖も、普通の倉庫にして酌揚穀倉にあらず、之等の積場(platform)及倉庫は小麥を買入れ取廻りて輸出する商人の所有に屬す。(此地方の穀物取引は茲に述べる所と全く別系統をなす、詳細を知るには Wheat ports of the Pacific Coast, in yearbook of Dept. of Agr. 1901 及 Marketing Grain and Live stock in the

Pacific Coast Region, Bureau of statistic Bulletin 89, 1911 を参照せよ。

穀倉 人若し此地方に旅行せば、汽車の過ぐる到處の停車場に於て、角筒形の高さ建物、小さき首を頂くの外、窓も無く飾も付けず極めて没趣味なるもの、必ず一個若は數個、線路に沿うて屹立するを見るべし、之實に此地方に普遍せる地方穀倉 (country elevators) なり、既にして中心市場たる都市に至らば、高く聳ゆる圓筒形の困(圓藏)を連立する巨大なる穀倉に吃驚すべし、之世界に著聞する終端穀倉 (terminal elevators) なり。

茲に都鄙に通じて、「穀倉」と譯稱したるもの、原語はエレグエーター elevator にして、固と昇降機を指稱せるものなるが、其の應用の一たる穀物酌揚装置の名稱は懸て之を備ふる穀物倉庫をもグレインエレグエーター grain elevator と呼ぶこととなり、終には此種の穀倉を經營する者の呼稱となるに至れり。(酌揚式穀倉と譯するを正確とすべしと雖も、煩を避けて單に穀倉と云はん)。

勿論、米國の穀物倉庫 (grain warehouses) にも、酌揚装置なきものあり、(之を elevator と區別する爲、flat house と稱す、又 warehouse の語を之に換用することあり)、茲に記述する穀産地方にも平屋建設倉庫なきにあらざるも頗る少し。

穀倉と穀物取扱 此地方に於て穀物が「バラ」にて取扱はれ、水平に運搬せらるゝのみならず、盛に垂直の移動をなしつゝある狀況は、實に吾人意思の外にあり、其穀物取引上至重の機關たる所以は、酌揚装置を備へて穀物の流下性 (flowing quality) を萬般の處理に利用したる點に歸すべし、蓋此の如く穀物の物理的性質を利用するには先づ動力を以て之を酌み揚ぐるを要すと雖も、其放流に依りて種々の場合に人力を借らずして敏速、且多量の働きを爲し得るが故に結局高き勞銀を省略すること著大なるべく、若し人力を以てせば其金錢上及時間上の失費驚くべきものあるべし、米國穀物取引の能く今日の盛大を致したる所以は實に鐵道發達の外、又此穀倉の穀物酌揚の設備及混同保管の制度の功に歸せざるべからずと信す。

獨乙の學者、米國穀物取引の狀況を贊嘆して曰く「穀物取引に關し歐洲舊國に於ては夫々永年の慣習去らんと欲して去る能はざるものあり、然るに大穀産地たる新世界に於ては、穀物の乾流性 (Trockenflussigkeit)

を存分に利用し、技術上に於ては、其貯藏、運搬等取扱に最も便利なる特殊の設備をなし、法律上に於ては完全なる代替物として、取引を自由にし商品としての性質を高めたり」云々。(Wiedenfeld: Getreidehandel in Eelster's Woerterbuch der Volkswirtschaft Bd. I.)

本稿記述の主旨 予は米國の農民穀倉は極めて微々たるものとのみ思ひ居りたりしが、曩に休職渡歐の官許を得て英國に遊びたる歸途千九百十五年の春米國農務省に就て之を質し始めて其意外の發展に驚き、之を中心として穀物取引關係を概覽せり、即ちナイアガラ瀑布の觀光に代へて大なる穀物の流れを見んことを目的に、シカゴ、ミネアポリスよりミネソタ州の田舎に入り、取引所、穀物検査所、大小の穀倉、大學、個人等を視察訪問したり、本稿は其際蒐集手録し來りたる材料に據るものにして就中左の諸氏及諸書に負ふ所多し。

合衆國農務省 W. H. Kerr 氏、シカゴ穀物検査所 C. F. Hegwein 氏

ミネソタ大學教授 L. D. H. Weld 氏 (今はエール大學)、ミネアポリス取引所書記長 J. G. Mc Hugh 氏

Weld: The Marketing of Farm Products, 1916.

(本書は農産物全般の販賣問題を論述せる最良書なり)

Weld: Statistics of Co-operation among Farmers in Minnesa a 1913.

Weld: Minneapolis as a Grain Market. (Not published)

Rebell: The Farmers' Elevator Movement.

(Journal of Political Economy No. 9, 10, 1914. 及 American Co-operative Journal 9, 11, 12-1914, 5-1915 に載つたる論文なり)

(Monthly Bulletin of economic and social intelligence, International Institute of Agriculture, Roma, March 1915 に "Farmers' Elevators" in the North Central states of U. S. A." 題する記事に上記論文の要旨を摘載せり。

此記事の譯は雜誌「産業組合」大正四年七月號小平權一氏「合衆國北方中部諸州に於ける農民穀物倉庫」を見よ)

Powell: Co-operation in Agriculture, 1913.

(本書の農民穀倉に關する部分の譯は雜誌「産業組合」大正四年十一月號左子清道氏「農業倉庫に付て」を見よ)

Coulter: Co-operation among Farmers, 1911.

(本書の農民穀倉に關する部分に付ては農業世界大正四年十一月號の西垣恒矩氏「米國穀倉組合の狀態」を見よ)

Bullock: Selected Readings in Economics. (中 Emery 氏の定期取引に關する論文を再録せる部分)

Dondringer: Book of Wheat.

Yearbook of Department of Agriculture.

Final Report of the Industrial Commission. XIX.

Annual Report of the Illinois State Grain Inpection Department.

Annual Report of the Board of Trade, Chicago.

American Co-operative Journal.

尙ほ上記の外政府其他の發行にかゝる報告小冊子議會、委員會等の報告、速記録等にして参考せるものあるも其主なるものは本文中當該箇所に記し茲に掲げず。

(附記、邦文の記事は前記三氏の分の外、内池廉吉氏、「倉庫經營論」、同氏、「穀物トラスト」(日本經濟新論第十卷第六號)、河田關郎氏、「穀物倉庫論」(經濟論叢第一卷第六號)あり。)

予は専ら本問題を通説する纏まりたる一書を獲んことを欲して、たづねたるも終に其の適當なるものを知る能はざりき、局部的調査、特殊的研究に屬する文献は少からずと雖も、其連絡關係を知るは易からず、而して全體に亘りて概述するものは僅に數頁の中に之を收むるが如きものあるのみ、之が爲に予は短き滯米期間中能ふ限りの時間を割き視察訪問材料蒐集に力めし、官命調査にあらざれば、敢て在外公館を煩はさず時日及手段共に充分なる能はず、其淺狭の見聞を以て難駁なる資料を編述補綴する亦止むを得ざるものあり、故に或は細に偏し要を逸し、又或は不知にして誤謬を傳ふるなきを保せず、且、今、養病の休閑に筆を執り、斧正に懶くして徒に冗漫に失せり、自ら顧みて其輕忽を恐れ、蕪雜に慊らずと雖も、周到なる調査を他日他人に期待し敢て此稿を作す所以のものは主として左の二事由に因る。

蓋米國に於ける之等の事情は我邦に知られざるもの少からず、例へば幾多知名の人の我農業倉庫の論議に

米國を引照するを見るに、農民穀倉十數年來の發展を知らざりしは必ずしも予のみにあらずと思はる、之れ一には我邦と關係密接ならざるが故にもあれど、亦實に其間の事情を通説せる便利なる書物を缺くにも因らずんばあらず、予は之が爲に少からず不便を感じたり、故に薄雜を顧みず調査したる所を録し之を紹介するの必ずしも徒爾ならざるを思へばなり。

(學者或は獨逸の文献によりて米國の穀倉を論ずるものあれども、予の知れる範圍にては米國の農民穀倉に僅に言及せるもの唯二三あるのみ、獨逸書に依りて其近時の狀態を知るは難し)

又彼我の穀物事情は農業上、商業上差異隔絶甚しく、彼の長の直に移して我に施し難きもの多きは固より言を俟たずと雖も、學殖經驗の士の適切なる識見を以てせば、検査保管の制度の如き、定期取引の利用の如き、買入獨占の如き、將又農民穀倉の勃興の如き、其間必ずや我参考、鑑戒、刺戟たるものを發見すること少からざるべきを信すればなり。

本稿記述の範圍 本稿は題號を「米國の穀物取引と穀倉」と云ふと雖も、記す所はミシシッピ河上流域なる世界的穀産地及其中心市場の穀物取引と其特色たる穀倉との狀況にして、主として其最進歩せりと稱せらる、ミネソタ州及シカゴ、ミネアポリスの二大中心の事情に據り、逐次、編を地方市場、中心市場に別ちて之を叙し、末尾に稍事情を異にせるカンサス州の取引の概要を附録し、更に第三編に於て農民穀倉發達を中心として穀倉の歴史と將來とに言及す、叙述の範圍は右を出でず、之等中心市場より東部の諸市、其他諸港への輸送、其後の取引、外國輸出、製粉等の事情は自ら別個の重要な調査事項たり、本稿は記して之に及ばず。

(ニューヨークに於ける穀倉及穀物取引に付ては農商務省商工彙報(明治三十九年、四十年)掲載の神谷貞次郎氏報告「米國に於ける倉庫業」と詳細なる實地運用狀況の説明あり有益なる参考なり。小林行昌氏著「倉庫編」中の記事殆ど之と同一。)

(大正五年十二月脱稿)

第一編 地方市場に於ける穀物取引

第一章 地方市場と地方穀倉の現状

地方市場と其取引機關 穀産地方一帯を蔽ふ鐵道網の各停車場所在地點は、夫々其附近産出穀物の小取引中心をなす、之を地方市場 (local markets, country markets) 若し輸出地點 (Shipping points) と稱し、此處に其取引機關あり、其主なるものを地方穀倉となす、小規模の酌揚穀倉を備へ、穀物を農民より買入れて、鐵道に由り、夫々其地方の商權を把持する中心市場に之を輸出す、往時は之等の地點に小穀商群集して買入れを競ひしが、取引の健實なる發達を害すること少からざりしを以て、大なる穀商の團結は、穀倉を有せざる穀商を驅逐し、今や之等の小さき穀商は穀倉なき地方に存するのみ、其他に於ては極めて微々たるものとなれり。(第三編第一章參照)

地方穀倉の三種 地方穀倉 (Country elevators, local elevators) とは地方市場の小穀倉を總括指稱せるものにして、中心市場たる諸市に在る大規模の終端穀倉 (terminal elevators 第二編第三章) に對し、地位上の區別に依る便宜的呼稱なり、從つて組織經營の實質より見れば、其中三種の著しく性質を異にするものあり、次の如し。

- 獨立穀倉 (independent elevators 又は houses)
- 地方穀倉 { 沿線穀倉 (line elevators 又は houses)
- 農民穀倉 (farmer's elevators 又は houses)
- (一) 獨立穀倉 獨立穀倉なる此名稱は稍漠然たるが、レフェル氏は所謂獨立穀商 (independent grain dealer)

なるものを定義して、「個人、組合又は法人にして、一個若くは多くとも數個を出でざる地方穀倉を有する穀物商人なり」と云へり、之を穀倉の方面より見て、獨立穀倉と云ふなり、要するに、地方穀倉の、他の何れの種類にも屬せざるものにして、各産地の穀商が經營する穀倉なり。

(二) 沿線穀倉 此種の穀倉はシカゴ、ミネアポリス等の中心市場に本據を有する、大なる穀物會社の所有經營に屬する地方穀倉なり、之等の會社は夫々一二の鐵道と特別關係を有し、其穀倉は其線路に沿ひ殆ど停車場毎に建てられ、頗る多數にして連鎖狀をなす、一會社所屬の穀倉、多きは八百に上るものあり、尙ほ第二編第三章「終端穀倉」及第二編「穀倉の沿革」に於て詳述すべし。

(三) 農民穀倉 此種の穀倉は農民の協同に依る、相助組織の社團法人 (Co-operation) が經營する地方穀倉なり、故に又組合穀倉 (Co-operative elevator) とも稱せらる、其實質は要するに所謂買取主義の穀物販賣組合にして、主として社員たる農民の生産せる穀物に對し能ふ限り全市價を與へ各自の販賣利益を多からしむる目的を以て、之を買入れて販賣する爲め、地方市場に於て穀倉を經營するものなり、穀物の受寄保管をなすことあれども、之を主たる目的とする倉庫組合にはあらず、又委任を受けて穀物の販賣をなす組合にもあらず、委細は項を別ちて後述すべし。

各種穀倉の重要程度 一般に地方穀倉の統計は頗る備はらず、諸州の各種穀倉を通覽すること能はず、左に掲ぐるはミネソタ一州の統計なるが、各種穀倉の比較的重要程度と、農民穀倉が其數に於て未だ沿線穀倉、獨立穀倉に及ばざるも、獨り漸次に興隆し有力なる地歩を占め來れることを示すものにして、其他の州に關しても、大勢一般に此の如きを推知するの料とせらる。(別に附録せるカンサス州穀物取引事情中に同州各種地方穀倉の數を擧げたり)。

第四表 ミネソタ州各種地方穀倉累年比較表

穀倉の種類	年次	
	一九〇六年	一九〇七年
沿線穀倉	總數 輸出穀量ノ% 一、一九九	一、一七二
獨立穀倉	總數 輸出穀量ノ% 三八一	三七七
農民穀倉	總數 輸出穀量ノ% 一五二	一六八
地方穀倉	全數 一、七三二	一、七二六
		一九〇八年
沿線穀倉	一、〇〇七	一九〇九年
獨立穀倉	四三〇	一、〇六八
農民穀倉	一七六	五六・二
地方穀倉	一、六二五	九九四
		一九一〇年
沿線穀倉	九四四	一九一一年
獨立穀倉	五八・二	八六
農民穀倉	二九八	四八・三
地方穀倉	一、五〇五	七七七
		一九一二年
沿線穀倉	八六	一九一三年
獨立穀倉	四八・三	四七・五
農民穀倉	二九八	三〇〇
地方穀倉	一、三九五	二七〇
		一九一三年
沿線穀倉	七七七	
獨立穀倉	四七・五	
農民穀倉	三〇〇	
地方穀倉	一、三三五	

備考

- 一、一九〇六—一九〇八年の数字はツィメル、ムルラス氏 (Annals of Aardem) 一九一一年九月號所掲(ウエルド教授、レフセル氏共に之を採る。
- 二、一九〇九—一九一二年の数字はミネソタ州穀物検査所長報告但自ら農民穀倉と稱するものは總て加算せる嫌ありと云ふ、ウエルド教授之を採る。
- 三、故に一九〇八年と一九〇九年の沿線穀倉及獨立穀倉の数字の連絡甚不合理なり。
- 四、一九一三年の農民穀倉数はミネソタ大學の調査に依る正確のものなり。

此表に於て第一に注意を牽くは、地方穀倉全體の數が年々減少することとなり、之れ其不要なるものあるを示すにあらすや、ウエルド教授の所述に依れば、ミネソタ州に於ては、各鐵道停車場に立てる穀倉、多きは六七に及ぶも、此の如きは、實際の必用よりも多きに失す、從て一倉當りの穀物は少量となり、一物當りの費用は割高となり、買入價格の低下を來たす、何れの停車場と雖も、二倉若は三倉あらば充分なり、尙ほ之等小麥産地に於ても、小麥に代りて、玉蜀黍等農場に止まるもの、作付が、或程度迄増加するは自然の傾向

なれば、市場輸出機關たる地方穀倉は、當然其數を減すべしと云ふ、全國を通觀するに、新地開拓の結果、穀倉の新設を要する地方あると共に、此の如く既設のもの過多なる地方に於ては淘汰せらるゝもの亦少からざるが如し。

次に其内譯を見るに、沿線穀倉の數は七百七十七にして地方穀倉全數の過半を占むるも、年々大に減じ來れり、退歩の運命を自白するものと云ふべし、地方穀倉全體の減少を來たす所以は専ら此點にあり、獨立穀倉の數は三百にして略ぼ動かず、其進歩見るべきなし、然るにも關らず、獨り農民穀倉は未だ二百三十八に過ぎざるも、逐年大に増加し來れるを見るべし。

農民穀倉は數に於ては、尙ほ地方穀倉全數に對し五分の一を稍超ゆるに止る、然れども、其著しき増加と地方穀倉全數の減退とは積極消極相俟ちて、地方穀物取引上に於ける農民穀倉の優勢を確かむるものと云はざるべからず、況や量に於ては、地方穀倉全輸出量の約三分の一を輸出するものなるに於てをや、而して上記農民穀倉の穀物輸出量を、其所在地點の總輸出量に比するに、少くとも半分を占むと云ふ。(ウエルド教授所述に依る)。

沿革の概要 沿線穀倉は地方穀物取引機關として最重要なる地位を占む、其地方穀産開發の功績は没すべからざるものあり、然れども時を経るに従ひ漸く專横に流れ、穀物買入に際し、農民に不當の低價を強ひ、不法の利益を貪り、又鐵道會社と結託して私惠を専らにし、穀物同盟を組織して買入を獨占し、農民の利益を無視し、恣に地方市場を支配したり。

農民は此悲況を脱せんが爲めに協同して起ち、自ら穀倉を營むに至りしが、沿線穀倉、穀物同盟は、之を撲滅せんとして、あらゆる惡辣手段を盡し、之に與する鐵道會社は諸種の妨害をなしたる爲、困難を極め、農民穀倉運動は到底覺束なく思はれたりき。

此苦境に在つて、健闘能く農民穀倉成功の先例を示せるは、千八百九十年アイオワ州ロックウエルに設立

せられたる農民穀倉なり、爾來農民の覺醒、地方の充實は、漸次、諸地方に於て農民穀倉を組織經營する能力と資力を備ふるに至り、千九百年より其數増加し來り、殊に千九百十年來最近數年間に、其數に於て亦質に於て、著しき第二步を進めたり。

農民穀倉の能率大なることは既述の如し、(又ヒツバード教授は百餘の報告に依り一般的觀察をなし、農民穀倉一年間の取扱穀量は之と拮抗する他の穀倉の二倍以上に當ると記せり)、蓋其相助組織たる本質上、好き穀價を農民に與ふるが故に、其組織員は勿論、以外の者も、進んで其穀物を之に賣るに由る、之れが爲に、營利の目的を以て低價に買入れんとする、沿線穀倉其他の競争者は、採算上事業を廢するに至れるもの少からず、上表に於て一斑を示せるが如く、沿線穀倉は其重要程度を減じ、農民穀倉之に代はり、買入獨占の暴狀より農民を開放し、穀物取引界の一勢力たる地位を永久に確立したり、沿革の詳細は第三編に述べべし、以下地方穀物取引事情の叙述に於て、農民穀倉を主とするは、單に農民の協同組織として注目し値するのみならず、其新興の大勢力にして、且有望なる將來を有すればなり。

農民穀倉の現勢 現今合衆國全體に於ける農民穀倉の總數は、三千を算し、輒近一年間に約五百宛を加ふる趨勢にありと云ふ、之れ合衆國農務省の當局者カー氏が、昨千九百十五年五月予に語りし所なり、(一年前千九百十四年のウエルド教授調査も、總數二千八百に達すと記せり)、此總數三千の内容に關する各般の計數は一も之を知るを得ざるを以て、各種の調査統計を綜合して現狀を述べべし。

三千の農民穀倉に付き大約の推算をなすに、之を組織する農民の數は三十七萬人を超え、(カー氏も穀産七州のみにて二十一萬八千人なりと語れり)、出資總額は三千萬弗程にして、其取扱ふ穀物の總量は四億五千萬物に達し、地方輸出穀物總量の約四割を占むるものと見得べきが如し。

予が此推算は左の如くしてなせり。

農民穀倉を組織する農民數、出資額、取扱穀量等に關し、コワルター教授著書中の計數の割合はボウエル氏も之に據れるが如く、又ミネソ

第五表

ミネソタ州調査、及レフセル氏論文を参照するに、妥當と認むべきが故に、其率を以て農民穀倉總數に對する概數を推算す。

農民穀倉數	社員總數(倉一二五人とす)	出資總額(一倉一萬弗とす)	販賣穀量(一倉十五萬物とす)
一九一五年、カー氏直話により 三、〇〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇、〇〇〇
一九一四年、ウエルド氏調査により 二、八〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	二八、〇〇〇、〇〇〇	四二〇、〇〇〇、〇〇〇
一九一三年、カザア氏により 二、二〇〇、〇〇〇	二五二、五〇〇	二〇、二〇〇、〇〇〇	三〇三、〇〇〇、〇〇〇

農民穀倉の農民に與ふる利益は實に大なるものなるも、其推算は此處に述べず、便宜上穀物の賣買其他の項に於て述ぶること、せり、就て見るべし。

農民穀倉の分布 次に合衆國內に於ける農民穀倉分布發達の狀況を示す爲、左に州別農民穀倉數表を掲ぐ、所謂穀産地帯のミネソタ、アイオワ、南北ダコタ、ネブラスカ、カンサス及イリノイスの七州の計千七百九十一を算し實に全國農民穀倉總數の八割八分強を占むるを見るべし。

農民穀倉に關する統計は、なきにあらざるも頗る不完全なり、數氏の擧ぐる所を對比するに、年代を少しく異にして其數を大に異にするあり、年代を同するも其數同じからざるあり、カーグラー教授が、合衆國農務省千九百十三年報に掲げた統計及分布圖は、何年現在のものなるやを明にせずと雖も、同氏の適當なる實質的判斷(農民穀倉の組織)中引用の同氏意見参照の下に、採録せられたるものなるべく、且同氏と農務省との關係に稽ふるも、最も信憑すべきものと思はる、が故に、之を採り、他の二三を參考として附記す。

第六表 米國諸州に於ける農民穀倉數表

地方	著者		年次	
	州名	著者		
ミネソタ	カーグラー氏	一九一二年?	二八六	
	ボウエル氏	一九一一年	二六六	
	コワルター氏	一九一一年	二六五	
	レフセル氏	一九一三年	三〇七	
	其他		一九一三年	二七〇
	大學調査			二七〇

部西		部中南			東部中北			西部中北											
オ レ ゴ ン	ワ シ ン ト ン	ア イ ダ ホ	コ ロ ラ ド	モ ン タ ナ	アル カン サ ス	オ ク ラ ホ マ	テ キ サ ス	ケン タ ツ キ	ウ 井 ス コ ン シ ン	ミ シ ガ ン	イ リ ノ イ ス	イ ン ヂ ア ナ	オ ハ イ オ	カ ン サ ス	ネ ブ ラ ス カ	南 ダ コ タ	北 ダ コ タ	ミ ツ リ	ア イ オ ワ
											*		*	*	*	*	*	*	*
三	一八	四	四	二五	二	三六	四	一	五一	二二	二六〇	二八	二三	一四九	二二四	二二〇	三二〇	八	三三二
三	一八	一	四	一六	二	三三	五	一	三八	二〇	二三五	二四	一四	一二六	一九三	二二二	三一五	三	三二七
									多數	二二五			多數	多數	二五〇	多數	二八〇		
										三〇〇			?	三二	二〇〇	三五〇	三四七		一八
									ヒツ マ ド 氏 一 九 一 三 年 ?				?	三 一 九 一 三 年 ?	カ ー 氏 引 用 一 三 六				
									四〇										

總計 二、〇二〇 一、八六六 一、六〇〇 七州計一、七五六 カー氏直話三、〇〇〇

ミネソタ州の農民穀倉現況 ミネソタ州は、農民間に於て、各種の目的の相助組織、一般に盛なる州なるが農民穀倉の發達亦著し、同州大學は職務として此等農民團體に關し、精確なる統計をなす、農民穀倉の狀況を知る上に於て頗る有益のものなり、以下の記述に於て、其計數を引用せる所少からず、千九百十三年末の同州農民穀倉總數は、二百七十にして之れ農民が總出資の半以上を占むる穀倉なり、而して其大多數は農民殆ど全部の出資をなす、之を組織する農民の總數は約三萬四千五百人にして、平均一倉百二十八人に當る、州内五人の農民に付き一人は農民穀倉に屬する割合なり、其事業成績は二千四百萬弗にして、販賣せられたる穀物の價格は右の内二千二百萬弗に當り、(カー氏の直話に依ればアイオワ州の四千五百萬弗に及ばざれども)、優に一州の農民が販賣せる穀物の價額の三割を占む。

第二章 地方穀倉の構造

規模材料 地方穀倉は其組織、性質に於ては三種の異なるものあるに拘らず、其規模構造に至りては其間何等の差異あるを見ず。
地方穀倉の大きさは區々なり、收容力千物、二千物の小なるものあるも、四、五萬物より十萬物に至る迄を普通とするが如し、建築は木造亞鉛板張を通例とし、中心市場の大穀倉と異りコンクリートのものは未だ少し建築費は大小及材料に依り一樣ならざること勿論なるが、木造にして四萬物を收容する程度のもの三千弗乃至四千八百弗位、十萬物程度のもの一萬弗位なり、コンクリート建は四萬物程度のもの六千弗より七千二百弗位を要す、コンクリート建は約五割方高きが、耐久的にして且火災の憂少きより保険料著しく安く虫害損敗等亦少しと云ふ。

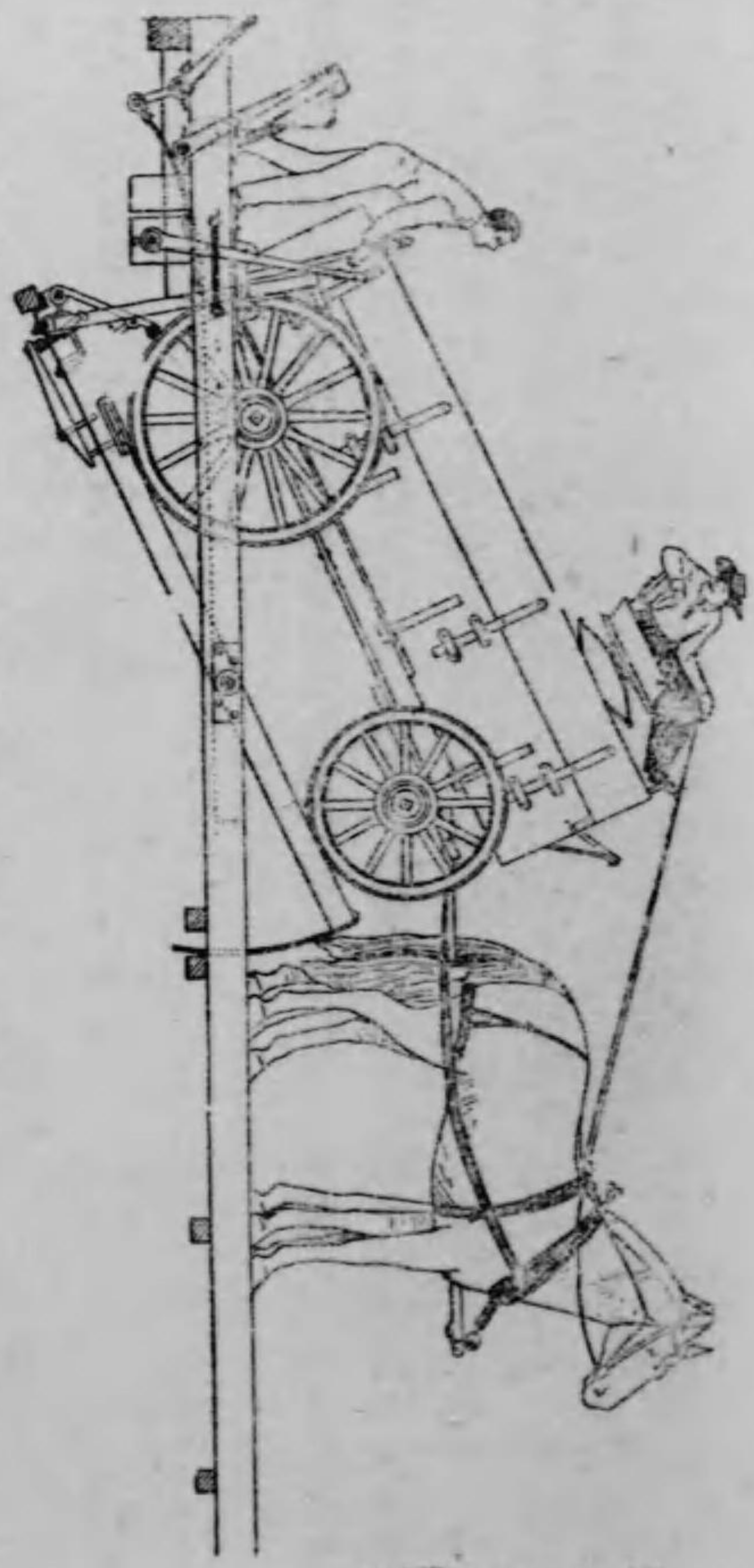
保險 保險料は百弗に付木造は安きは七十八仙、高きは二弗位なるが、コンクリートは二十五仙位のことさへあり、在庫穀物の保険料も大體右に同じ、然れども其數量は時期により變動あるが故に穀倉とは各別に保險に付し増減に應ぜしむるを可とす、保險會社の代理店なき田舎等に於ては穀倉收容力の最大限に付き保險し、以て安全を期しつゝあるものあり、又數量變動の通知により相當變更する様、豫め代理店と協定し置くものもあり、我邦の米券倉庫等は、一年を通じて一定額の總括的保險をなすもの多きが如し、之れ或は保險會社が日歩保險をなさざるに因ることあらんも、穀倉當事者何等か改善に努力するの要なきか。

地方市場への穀物搬出 農民が穀物を農場より地方市場に搬出するには、動物力に依るを常とす、北ダコタ州に於ては馬四頭挽の穀溜(Brain tank)を用ふることありと雖も、北部中央諸州を通じて一般には馬二頭挽の馬車を用ひ、穀物は「バラ」にて其馬車箱に積み入れらる、普通の馬車積の穀量は鐵道貨車積の大約十分の一に當ると云ふ。

千九百六年合衆國農務省の多數の報告を調査統計したる所に依れば此等諸州に於ける實際の馬車積穀量は平均左の如し、

小	三〇七七	玉	二七五八
燕	二七六六	蜀	二九七七
麥	二七六六	麥	
ら	二六七六	大	

穀倉の荷卸装置 地方穀物には穀物馬車を通過せしむべき、出入口あり、其の間の床下には窪害を設け穀物を流し込む處となすが故に、出入口は平地より稍高く爪先上りの坂を作す、農民は馬車を此斜面に取し上げ穀倉の床に乗ら込む、此床に五噸位迄を秤り得る衡機の設備あり、積荷を馬車の儘計重し、了れば馬車箱の後仕切を撤す、床には又特別の仕掛あり、之を動かせば馬は其儘にして車體のみ自ら後方に傾き、箱中「バラ」にて積込まれたる穀物は曩に外づされたる後仕切の口より車體の傾くに從ひざらゝと溢れ出で、床に開きたる口より床下に窪害を流下す、かくて穀物を落し盡したる後仕掛を元に返せば、車體は正位に復し農民は取して出口より通り抜くるなり。

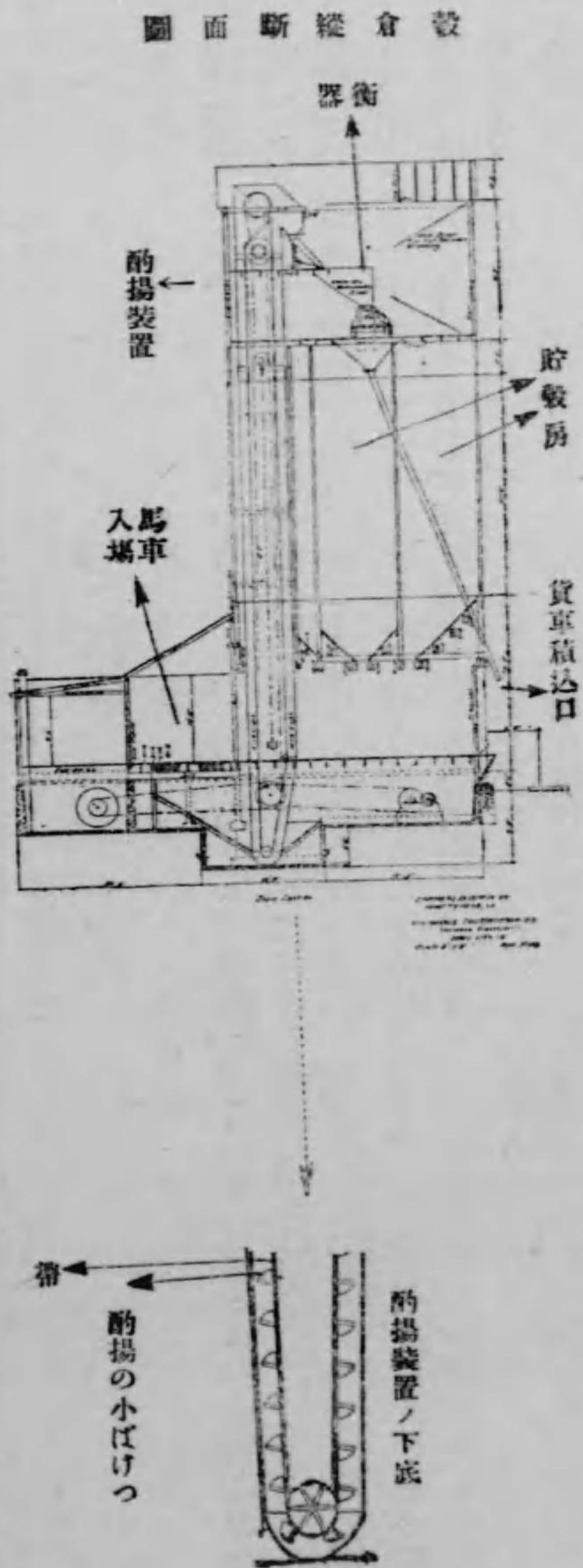


穀倉内に於て馬車より穀物を流下せしむる装置

穀物酌揚装置 窪害の底は斜面をなし、流し込まれたる、穀物は自ら一方に溜まる、此處に穀物酌揚装置 (elevator) あり、即ち建物の此最下底より絶頂迄直上直下往復する帶(諸機械の調革の如きもの)に、多數の小さき酌箱 (buckets) を連続して着けたるものにして、帶の運轉するに從ひて此小さき酌箱は穀物を酌み揚げ行きては頂上に之を溢ぼし、空となりて下り來り又酌みて上る仕掛なり、多くの穀倉は此の如き酌揚装置二帶を備ふ、此装置を連轉するには普通六、七馬力乃至十五、六馬力の石油發動機又は電力等に依る、而して此酌揚作用は敏速にして一時間に一千物の穀物を馬車より受入るゝものあり。

貯蔵装置 建物の頂上には自働衡器あり、酌み揚げられて溜りたる穀物を秤り、貯穀房の中に落す、貯穀房は普通六個乃至十數個に分たれ、多くは四角にして高さ三十呎内外なり、縦長く立列べて作られ建物の大部分を占む、穀物は特別の場合の外は唯品質のみに依りて分たれ同品質のものは總て混同貯蔵せらる、之が

爲めに穀倉の收容力上の經濟頗る大なり、貯穀房の底部は斜面をなし此處に漏穀口あり、貯藏せる穀物を處理する爲再び酌み揚ぐる場合には、此口を開きて穀物を落し、酌揚装置を運轉す。



穀物の貨車積込み 穀倉は何れも鐵道停車場附近に建てられ、其一面には必ず引込線路來り接す、穀物を鐵道貨車に積込むには、貨車を穀倉直下に持ち來り、積込むべき穀物を貯穀房より再び穀倉頂部に酌揚げ、衡器にて計重し、穀倉の漏穀口より樋管を貨車の戸口に通じて其中に注入し、堆るに従ひて之を均らし、其嵩まるに應じて貨車の戸口に次第に板戸を締め行き、かくて一車を充たしたるときは戸口を閉じて封印を施すなり。

穀倉の作業 地方穀倉は穀物を集積、貯藏するの外荷役の働きをなすものにして、唯に穀物を馬車より鐵道貨車に積込むにも之を経ること多く、人手を以て積込むは穀倉無き場合にて極めて稀なり、穀倉は又諸種の機械を設備し穀物の精清、乾燥等をもなす。

第三章 農民穀倉の組織

相助組織と諸州の法律 農民穀倉は農民の相助組織に依りて經營せらるゝ穀倉にして、我邦の販賣組合の所謂買取主義を採るものなり、米國に於て相助組織 (Co-operation) と稱するは、我邦の産業組合の如く、法律上其實質、形式を明にせるものにあらず、其範圍頗漠然たり、現今農民間の各種の相助組織は多くは各州の會社法 (Corporation Laws) の下に設立經營せらる、從て農民穀倉も亦大多數は之に依るものなり。

然れども、普通の株式會社は資本的營利社團にして、萬事資本を基礎として成立するも、相助組織は人的相助社團にして、總て組織員に重きを置く、其結果、組織上、經營上種々の點に於て相異を見る、而して會社法は、相助組織が特別に組織員の資格、權利の讓渡、出資額、議決權、配當等に關し必要若は有用とする制限、條件の規定を缺くが故に、結局之を強行することを得ず、(特徴たる之等の諸點に付ては後述すべし) 他の法規を以て補ふに非ざれば、到底相助組織に適切なる能はず、尙ほ非營利法人に關する法律、組合契約 (partnership) 又は社團法人 (membership corporation) に關する法律も亦農業上の相助組織には適せざるなり。此の如く法律上、相助組織の設立、經營に不便あるが故に、進歩せる諸州に於ては、時勢の必要上、之に關する特別法を制定公布せり。

ウオシコンシン、(千九百十一年)ネブラスカ、ミネソタ、南ダコタ、(千九百十三年)カリフォルニア、北ダコタ、カンサス、インディアナ、コロラド、ニューヨーク、マツサチューセツツ其他南部諸州に此法律あり、尙ほアイオワも最近千九百十五年に制定せりと聞く、之等の立法例に付ては我農商務省農務局に於て翻譯編輯せらるる諸外國産業組合法規を参照すべし。

然れども之等の立法は何れも新しく、現在の農民穀倉にして、之に準據するものは極めて少數なり、州に

依りては、普通會社法の下に設立せられたる從來の相助組織を、或は定款變更に依り、或は解散新設の手續に依り、新法に準據せしめんと力むる所ありと雖も事至て難きが如し。

農民穀倉の範圍 上述の如き事情なるが故に、農民穀倉なるもの、範圍も亦明瞭を缺く、カーヴァー教授

は合衆國農務省千九百十三年報に掲げし農民團體論に於て次の如く云へり。

「所謂農民穀倉が總て純粹の相助組織 (Co-operation) なりやは人の能く問ふ所なり、之等の中には外形上株式會社なるものあり、株式會社は嚴正なる意義に於て相助組織にあらずとの非難は一應の道理ありと雖も、寧ろ形式の末に走りて當該企業の精神如何を無視するものと云ふべし、農業者に對し其所産の穀物に可及的好價を與ふるを目的とし、株式に好き配當をなすを目的とせざる場合には、此の如き組織は總て精神に於て相助なりと云ふて可なり、株式にして農民に所有せられ、株式の利益配當が實際上普通金利に制限せられ、爾餘の利益が販賣事業の好果として總て農民に歸屬せしめらるゝに於ては、其企業は形式に於ては普通の營利會社と撰ぶ所なしとするも、精神に於ては相助なりと云ふべきなり。

然れども株式會社組織の下に於ては、此相助的精神較もすれば没却せられて營利に走るの危險常に存するは否むべからず、株主にして會社の取扱ふ産物を生産すること少きか、又は全く之なき者あらんか、終に出資に對する配當の高率ならんことをのみ希望するに至るべし、組織をして此の如き結果に陥るを防ぎ、經營方針をして常に生産者の利益を圖るにあらしむる策は、極めて望ましきことたるや論なし、唯、事の難易得失を論ずるにあらずして、現状の觀察決定するに當りては、其形式の如何を問はず、凡そ其團體の經營方針にして生産者の利益を圖るに以上は、之を目して相助組織となして何等支障なしと信す。」

之を要するに、氏の意見は或團體が相助組織なりや否やは之を形式に依て定むべからず、實質的に定めざるべからずと云ふに在り、此見解は一般に認めらるゝ所にして、殊に米國の現状に於ては適當なるものと云はざるべからず而して之と同時に、往々其名「農民穀倉」を號して其實一も名に添はざるものあるを以て、之を

除外せざるべからず、調査の現局に當る者の困難は云ふ迄も無し、現存の材料より統計を採録するに當りても亦少からざる注意を要す。

農民穀倉の相助的特徴 次に資本を基礎とする普通株式會社に對し、組織員に重きを置く相助組織の特徴として通例認めらるゝ諸點を農民穀倉に付て吟味し、且其組織の現状を附記せん。

組織員の資格と權利讓渡の制限 抑も農民が農民穀倉を組織するは生産者として有する穀物を有利に販賣せんが爲にして、一般の投資者が株式會社の目的たる事業に關する所無く、單に配當利廻りの良きを欲して株主たることは、其主旨根本に於て異なり、農民穀倉を組織する者の資格は所在の農民に之を限らざるべからず、從て其權利の讓渡も亦相當の制限を要す、諸州の會社法は固より株主の資格に何等制限を設けず、株式の讓渡亦自由なり、(假令株式を賣らんと欲する者あるときは會社自ら先づ之を買ふ權利を留保する場合ありとも、會社財力乏しき場合には何等効果あるものにあらず、其結果生産者に非ざる者、否寧ろ之と利害相反する者が株主たることあり、之が爲に農民團體としての活動を妨ぐるの不都合あるに至る(上述カーヴァー氏所説參照)、此弊は農民穀倉に於て往々見たる所なり。

ミネソタ州の調査に依れば、州内の地方穀倉中二百七十は農民が總株式の半以上を有するものにして、正に農民穀倉と云ふべく、而も其大多數は農民が株式の殆ど全部を所有す、株式讓渡の制限に付ては調査無し南ダコタ州に於ては穀倉に先買權を留保するもの多しと云ふ。

組織員數 一農民穀倉を組織する農民の數は多數なるべく、固より定數あるべきにあらず、平均數はコウルトー教授ポウエル氏共に百二十五人と見積れり、ミネソタ州實查の二百七十倉の平均は百二十八人なれば大體此見當なるべし、大なるものは右二百七十倉中六百人以上のもの一、五百人以上のもの一、四百人以上のもの二、三百以上のもの四あり。

事業範圍と組織員 尙相助組織は性質上、其の事業の便益を與ふる範圍を組織員に限るを本義とす、農民穀

倉に於ても、主として其組織員たる農民の穀物を買入れて販賣（需用品供給事業を兼營する場合には組織員に供給）する事勿論なれども、其他の者の穀物の取扱（需用品の供給）をもなさざるにあらざる但利益配當は通例之を與へず、蓋之に依りて穀倉自體が利を營むにあらず、穀倉は社員外にも好價を與ふるに過ぎずとの見解より之を認むるものなる可し、我販賣組合に於ては此範圍は嚴格に組合員に局限せらるゝが故に、組合員外の者は其便益を受くる能はず、組合は組合員の生産物提供不充分の際に困難することあり、相助組織として現行法制上止むを得ざることゝなす。

出資高と議決權の制限 相助組織は特殊の人的社團にして、普通株式會社に比し資本を要すること大ならざるのみならず、組織員の資本的勢力を制限するの要あり、従つて組織員の出資額は小なるのみならず、其最大限を定められ、組織員の議決權は出資の高に比例せず（株式會社は各株に付て之を認むるも）各員平等となす、州に依りては會社法中此點に關し或種の規定を設くるものなきにあらずと雖も、相助組織にとりて充分なりと云ふべからざるが如し。

農民穀倉の資本は規模の大小に依りて異なり、二千五百弗、三千弗位の小より五萬弗の大に至ると雖も、概して云はゞ一萬弗位のもの普通とすべきが如く、一株の金額亦十弗の如き小なるものなきにあらずるも、二十五弗、五十弗、百弗を普通と見るべきが如し、一株の金額は何れかと云へば大に赴きつゝある傾向あり、一時拂込の不可能なる者には分割拂込を許す方針採用せらるゝ、資金の主たる用途は穀倉の建設にあり、農民穀倉にして二、三倉を有するものなきにあらずと雖も多からず、（イリノイス州フレインフィールドのものは七倉を有し一年の取扱穀量二百萬物に及ぶと云ふ、此の如く大なるは稀なり）。

ミネソタ州調査を見るに、一員の出資最高限に付ては報告をなせる二百三十五倉中、制限を置くもの八割三分に上り、其中最多くは十株を以て制限とすること左表の如し、

出資最高限	穀倉數	割合
無きもの	三九	一六
百株	一九五	八三
三株乃至五十株	六九	(三〇)
(内譯) 十株	(最多し)	
計	(四株五株八株等多し)	
	二三五	一〇〇

又議決權の制限に付ては、報告をなせる二百三十九倉中、十三を除き爾餘二百二十六即ち約九割四分は所有株數の如何に關せず一人一票の主義を採る、即ち農民穀倉は農民に依りて所有せらるゝのみならず、農民に依りて民衆的に管理せらるゝを見るべし。

其他の特徴 上述の外、相助組織の要素と通常認めらるゝものに、尙ほ事業分量に應ずる配當主義等あるも之に付ては第五章「農民穀倉の營業利益」に述ぶることゝし左に農民穀倉の定款及細則例を附記せん。

附記 農民穀倉の定款及細則例

(南ダコタ州農民穀倉協會 (Farmers' Grain Dealers' Association) 所定のものを抄譯す)

定 款

第一條 本國法人を………會社と稱す

本會社の事務所を南ダコタ州………に置く

郵便物送達宛亦右に同じ

第二條 本會社の目的は各種の穀物、種子、石炭、木材、農用の機械其他一般の需用品、家畜及其他の貨物にして特に會社株主の利益に關

するもの、買入、販賣、貯蔵其他の取扱をなすに在り

第三條 本會社の資本金は……弗とし之を一株……弗の……株に分つ

第四條 本會社の役員は社長、副社長、書記、會計掛及理事會とす

社長、副社長及書記は理事會の議員たるものとす

理事會に依りて選任罷免せらるゝ支配人も亦役員とす

會計係は會社外より選任することを得

書記及會計係は同一人たることを得

第五條 純利益金は拂込済株金に對し……分を超えざる範圍内に於て配當することを得

前項配當をなして尙殘餘なるときは細則の定むる所に依り株主が會社となしたる事業の分量に應じて配當することを得

第六條 各株主は其所有する株式に付毎株一票の表決権を有す但し千九百九十九年州法第二百六十四號第一章第七條第二項の規定に依り一人に

して……票以上の表決権を有することを得ず

(注意 上記の規定は表決権の制限を置かんとする場合に定款中に之を規定するものとす)

細則

年齢二十一歳以上の者何人とも雖も本會社の株主たるの資格を有す

株主たる者は理事會の定むる規定に従ひ一株の金額……弗の割合を以て一株以上の申込をなすを要す但……株を超ゆることを得ず

株主は總て入社當時現行の細則又は其後の規定に於て定むる所に従ふことを要す

株主は株式を賣る場合には先づ會社に券面額を以て賣る旨申込むべし、會社之を取得することを拒絶したる場合にあらざれば他に之を賣るべからず

總ての株式は會社に對する債務に付き責任を負ふものとす其登録株主が會社に對し如何なる形式に於ても債務を負担し居る間は之を譲渡すことを得ず

前項の規定は總て株券の裏面に印刷し若し株式を取得する者あらば其買入前の細則其他の規定を了知するを要するの注意となすべし

會社の取得したる株式は新株式を發行する前迄に賣ることを要す之を賣る迄は會社帳簿上は財産の一部として取扱ふべし

役員は會社の事業を執行する爲資金を借入る、ことを得

役員は會社の爲に訴訟、代理人其他の代理人、代表者を任命し又會社の業務執行上必要な使用人を雇備することを得

總て任命は其雇備の際及報酬に付きて理事會の同意を得ることを要す
役員買入掛若し代理人は穀倉其他總て會社の營む事業に付主任として經營し、理事會の要求に従ひて毎週若し毎月書記に報告を提出し、理事會に於て別段の定なき限りは委任状は出席株主の多數票の上之を許すことを得
前項の者は其後任者に對して會社所屬の金銀帳簿其他の財産を引渡すべし
支配人は入庫穀物の市價保險の爲定期掛繋をなすの外定期賣買に據はるが如き一切の投機をなすことを嚴禁す
理事會議員の選舉は投票に依る
其他の事項は總て賛否の投票に依る、株主は其所有する株式に付毎株一票の表決権を有す
定款に於て別段の定なき限りは委任状は出席株主の多數票の上之を許すことを得
理事會は現實に賣出されある株式の……分を越えざる範圍に於て會社の(損失費用を控除したる)純利益金より配當をなす旨宣言するの權限を有す
理事會は配當を宣言する前、會社所有の總ての不動産其他の財産の價格を精確に評價し減價を見積る義務を負ふ
上記の配當を仕拂ふて純利益金に尙殘餘あるときは其殘餘は各株主が會社となしたる事業の分量に應じて其株主に配當せらるゝものとす但し一年度に於ける事業は他年度に於ける事業に影響を及ぼさず
會社の營む各種の事業の計算は各別に取扱ふべし各株主の計算も亦各別に取扱ふべし
細則の變更は毎年の總會若し理事會が其目的の爲本細則の定むる所に依り豫告をなして招集したる臨時總會に於て總株式(賣出されある)の三分の二以上の表決権を以て之を行ふ。

第四章 農民穀倉其他地方穀倉の事業

地方穀倉の事業 地方穀倉は其の組織の如何を別たす何れも穀物を農民より買入れ中心市場に賣出すを以て其事業となす、穀物の受寄保管は其主たる事業にあらず、以下穀物の賣買に付き節を分ちて記す所は各種穀倉に通ずるものなり、但沿線穀倉に在りては買入資金の調達と穀物の販賣とは中心市場の本社之を司るを以て各穀倉自身は其指揮に従ひ行動せば可なるのみ、故に之等の事項の記述は農民穀倉及獨立穀倉に關するものと知るべし。

穀物資金 穀物の賣買を述ぶるに當り先づ之に要する資金に付き概述せんに、年々の穀物出廻に要する資金は巨額にしてドンドリンガー氏が鐵道に關するものを除きて五億弗に上ると記せるは既に數年前なれば今や十億弗を算すべし、此金融を如何すべきかは實に地方穀倉にとりては重大なる問題なり、之等地方取引機關は其資本を穀倉の建設に固定するのみならず、保管を主とせず買入を業とするが故に一面買入穀物に付て農民に現金仕拂をなすの要あり、他面穀物を輸出して中心市場に賣り、代價を入手する迄には最敏速にするも數日乃至數週を要す、此故に資金はおのづから借入に待たざるを得ず、而して其調達の途は地方銀行、中心市場の問屋及農民の三なり。

地方銀行 地方銀行が主として之等資金の融通をなす職に在るものたるや勿論なり、ドンドリンガー氏は「主たる穀産諸州に於ける地方銀行の發達は穀物移動に要する資金の増大に比して遙に其速度大にして、今や地方は概ね各自の金融を運轉しつゝあり、金融の中心たる各都市は穀物出廻に付ては最早昔日の如く重要な地位にあらず」と云へり、地方穀倉が漸次其資金を地方に仰ぐに至れるは著しき傾向なるも此語は一般より云はば尙聊か過ぎたるもの、如し、地方銀行は時として資金豊富ならざること無きを保せず、又一個人一會社に對する貸付金額に付き法律上制限ある爲、充分の信用を與ふる能はざること往々之ありと云ふ。

中心市場の問屋 中心市場の穀物委託問屋が、自店に宛てたる穀物に付き地方荷主が荷爲替を組むを許容するは、最普通なる金融方法なるが、問屋は尙此外、自ら進んで地方穀倉に資金を貸付くることあり、之れ其利子を益せんとするにはあらず、委託販賣を成る可く多く引受けんが爲なり、故に利子は低率なるが、其金融を得たる穀倉は其在庫穀物の全部若し一部(通例七割以上)を、必其問屋に向けて送るべき旨契約することを要求せらるゝを常とす。(第二編第六章穀物委託問屋参照)

南、北ダコタ二州に於ては地方穀倉は今尙殆ど總て問屋より資金の融通を得つゝあり、問屋の金融は殊に此の如き新移住地方に於て重要にして、他に金融を與ふるものなき場合にも、進んで之を與ふる事實は多と

すべきものありと云ふ、然るにカンサス州に於ては地方取引機關は中心市場の問屋より一も金融を受くることなし、之れ此金融を危険なりとして與へざるに依ると云ふ。(附録カンサス州取引事情参照)

農民 農民穀倉に對しては農民も亦資金を融通することあり、而して其金利は他に比して最低率なり。各金融の割合と利子 ミネソタ州百五十八の農民穀倉(千九百十三年の事實)に付ての調査に據れば、全部若し一部の金融を地方銀行より受けたるもの百十二、問屋より受けたるもの八十、農民より受けたるもの二十にして、其借入金額は調査を缺くも、利子は平均に於て地方銀行は七分三厘九毛、問屋は六分七厘四毛、農民は六分二厘五毛なり。

第一節 農民の穀物販賣と地方穀倉の買入

農民の穀物販賣及農場留保の多少 農民が所産の穀物を市場に賣出す量の多少は、穀物の種類、農業の性質、等に因りて異なり。

玉蜀黍、燕麥の如きは、家畜の飼料として農場にて消費せらるゝもの多く、取引に上るもの比較的少し、小麥、大麥等食料若し原料として製造の工程を要し、都市の需要大なるものは市場に賣出さるゝ量多し、千九百十三年以前三箇年間の全國平均に於て、各穀物産額に比し産地よりの輸出額左の如し。

小	麥	割分厘	五七・七
玉蜀黍	麥	割分厘	二二・八
大	麥	割分厘	五三・一
燕	麥	割分厘	三〇・八

此の如く小麥は、量に於て市場取引に上るもの多きのみならず質に於て主要食料として價最貴く、穀物商業の主眼たるものなるが故に本書の記述亦之が取引を主たる目的となす。

次に農業の性質の差異を見るに北部中央諸州に於ても、ミシシッピ―河東の地方には、所謂混同農業比較的多く行はれ、穀物の農場内に費さるゝもの少からざるも、同河西の諸州に於ては主として市場に賣出すを目的

とする小麦作行はれ、年内市場に賣出す穀量は收穫の約七割以上に及び、其取扱機關として多數の地方穀倉發達するを以し、農場に穀物を貯蔵することは著しからず、然れどもレッドリヴァー流域地方（ミネソタ州及北ダコタ州境にて非常に廣大なる小麦農場多きを以て名あり）に於ては農場に自ら多量の小麦を貯蔵するものあり、又地方穀倉の設備充分ならざる所に於ては、賣出すべき穀物と雖も農民自ら之を貯蔵するにあらざれば脱穀後直ちに賣放たざるを得ざるを以て、カンサス州其他に於ては農場に Granary（穀藏）を見ること亦少しとせず。

農民の販賣方法 農民が穀物を賣する方法は其生産する量の多少に依りて異なり、大農民は自ら市價に留意し、大市場に於ける問屋と取引關係を結びて、其大量の穀物を販賣する方法を採り、地方中間機關の經由を省くことありと雖も、大多數の農民は其穀物を馬車にて地方市場に持ち來り、地方穀倉に賣るを普通とす。農民は又我邦の青田賣の如く、收穫前、收穫中又は收穫後に穀物の將來の引渡を契約することもなきにあらす、此場合には、契約後穀物上るときは他に賣りて曩の契約を守らざるの弊あり、現に今回大戦の前カンサス州の地方穀倉は、農民より小麦を一物六十五仙見當にて買入る、契約をなせるもの多かりしが、豫期せざる開戦に因り、穀價暴騰の爲既に契約せる數量を得る能はず、困難を極めたりと云ふ。

穀倉の受入及買入 穀倉は農民が穀物を持來るや、其品位と夾雜の歩合とを査定し、之を計重し、何れも穀倉のなす所にして、公の検査計重は地方輸出地點に一々存せず、中心市場に到達して後必之を受くるものとす、左の如き計重票を農民に交付す。

證券帳簿等は諸地方に於て慣行形式を一にせず。以下掲ぐる所は千九百十五年五月合衆國農務省が農民穀倉會計事務整理の爲に示したる會計制中の様式に依る

倉庫計重票

第.....號

.....年.....月.....日

.....農民穀倉會社

(所在地)

本票は保管證券にあらず又他人に譲渡することを得ず發行當日中に法律上の保管證券若は現金仕拂小切手に引代へらるべきものとす

穀物所有者.....
 運搬者..... 着時..... 發時.....
 載荷.....
 等級..... 夾雜..... 封度.....
 (署名) 穀倉代表者.....
 小切手 第.....號と代ふ
 保管證券 第.....號と代ふ

封	度	物
總量	純量	總量
風袋	夾雜	夾雜
		純量

之れ一時的の受入證にして、農民が其穀物を穀倉に賣るときは穀倉は之と引換へに左の小切手を以て仕拂をなす、小切手券面に差引とあるは、保管料其他穀倉が受くべき金額を穀物代金より差引きて小切手金額となすなり。

穀物買入小切手

第.....號

仕拂相成度し

の指圖に従ひ

弗を

.....の爲差引	物	金	額
小切手金額

本小切手は穀物の全代價として上記の差引をなして交付す

(番地).....

銀行中

支配人.....

穀物の寄託、混同保管、及證券に依る金融 農民は又穀物を穀倉に賣らずして寄託することあり、此場合には穀倉は一日中に該農民より受入れたる總ての穀物計重票を取纏めて左の一枚式の倉庫證券を發行す。

保管證券

第.....號

(所在地).....

農民穀倉會社

年.....月.....日

を正に受取りたり

計重票	總	風	純
番號	量	袋	量

右の量は.....物

夾雜は.....

等級は.....

穀物の種類は.....
右數量、種類、及等級の穀物は本證券の所有者に又は其指圖の通に、本證券裏面記載の條件及料金に従ひて證券引換に引渡すべし

.....物.....封度.....總量

.....物.....封度.....夾雜

.....物.....封度.....純量

農民穀倉會社

殿

(裏面に保管料の率及州法に依り規定せらるゝ穀物保管に關する條件を印刷す)

穀物の保管は特別の要求なき限りは、所有者及荷口の甲乙を區別することなく、唯品質のみに依りて分ち同一品質のものは總て混同貯藏し、出庫請求ある場合には必しも寄託せる其穀物を引渡すにあらず、保管證券記載の數量、種類、等級の穀物を、契約の條件及料金に従ひ證券引換に引渡すものとす、混同保管は穀倉收容力の經濟に大に利なるのみならず、穀物の出納取扱上に頗る便なり。

此保管證券は讓渡すことを得又質入することを得、此擔保によりて穀物價額の約七割半の金融を銀行より

受くるを得べし、此の如き倉庫證券に依る金融は南部諸州に於て棉花に付きて（殊に歐洲大戰に因る棉花下落の爲）大に行はる、大量の棉花所有者に便するも小農を益することは少し、穀物に付ては棉花に於けるが如く行はれず。

蓋地方穀倉は其種類の如何に關らず、何れも其主たる業務は穀物を農民より買ひて、中心市場の買手に賣るにあるが故に、其貯藏する所多くは自己の穀物なり、穀倉によりては、公開の業務として（第二編第三章第三節に掲ぐるイリノイス州公開穀倉B級の如し）州の免許を受けて、現に農民の所有に屬する穀物をも保管することありと雖も、之れ其主たる業務にはあらざるなり。

農民は穀物を穀倉に寄託する場合に於ても、後日之を該穀倉に賣るを常とす、蓋農民穀倉は常に好價を以て買入る、誠實の買手たるなり、農民が倉敷諸費用を支拂ひて之を自ら中必市場に送ることは無きにあらざるも極めて稀なり。

州によりては、穀倉が全然受寄保管をなさざるもあり、此の如き場合には上掲の保管證券の代りに、其記載事項の外穀物の價格及代金額を記載せる穀物買入證券を交付す、之れ其代價を以て買入るゝの契約證書に外ならず。

學者或は、農民は小麥を秋に賣る方、春迄持越して賣るよりも有利なり、少くとも同利なりと主張す、之を證するに小麥月別市價の十年平均を以てし、其年中を通じて大體平準せらるゝを示し（第二編第八章穀物市價参照）、小麥出廻最盛の十月と端境の五月とが僅に二仙・九の差に過ぎず、故に産地に於ける不完全且失費多き貯藏を償ふに足らずと説くあり（Wald: Marketing of farm products p. 352—）、果して然りせば、我邦に於て概して米價が八九月に高くして、十二月一月に低く、小麥價が七月に低くして十二月頃より高くなる傾向あると、事情を異にす、今シカゴに於ける小麥の各年の月別市價を檢するに、其高低不規則なること我邦米價よりも甚しき如く（高低の差甚しき云ふにはあらず）、到底單に十年平均の月別市價を以て、典型的に各月市價の傾向を認むる能はず、故に高値待ちの持越は、採算上不利なりと云ふにあらずして、寧ろ其有利を期すること非常に不安定にして經營上顧むべからずと云ふに歸すべしと信す。

アツシエル重量取引 地方市場に於ける穀物取引の單位は「一ブッシュル」なり。而して米國の穀物取引全般

に亘り、特に吾人の注意を要するは、穀量の單位が「ブッシュル」を以て表示せらるゝも、其取引は容量取引にあらずして重量取引なること之なり。抑々「ブッシュル」(Bushel)と記すは元來容量の一單位にして米國に於て採用するものはWinchester bushelと稱し(二一五〇・四二立方吋即ち各邊二二・九吋の立方體の體積なり、英國のImperial bushel よりも三・一%小なり)、我一斗九升五合三勺半に當るものなり。然るに米國の穀物取引上に於ては一定の重量にして、各穀に付各州法律が「一物」の重量は「何封度」と定むるものなり、左に之を掲げん。

諸穀物「一物」重量	
小 麥	六〇封度
燕 麥	三二封度
ライ 麥	五六
大 麥	四八
玉蜀黍(脱穀の分)	五六
亞 麻 子	五六

右の重量は何れの州に於ても同じく認めらるゝ所なり(他の農産物に付ては州により多少の差異あり)合衆國農務省統計局も亦此重量を採用す。

我邦に於て米穀取引上、重量取引が希望せられ乍ら、其實行を難たんせらるゝ所以の一は、其俵裝及小賣の關係にあるべし、米國の事情は全く之と異り、穀物は「バラ」にて扱はれ、且少量の小賣殆ど行はれざるが故に、重量取引圓滑に行はるゝこと、勿論なれども、上述の如く、各穀物に通じて數量表示の單位に「物」を用ゐ、其實質を重量を以て夫々一定するは、吾人の注意を牽く所なり。

地方市場の穀價 地方市場に於ける穀物の價格、即ち農民の手取値段は「一物に付き何仙」と表示せらるゝ、仙以下の端數は總て切捨て、付せざる慣行なり、之れ中心市場の取引に於て、市價が八分の一仙迄表示せらるゝと異なり。

地方市場の穀價は其地方を勢力範圍とする中心市場の市價を基礎とす、一例を述べんにミネソタ州各地の

燕麥	三・
ライ麥	五・一六
大麥	五・一六
玉蜀黍	四・
亞麻子	六・一八

此の如く諸穀が小麥より値開き大なるは種々の事情に因る、買入に當り小麥の如く等級を精確にし難きあり、亞麻子の如く其検査料高きあり、大麥、ライ麥の如く定期市場なき爲賣弊に依る保険をなし得ず、市價變動の危険を多く見込まざるを得ざるあり。(第二節に後述する「定期賣弊」参照)。

次に右値開きの内容を檢するに、例へば小麥一物に付三仙・二乃至四仙・二即ち平均三仙・七の中、ミネアポリスに於ける委託問屋口錢一仙と穀物検査料及計重料合計十分の一仙弱とを要するが故に之を控除するとき平均値開きの残は二仙半強となるべし、此二仙半、三仙程の開きは之地方穀倉が其運用に要する總ての費用に充て、且市價の變動に對しても先づ損失を被ることなかるべしと思はる、相當の利益を見込みたるものと云ふべし、地方穀倉にして一箇年の收穫に對し少くとも六萬物を取扱ふを得ば、此位の値開きを以て經營上充分足ると云ふ。

穀倉費用 一物當の穀倉費用は其穀倉の取扱ふ穀物數量の多きに従ひて減少するは當然の理なるが、其凡幾何を要するやは甚知り難し、ミネソタ州大學が穀物取扱單營の農民穀倉の報告に付て調査せる所に依れば左の如きものあり。

第八表 農民穀倉穀物一物當取扱費用表

一倉の取扱穀量	穀倉數	一物當費用
五萬—十萬	九	二・三二

十萬—十五萬	一二	一・八七
十五萬—二十萬	九	一・五四
二十萬—三十萬	三	一・三一
三十萬—四十萬	三	一・一七

即ち一物當費用は取扱數量多き穀倉に於ては其少きものに於ける約半額を以て足ることを知るべし。

此の如き穀物取扱費用を更に上述値開きの殘約二仙半、三仙より控除せる殘が穀倉の利益たるなり。穀倉は形式に於ては穀物賣買業なるも、市價變動に因る投機を避くる手段を講ずること後述の如きものあり、實質に於ては寧ろ倉庫業としての穀物取扱に對する利益を此値開き中より受くるに止まる。

沿線穀倉、獨立穀倉は農民より穀物を買入るゝに當り、成る可く値開きを大にして低價に買入れ、以て營業利益を擧げんと欲するは當然の勢なり、沿線穀倉が農民に不當の低價を強ひ、穀物の等級を實質以下に査定し、塵芥及糞の夾雜による歩引を過酷にし以て不法の利を貪り買入獨占の暴威を逞うしたるは、穀物取引史上顯著なる事實にして、農民穀倉の奮起實に之に原因す、此傾向は今尙殘存するものゝ如く、農民穀倉未だ存在せざる地點に於て殊に然りとす。

農民穀倉の値開き 反之農民穀倉は相助組織たる性質上、其目的 自ら多くの營業利益を擧ぐるにあらず、故に穀物買入に際し他の穀倉の收むるが如き利益を含む大なる値開きを見込まず、社員たる各農民の販賣利益を高むるを目的とするが故に、値開きは穀物取扱の實費に多く超えざらしめ、等級夾雜を正當に査定し、以て成る可く市價に近き價を農民に仕拂ふなり。今千九百十二年の收穫に對して、ミネソタ州農民穀倉が實行したる買入値開き(問屋口錢其他總てを含むgross margin)の平均を、穀報に認められたる値開きに比較するに著しく小なること實に左表の如し。

第九表

穀物の種類	農民穀倉買入値開き	穀報の値開き
小 麥(一物に付)	二・四	三・二—四・二
燕 麥	一・六	三
大 麥	二・〇	五 — 六
玉 蜀黍	二・一	五 — 六
亞 麻 子	二・四	四
	三・六	六 — 八

農民穀倉の效益 前表に依れば農民穀倉は他に比して小麥、燕麥及玉蜀黍に於て少くとも一仙、其他に於ては其以上、高く買入れて農民を利したるを知るべし、之農民穀倉直接の效果なり、ウエルド教授の推算に依れば、ミネソタ州の農民穀倉が州農民を益すること年に少くとも百萬弗と見るは大過なかるべしと云ふ。又農民穀倉は上記の如く自ら高價に買入るゝのみに止らず、其存立が他をして不當の低價買入をなす能はざるに至らしめ、地方の穀物買入價格を一般に高むるは其顯著なる効果と云ふべく、之が爲に農民の利益する所は實に巨額なるべし。

此の如き地方穀價向上の割合は、固より一概に云ひ難きも、小麥一物に付三仙位と見るもの多きが如し。

中央政府の有力なる機關たる、州際商業委員會 Interstate commerce commission が嘗て穀物取引界の弊風を調査せる際、當業者スチツター氏が陳述したる所に依れば、アイオワ州に於て農民穀倉有る各鐵道停車場を悉く調査せるに、之が爲に穀價の高まりしこ小麥一物に付三仙乃至六仙なりと云ふ、(Yentis Doc. No. 278 所掲)又カレー會社對イリノイス中央鐵道會社事件に關する證據に依るに、メーソンンチーに於けるカレー會社の買入價格は附近の諸處よりも二仙乃至三仙安かりしが、農民穀倉の開業と共に之等に比して一仙半乃至二仙高くなれり、即ち通計三仙半乃至五仙の差となると云へり、(イリノイス州鐵道及倉庫委員會千九百三年報)、ロツパード教授も亦一仙乃至十仙平均三仙と述べ、ウエルド教授も一仙乃至三仙時には其以上と述べ、農務省カー氏の談も亦約三仙と認むるが如くなりき。此穀物買入價格向上の爲農民の受くる利益に付(上記スチツター氏はイリノイス州の農民が之が爲に受くる利益は九百萬弗に下らざるべしと云へり)レフセル氏の論文は、計算の根據を明かにせざるが、中央西部諸州に於て農民が農民穀倉に依りて受くる總ての利益は内輪に見積るも五千萬弗なるべしと記せり。

農民穀倉間接の効果は多々あり、之を地方的見地より觀れば、從來大都會の大資本家が巧に吸収し居りし利益を農民に歸し、以て地方の富を奪ひ去つて都市に投資若は浪費することなからしむるに至り、又穀價向上に因りて地價を高め地方に好影響を與ふる等顯著なるものあり。

第二節 地方穀倉の穀物販賣

地方穀倉と市價變動 地方穀倉は上述の如く、適當の利益を見込みたる値開きを以て、穀物を買入るゝものなれば其の利益に満足すべく、市價の騰貴を待ち得て巨利を博せんことを思惑すべしにあらす、穀物の買入と其の販賣との間に於て市價の差を利せんとするは、時に騰貴に因りて巨利を博することあるべきと共に、僅少の低落に因りてすら復起つべからざる損失を被ること無きを保せず、最危険なる投機なり、然るに農民穀倉に於てさへ發達の初期に當りては、其然る所以を解せず、穀倉の利益は穀物を貯藏して冬又は春に至り、市價の騰るを待ちて之を賣るに在りと信じたるが爲に、多數の農民穀倉は却て悲況に陥りたることあり。農民穀倉は所謂買取販賣を主とせず雖も之れ農民に好き價を與ふる手段のみ、自ら投機的に巨利を攫取せんが爲に買取るにはあらず、此の如き危険を冒すは其本來の性質上認むべからず。

地方穀倉の買入れたる穀物は程なく中心市場に輸出せらるゝものなり、蓋其收容量には限あるが故に、日々の買入に對して餘地を作るの要あり、穀物の長く止まるを許さざるなり、然れども、其中心市場に到達して販賣せらるゝ迄には數日、多分は二、三週を要すべく、穀倉にして何等投機の思惑をなさざる場合にも此間に於て市價變動し爲に豫測せざる損得を受くることあるべし。

定期賣繫 故に堅實なる地方穀倉殊に農民穀倉は、買入穀物の市價低落に因る不慮の損失を避くるが爲に定期賣繫をなす、其結果騰貴に因る利益も亦之を受けざるに至るは固より斷念する所なり、即ち穀物を買入

る、や、直ちに同量を中心市場の定期市場に賣り、其後穀物が中心市場に輸送せられ、其現物市場に賣られたるときは、直ちに曩の定期賣を買戻すなり。

例へば小麦五千物を一物九十二仙にて農民より買入れたりとせんに、直ちに同量を中心市場の定期九十七仙に賣る、後其小麦を中心市場に輸出して現物市場に賣れるに、市價下落して九十仙となり現物賣却に伴ひて買戻せる定期九十五仙となりとせよ、(現物と定期とは其騰落を共にし且短期間に於ては其割合も亦大體相等しきを常とす)其計算左の如し。

現物	九二	定期	九七
計	九七	計	九〇
現物	九五	定期	九〇
計	一八七	計	一八七

即此場合に於ては市價が二仙下落したるを以て、現物取引のみなりせば、其れだけ損失したるべきに、定期賣繋をなせる爲定期買に因る利益にて相殺し、損失を免かるゝを得るなり、之に反して市價騰貴の場合に於ては現物賣の利益を定期買の損失にて相殺するに至るべきも、穀倉は穀物買入の際の値開きより相當の利益を既に受け居るべきが故に、此の如き投機的利益は固より之を斷念し、自衛上此保險賣繋をなすこと極めて重要なり、殊に農民穀倉に於ては其相助組織たる性質上切に其必要を見る。

此保險手段が地方穀倉の間に能く利用せられしつゝあることは實に意外なり、其最行はるゝをミネソタ及南北ダコタの三州とす、殊にミネソタ州の農民穀倉は其總數の約七割五分は此方法を探ると云ふ、(カンサス州にては上記諸州に比して穀物取引發達せず、從て地方穀倉は未だ定期賣繋に依る保險の妙用を解せず、定期賣買を以て一概に投機となして忌むの風あり、穀物を買入るゝや直ちに之を所謂線路販賣に付して市價下落に因る損失の厄險を買主に移すを常とす)。

定期賣繋の効果 此保險手段の存在は穀物の買賣を安全ならしめ、穀倉の經營を堅實ならしめ、買入の値開きを小にして好價を農民に仕拂ふを得しむ、定期市場なきが爲めに賣繋をなし能はざる大麥の如きは、市價變動の危險を多く見込みて買入の値開きを大にせざるを得ず、(前節「穀報の値開き」参照)、加之穀倉は此大なる値開きを以て買入れをなしても尙往々損失を免れず、殊に千九百十三年、十四年の如きダラム、下りの相場に於ては損失するもの多しと云ふ、定期賣繋の能否の影響も亦著しと云ふべし。(第二編第八章定期掛繋参照)

然れども農民穀倉等が定期市場に於て賣買をなすは、固より其現物を有するとき、之を保險する場合に限らざるべからず、此制限を嚴にするにあらざれば自衛の途を開いて却て破滅の淵に陥るに至るべし。多くの農民穀倉に於ては規定を設けて理事が此の如き場合の外定期賣買に提はるを禁止せり。

買取主義の販賣組合と定期賣繋 我邦産業組合關係者の用語例によれば、販賣組合に委託主義(特に販賣の時期價格を指定せざる)ものと買取主義のものがあり、思ふに後者の長所は生産者が自己生産物を組合に賣る時機を撰擇するの自由を有し、組合の買取により其販賣利益を確實に得るに在り、從て生産者は此種の組合に加入すること委託主義のものに加入するに比して遙に容易なること、組合は生産者の物を一存を以て賣るの重任を負はざるが故に非難少く大に實行的なるにあり、而して其短所は買取りたる物を他に賣放つに當りて損失せざることを必し難きにあり、實に市價變動は買取主義の販賣組合が常に失敗する原因なり。米國農民穀倉は此點に關し定期賣繋なる保險方法を有すること上述の如し、之れ其能く買取販賣を以て業務を行ひつゝある所以と云ふべし、我邦に於て成績良好と稱せられたる穀物販賣組合が單に所謂買取販賣の方針に依りて經營せられたるの故を以て、近年の米價下落の爲多大の打撃を受けたりと聞けり、我穀物取引界の事情は米國に於けると種々異なるが故に、彼の長と雖も直ちに以て我に移す可からざるものあるや論なしと雖も、現物市價保險の爲めに定期賣買を利用することの如きは、地方穀物販賣者の利益より云ふも、亦取引所の職能

よと云ふも、今後大に改良發達せしむるを要すと信ず。(第二編第八章定期掛繋参照)。
 地方穀倉の穀物販賣 沿線穀倉は買入穀物に付ては、中心市場の本社の命に依りて輸送其他の處置をなすべく、該會社は一先づ之を自己の終端穀倉に收むるか、又は直に現物市場に於て會社の場立若は問屋をして賣らしむ、反之農民穀倉、獨立穀倉等爾餘の地方取引機關は自ら其穀物を賣るを要す、其販賣の方法の主なるもの三あり、委託販賣、到着引渡販賣、線路販賣之なり、其何れに依るも產地値段と市場値段との開きに大小あるにはあらず、唯運賃、諸掛及危険の負擔に差異あるのみ、地方の事情、慣行に依りて便否等しからず、從て行はるゝ所異なり。

委託販賣 委託販賣の方法は、元來荷主に不安多し。

(一) 荷送に際して代金幾何を得べきやを明にするを得ず。

(二) 輸送中の危険を負擔せざるべからず。

(三) 問屋の不正行爲によつて利益を私せらるゝの機會あり、少くとも最好價を求めて賣るの義務に付誠實に努力するや否や疑なしとせず。

穀物取引に委託販賣の行はるゝ所以 然るに米國に於ては、地方より中心市場の問屋に穀物を委託販賣に付すること最普通に行はるゝ所にして、殊にミネソタ兩ダゴタに於ては所産穀物は主としてミネアポリス及ドウルス兩市の問屋によりて委託販賣せらるゝ、他の諸州に於てもシカゴ以下諸市に委託販賣せらるゝも亦少しとせず。

此の如く委託販賣が一般に於て缺點あるに拘らず、穀物取引に於て行はるゝ所以は左の諸事由に因るものとせらる。

(一) 穀物市價は大體一定にて且一般に知れ渡り居るを以て、荷主は送荷に付き豫め略ぼ其代價を推知し得。
 (二) 市價變動の危険に對しては定期賣繋に依りて保險をなすの途あり。

(三) 其賣買は毎日定時に一定の公開市場にて行はるゝものなれば、問屋は市價を以て買入るゝ買方を常に見出すを得べく、格安の買手のみなりとか、買手なしとか云ふが如き口實を構くる能はず。

(四) 問屋は取引所の如き團體に附屬し居るものなれば、其規則に依り非營業的行爲をなし得ざる様常に取締らる。

(五) 加之、取引所は會員組織なるが故に、農民穀倉、獨立穀倉等にして其穀物を中心市場の取引所に於て賣らんと欲せば、其會員たる問屋に委託せざるべからず、自ら會員となりて賣買するの途なきにあらずるも入會容易ならず、且適當なる賣買手練者を得て用ふるに難し。

尙ほ茲に積極的事由として看過すべからざるものあり、地方穀倉發達の過程及問屋の誠實勤勉即ち之なり、假令穀物が如上の好條件を具ふるも此等機關の發達なくば委託販賣は盛に行はるゝ能はざるべし、北西諸州に於ては最近十餘年間沿線穀倉漸次に減退し農民穀倉が問屋と密接の關係を持して發達せる沿革あると共に(第三編第四章参照)、カンサス州の如き有名の穀産地にして、委託販賣振はず却て線路販賣行はるゝを見るべし、之を蓋地方穀倉及問屋の發達未だ充分ならざるに因らずんばならず、而して農民穀倉が發達せる諸州に於て今後更に一層の發達を遂げ、中心市場に於て自ら終端穀倉を營み販賣を開始するに至らば、穀物販賣事情は實に大變革を來すべし。

問屋との取引關係 中心市場の問屋に販賣を委託するには穀物を貨車に積込み、鐵道の代表者より貨物引換證を受け、之を以て其販賣の委託をなす、多くの場合に於て荷送人は其荷受人たる問屋に宛て手形を振出して之に添付し、地方銀行より金融を受く、其金額は穀物價額の九割迄に及ぶ、地方銀行は之を中心市場の取引銀行に致し問屋より仕拂を受け、問屋は該穀物貨車到着次第見本に依り之を現物市場に賣る、賣る迄の間の市價變動の危険は固より荷主の負擔なり、故に定期に賣繋きて保險すること上述の如し、販賣口錢は何れを中心市場にても大抵(一物に付)小麥、ライ麥、大麥は一仙、玉蜀黍は四分の二仙、燕麥は半仙なり、極

めて低廉と云ふべし、委託販賣に於ては問屋口錢の外に運賃並に検査料、計重料等の諸掛は委託者の負擔とす、故に問屋は穀物を販賣したる時は其賣上代金中より之等一切を控除し、尙ほ手形の仕拂をなしたるときは其差引をもなし、殘金を勘定書と共に委託者に送るなり。(第二編第六章參照)

特定の問屋に依頼するの要なき地方取引機關は、往々其穀物を先づ甲問屋に送り、次に乙に送るの方法をとることあり、之れ問屋間に競争を起さしむる一動機たるが如し、北西諸州に於ては、地方機關往々問屋より穀物資金の融通を受くると共に、其送荷を特約せしめらるゝこと既述の如きものあり、之れ此點に付ては聊か不自由なしとせず、反之カンサス州に於ては資金融通行はれざるの不便あると共に、地方機關は何人にも好む時に取引をなし得るの自由を有す。

到着引渡販賣 到着引渡販賣とは "to arrive" sale の私譯なり、適當なる語を知らず、到着販賣(到着値段)と云ふは當らず、我邦の委託販賣に於て行はるゝ成行販賣(成行相場)と誤解するの虞あり、所謂到着引渡値段("to arrive" price)とは、中心市場に一定の期限内に到着すべき穀物に對し、該中心市場に於て買方が現に買取らんと欲する價格なり、即ち此値段は中心市場に於けるものにして、(地方輸出地點に於ける値段にあらず)、賣買當日のものなり(市場到着日の値段にあらず)、唯穀物が買入後一定の期限内に到着して其引渡をせらるべきのみ、畢竟一の延取引値段なり、然れども其特質は極めて短期にして、決して長き將來の給付を契約するものにあらず、其期限は賣買後五日、七日、十日等凡二十日以内穀物輸送に要する日子なるのみ、(シカゴ商業會議所は別段の定なきときは十五日を期限とす)、規則二十二節十三條、ミネアポリスにては二十日とす)此到着引渡値段は其性質上當日の現物相場よりも低きも、其差たるや極めて僅少なり、蓋此差は買入の日より到着の日迄數日間に、市價の變動なきを保し難きを保護する爲めの値開きなり、通常半仙にして大なる場合と雖も二仙を出でず、然れども市況が不確實なる場合には其値開き亦自然に大なり、歐洲開戦直後の如きは市況極めて不安定なりし爲、此種の値段立たざりき。

到着引渡販賣とは上述の到着引渡値段を以てする買入にして、賣方が運賃、検査料等を負擔するものなり然れども其價格は賣買當時に定あるものなれば、買主は其後の市價變動の危険を負擔す、買主は直ちに定期市場に賣繋ぐを普通とす、賣方は其負擔の運賃諸掛は一定のものなれば、之を控除して直ちに其得る所幾何なるやを算知するを得、地方取引機關現に市價の状況の好きを見て賣放たんと欲する場合の如きは、中心市場の問屋に打電し、其日に於ける一定期限の到着引渡値段を以て其穀物を販賣するなり。

線路販賣 一の貨車渡販賣なり、其値段は地方輸出地點に於けるものにして(中心市場の値段にあらず)買當日のものなり(市場到着日の値段にあらず)、運賃諸掛及危険は一切買主の負擔たり、買主定期市場に賣繋をなして保險とすること行はる、中心市場の買方は毎日當該取引所の閉場後、其到着引渡値段を基礎として、運賃諸掛を控除し、各地方市場に於て自ら買入るべき値段を夫々定めて、地方取引機關に端書又は電報を以て申込むなり、而して此値段を承諾するは翌日の取引所開場迄とす。

此種の買入は委託問屋の手を省略するの外、又運賃の節約ともなるなり、買方が自己所在の市場を経ずして買入地より直接に他地へ輸送せんとする如き場合には、一度之を自己市場に引寄するの運賃を省略し得べく從て買入に際して幾分の高價を仕拂ふを得、輸送先に至りて他の賣手に比して低價を以て賣るを得べし、又穀物處分範圍即販路を廣からしむるの利あり、此種の買入はシカゴ、カンサス市、オマハ等の市場勢力圏内に於て盛に行はるゝも、ミネアポリス市場勢力圏内にては餘り行はれず、ミネアポリス多數の穀商中、多少に拘らず此賣買をなすは七八名に過ぎずと云ふ、北西部所産の小麥は大部分ミネアポリスにて消化せらるゝが故に一地方より直接他地方へ輸送販賣せらるゝと殆ど無く、偶々此地方に於て此方法の行はるゝも、小麥外の粗なる穀類に付て之を見るのみ。

其他の販賣法 上述三種の販賣方法の外、中心市場の公開穀倉を保管せしめ置き、相場を見計らひて販賣する方法(所謂「在倉穀物」販賣の一なり)あるも地方取引機關と販賣法としては寧ろ少し、又農民穀倉が聯合

して、中心市場に穀倉を設けて販賣をなすことは、米國に於ては未だ行はるゝに至らず。

注意 「外國に於ける穀倉に関する調査」米價調節調査會印刷「中予の起稿にかゝる分」北米合衆國に於ける農民穀倉の状況」に、上述諸販賣法に付き概説せる所は不完全なるを以て、此際訂正し且少しく詳述せり、尙在羅馬萬國農事協會報 (monthly bulletin of economic and social intelligence, march 1915)「米國北部中央諸州に於ける農民穀倉」に題せる記事は販賣方法の説明に誤謬ありと信す。

第五章 農民穀倉の營業利益、兼營業及附隨の效果

出資に對する利益配當 農民穀倉の營業利益の實狀に付ては、其出資に對する配當率に關し、ミネソタ州千九百十三年の調査あるのみ、左の如し。

第十表 ミネソタ州農民穀倉利益配當表

配當率	穀倉數	總數に對する割合
無配當	五九	四・七四
二分	二	一・四
五分	六	四・三
六分	七	五・七
七分	四	二・八
八分	一五	一・〇八
一分	二八	二・〇一
一分四	一	〇・七
一分五	四	二・八
二分〇	六	四・三

二・五	一割を超ゆるもの	二	一・四
三・〇		一	〇・七
三・五		一	〇・七
五・〇		二	一・四
一二・五		一	〇・七
計		一三九	一〇・二

右第十表を見るに、無配當のものは五十九にして、總數の四割七分を占む、而して此五十九中、一半(即總數の約二割)は少額の利益はありたるものを配當せざりしものにして、他の一半は損失をなしたるものなり。

損失の原因 農民穀倉の損失は、沿線穀倉等の妨害に起因したるもの往々ありたり、又穀倉自ら投機的賣買をなしたるに因るものもなきにあらざりき、然れども之等は今や寧ろ少く、投機の爲めに失敗するものもあるも、そは大抵穀倉の行爲にあらす。

當事者の投機其他不正行爲 經營者、事務員が穀倉の財産を以て私かに投機を爲し失敗することあり、故に農民穀倉は市價低落に因る損失保險の爲めに定期賣買をなすも、其以外に於ては一切經營者が定期賣買に提はるを禁じ、又一般に確實を期する爲經營の任に當り現金現物の出納に關係する者をして、相當の保證金を穀倉に提供せしめ置くを常とす。(此點は我邦の各産業組合に於て、從來較もすれば放漫に流る、事務擔當者の取締に付て鑑戒を與ふるものたるべし、當事者が名譽職なる爲め放任勝ちとなること、其實情ならんも、之が爲めに責任の緩弛を許すべからず、寧ろ進んで之を明確にするに至らざるべからず)。

經營の巧拙と支配人の能否 尙上述の如き特殊の原因あるにあらずして、唯穀倉の經營拙劣なるが爲めに損失を來たすもの亦少からず、經營の巧拙は其局に當る者の能否に依る、農民穀倉は其特殊なる地位より云ふも、其事業の性質、分量より云ふも、穀物取引に通曉せる有爲の支配人を得て其經營に當らしめざれば、充

分なる効果を収むること難し、之農民が實地經驗したる所にして、失敗の歴史に鑑み、漸次に高額の俸給を以て有能者を雇入るゝの傾向を生じたり、支配人の月給は五十弗の少額より百二十五弗に至るも、ミネソタ州の調査に依れば、平均八十六弗即ち年俸千三十二弗にして、好成绩を挙げたる穀倉の支配人の平均月俸は損失をなしたる穀倉の夫れに比して十弗高く大體に於て支配人の能力と其俸給との間に一定の關係あるを認め得べしと云ふ、事務員は總て有給にして、理事其他の役員には會議の都度一、二弗を給することあり、社長有給の場合には年二十五弗乃至五十弗を給す。

我邦の産業組合は規模其他の事情に因りて、有給の經營主任者を置かざるを原則とするが如し、有給主任者設置の長短は、總ての組合に通じて一様に斷定し得べきものにあらず、外部との取引極めて敏活熟練を要する販賣組合の如きに於ては、有爲なる者を相當の給料を以て僱用すること、組合をして活動せしめ其効果を擧ぐる上に必要なるものあらん。

營業利益に重きを置かざる事 前掲第十表を見るに、出資に對し一割を超ゆる利益配當をなせしものは合計十八にして、報告總數百三十九倉の一割三分に當るのみ、相當の利益を擧ぐるもの多からず、然れども之が爲めに農民穀倉を價值なきものと速斷すべからず、蓋其利益の多からざるは性質上事當然のことなり、農民穀倉は穀物賣買を其事業となすも、能ふ限り市價に近き好價を農民の穀物に對して與ふるに力むること既に述べたる所の如し、營業利益は重きを置く所にあらず、全然之を見ざるも可なるなり。(第四章第一節中農民穀倉の値開き參照)。

然れども此理想に偏するの極、損失に陥る例なきにあらず、其收支をして相償はしめんが爲めには、普通少許の利益を見るべき値開きを以て、穀物の買入をなすを認めざるべからず、故に農民穀倉と雖も、經營の實際に於ては營業利益なきにはあらず、唯此利益を見る以上は、之が處分に付て特に意を用ふべきなり。事業分量に應ずる配當 凡て相助組織は其組織員をして事業上の便益を享けしむるを目的とし、大なる營

業利益を擧げ出資に對して高き利潤配當をなすを主眼とせず、其收むる利益は經費償却の上、出資に對しては利子の意味を以て普通金利に當る配當をなせば足る、此制限せられたる配當を控除して若し尙剩餘を見れば、そは各組織員に所謂事業の分量に應じて配當せらるべきなり、之相助組織の特徴の一として普通認めらるゝ所なり。

蓋、事業分量に應ずる配當(Patronage dividend)とは、相助組織を各組織員が其事業上利用したる程度、即ち此兩者の間に行はれたる取引其他の關係の分量に應じて剩餘金を分配するを云ふ、實質に於て事業上の便益を追給し、割戻すの手段に外ならず、此配當主義は、其組織の事業に直接關係を有せずして單に投資を目的とする者の利益と一致せざるが故に、(第三章農民穀倉の組織中カーヴアー教授所説參照)之を勵行するときは、此種の者の組織員たることを排除し、各員をして其組織に忠實ならしめ、成るべく多く之を利用するに至らしむる最適當の方法と認めらる。

事業分量配當の實行不十分 我産業組合法の配當に關する規定は、此主旨より特に設けられたるものなるが、此の如き規定は米國諸州の會社法には勿論之なし、其相助組織法(産業組合法)には此規定あるも、未新しきを以て之に依りて設立せられたる農民穀倉は多からず、農民穀倉中此主旨の規定を其細則中に設くるものなきにあらずと雖も、未だ充分に實行を見るに至らざるもの、如し、農民穀倉運動の機關雜誌たる American Co-operative Journalの主筆マイヤー氏は、農民穀倉中此主義を採るものは、達觀上全體の約一割に過ぎざるべしと語れり。

之をミネソタ州の調査に徴するに、此點に關し報告をなしたる農民穀倉中僅に二割六分が、出資に對する配當を制限して此主義の配當をなすのみ。

第十一表 出資に對する配當の制限

穀倉數

五	とするもの	一
六	とするもの	九
七	とするもの	三
八	とするもの	一三
一〇	とするもの	一六

上表を見るも亦第十表に由るも、事業分量に應ずる配當の未だ普く行はるゝに至らず、其採用せらるゝ場合と雖も、出資に對して普通金利を仕拂ふの觀念に止まらず、投資の利廻りとして八分より一割の配當をなすつあるを知るべし。(第十表中十二割半配當のものは、後事業分量に應ずる配當主義を採るに至れりと云ふ。)

ウエルド教授所説

ウエルド教授曰く、

「人或は、ミネソタ州の農民穀倉に於て、事業分量に應ずる配當が普く行はれざるの故を以て、之れ真正の相助組織にあらずとするものあらん、然れども、穀倉にして農民に依りて所有せられ經營せられ、其一員の所有し得る株數に制限あり、而して一員一票主義の行はるゝ以上は、予は之を相助組織なりとするに躊躇せず、事業分量に應ずる配當に至りては、予は各農民穀倉が將來採用すべきものたるを信じ、其定款中に規定せらるゝことを希望すと雖も、今之なきが故のみを以て相助組織たらずとするには足らず、此種の配當方法は需要品供給を目的とする相助組織に於ては極めて重要な要素なりと雖も、總ての相助組織の絶對的要素となすに付ては疑を存す、今若し一社團あり絶對的非營利主義に基きて經營せられ、分配すべき利益皆無なりとせば、此種の配當亦之をなすに由なるべし、ミネソタ州の酪農組合の如き實に其一例なり、經營良好なる農民穀倉中にも、亦非營利主義に基くもの往々あり、但此主義の經營は穀物買入價格を餘りに市價に近からしむるが爲に、終に損失に陥るの危険を伴ふ(殊に大麥及亞麻子を取扱ふ場合等に於て然りとす)買入に當り穀物の品位等級と夾雜割合に依る歩引とを正確にし、相當の値開きを以て之をなせば、經

營上此危険を避け得べく若干の利益を生すべき筈なるが故に、從て事業分量に應ずる配當が望まじきこととなるなり」と。

同教授も農民穀倉經營の實際には、此配當主義の必要を認むるものと云ふべし、之が實行の未だ充分ならざるは實に米國農民穀倉の大缺點にして、從來相助組織の思想無き會社法の下に設立せられたるものなるが故に、大に恕すべき理由ありと雖も、新に相助組織法に依りて設立せらるゝものは勿論、其他に於ても將來は大に勵行せられざるべからざることを信ず、然らずんば、結局他の種の穀倉と異なる所なきに至らん。(尙ほ U. S. Dept. of Agr. Bulletin No. 371 一九一六年五月 Patronage Dividends in Co-operative grain Companies 出でたるも参照するの暇なきを遺憾とす)。

積立金 農民穀倉の利益處分としては、出資及び事業分量に應ずる配當の外尙積立金あり、積立金の制度も亦相助組織に重要な關係を有す、故に我産業組合法にも特別規定あるが、米國に於ても南ダコタ州其他の新しい相助組織法には之に關する規定あり、農民穀倉にも自ら規定を設けて、年々の利益の一定割合を固定資本に對する積立金となし、相當年限を経過せば此資本を銷却するの主義を採るものあり、又特別の基金を積立て、理事會をして教育訓練等の事業に使用せしむるものも往々之あり。

組織員外の者に對する配當 組織員外の者に對する事業(穀物買入等)の分量に應ずる、利益分配は組織員に對するよりも低率に於て、之を拂戻すものありと云ふも、頗る稀にして、通例は此種の利益は分配せずして積立金となすか、組織員間の配當を増す。

需要品供給事業の經營 農民穀倉は、能く其相助組織たる機能を發揮し、穀物販賣の事業に於て、生産者たる農民を利すること既述の如く甚大なるのみならず、其多數は農民に其需要品を供給する事業を兼營し、消費者たる農民をして費用を節せしむ、農民穀倉は此の如く各方面に於て、相助組織を以て中間商人に代へ、生産者の賣價と消費者の買價とを接近せしめ、以て産業の發達と經濟の改良とを圖ることに力め、穀産地帯諸

州に於ける各種目的の相助組織の先驅となり、其發達を促しつゝあるなり。

農民穀倉の兼營する需要品供給事業が、其重要なる半面なるは、何れの州に於ても同様なり、供給貨物中最多きは石炭なり、之が供給に關しては商人と苦闘したる沿革あり、一噸に付五十仙乃至一弗五十仙程の利益を農民に與ふと云ふ、マイヤー氏昨年談に依れば、農民穀倉全體の中九割は石炭供給をなすと云ふ、(ヒツパード教授は千九百九年頃の概況に付き七割と記す)、レフセル氏に依るに穀産地方七州の農民穀倉の石炭取扱量七十萬乃至八十萬噸、其他の供給貨物の價額一千萬弗に達すと云ふ。

ミネソタ州の事實 今ミネソタ州の調査(千九百十三年)を見るに、同州二百三十九穀倉中、供給事業兼營のもの(即ち我販賣購買組合に當る)百九十八、即ち總數の七割三分にして一年間の仕入需要品の總額約二百萬弗に及ぶ、單に穀物事業のみを專營するものは、優に四十一に過ぎず、石炭の供給をなすものは總數の六割三分に及び、其他四割一分は飼料を、四割は穀粉を、三割五分は繩(機械を以て刈りたる穂を束ぬるに用ふ)を、一割八分は種子を、一割六分は鹽を、七分は瓦を、七分は農用機械を供給し、尙ほ木材垣根用の杭及鐵線セメント石油等を供給するもの數倉あり。

家畜販賣 又農民穀倉は時に家畜の販賣をなすものあり、其數は需要品供給兼營のもの、如く多數ならざるも、其事業は外部の壓迫に對し少からざる努力に依りて發達しつゝあり。

附隨的效果 農民穀倉にして良く經營せられ、經濟上の機能を實際に發揮するに至るときは、農民に直接經濟上の利益を與ふるの外、社會上及業務上の効果を及ぼすものなり、農民の協同は自から社交上相互の接近を來たし、其個人的傾向を改良し、又販賣法に關する智識を廣め、業務上に於て經驗を與へ責任心を高むべし。

農民穀倉は附隨事業として、教育的社會的の施設をなすこと少からず、然れども當面の問題に非ざるを以て之を述べず、唯其特風として一言を欲するは、多くの農民穀倉に於て、祝祭を意味する社交的施設として

能く野外遊山の行はることなり、多數の社員及其家族が一團となりて、渺々たる平野に終日嬉戲清遊する此慣行は、協同團結に資する所少にあらざるべく、此遊山又は總會等を機として、州の農民穀倉協會及び機關雜誌社等より講師の派出を乞ひ、智識の普及に力むるも亦少からず。

附記

農民穀倉計算實例

農民穀倉の收支計算を示す爲、雜誌に散見したる所より數箇の實例を左に摘載せん、穀倉名は略して甲乙とせしめたり。計算の様式は一ならず、合衆國農務省は其會計制度の整理統一を期し居るも、未嘗く行はれ居るにはあらず、事業年度は收穫の關係に因り一定ならず、春小麥地方に於ては毎年夏を以て其終末とすも月日は區々なり。

甲 農民穀倉

(千九百十四年九月三十日)

穀物	賣	高	192,154.51
石炭	賣	高	10,315.55
雜品	賣	高	6,615.64
玉蜀黍	買	高	220,252.40
燕麥	買	高	121,205
小麥	買	高	14,086
商	品	買	355,543
穀物	買	高	130,509.93
石炭	買	高	43,587.28
雜品	買	高	10,424.94
商	品	買	5,353.64
穀物	賣	高	6,498.34

損益計算

千円

利益		
玉蜀黍		3,068.69
木材		1,279.96
石炭(軟)		1,142.83
石炭(硬)		204.14
ソノ下		199.83
石灰		90.58
石灰及瓦		50.79
煉瓦及砂		11.77
砂及利		110.60
飼料及種子		76.94
支出		6,236.41
勞銀及子保	9,176.71	
給拂	701.81	
除拂	313.11	
純益	1,044.78	
未拂配當	6,236.41	
純益	700.15	
總益	1,044.78	
	1,744.93	

株式配當を一割とす、一年間に於ける會社の取扱數量は穀物の外材木三十八貨車、石灰(軟)四十五貨車、石灰(硬)七貨車、セメント並に煉瓦及瓦九貨車、砂及砂利二貨車等あり。

丙 農民救倉

資産

(千九百十四年九月一日)

在庫小麥(一物一册)	10,619. ^冊	10,619.00
在庫玉蜀黍(一物七十八仙)	8,109.22	6,325.30
在庫燕麥(一物四十五仙)	24,060.22	10,827.30
個人勘定		13,840.14
穀物取引未収入金		2,432.85
第一ナショナル銀行預金		2,852.17
モーアスナート銀行預金		1,750.35
フアーマースナート銀行現金		1,329.20
商品在高		841.00
理事保管の現金		59.47
計		50,876.78
負債		
小麥に付農民への未拂金		4,547.87
玉蜀黍に付農民への未拂金		10,552.19
燕麥に付農民への未拂金		7,349.55
剩餘金(トレツジュラーに借)		12,499.00
フアーストナショナル銀行手形		1,167.00
モーアスナート銀行手形		1,167.00
フアーマースナート銀行手形		1,167.00
帳簿上の掛借金?(トレツジュラーレテツト)		2,908.56
石炭種子及商品		3,350.26

計
純益

44,703.53
6,173.25
50,876.78

丁 農民救済會

事業報告書

(千九百十五年三月三十一日)

支配人計算—石油及機關費	533.01
修繕費	267.58
給料	2,316.60
理事諸氏給與	194.00
一般經費	783.04
— 利	181.14
— 保	224.75
— 險	85.26
— 諸	7,408.00
損	590.13
益—當年利益	83.11
エレヴェーター及設備—減價	5,091.30
支配人計算—燕麥利益	1,983.52
支配人計算—玉蜀黍利益	196.15
支配人計算—小麥利益	97.01
支配人計算—賣却代金	10.51
支配人計算—機關磚瓦其他賣却代金	4,585.38
支配人計算—帳簿上の平衡	590.13
損	
益—當年經費	
益—エレヴェーター及設備減價	
(備考 社員百一人株式二百六十八)	

資 産

エレヴェーター及設備—昨年四月一日	9,090.13	
減 價(減)	590.13	
支配人計算—昨年四月一日現在	4,676.81	8,500.00
現金配當(減)	953.27	
當年純益 (111.46%)	3,723.54	
	7,408.00	
	11,191.54	
	4,585.38	
當年經費 (68.44%)		6,606.16
平 衡		15,106.16

負 債

本年四月一日—資本金—昨年四月一日現在	6,700.00	6,700.00
株式買入	245.00	
株式賣却	6,455.00	
資本金—プロヴィデム	245.00	6,700.00
利 餘 金—昨年四月一日現在	7,313.67	140.00
配當仕拂(20%)	1,340.00	
當年純益 (34.20%)	5,973.67	
	2,292.49	
	8,266.16	
	15,106.16	

戊 農民救済會

貸借対照表

(千九百十四年十二月三十一日)

目	借	貸	損	益	資産	負債
勘定簿目						
手形	2,325.00	4,928.31				4,000.00
未払	6,957.05	6,325.00			6,957.05	
石炭	4,893.64	4,243.62			1,275.68	
小經	2,649.00	216.76	2,432.24	625.66		
燕麥	190,194.87	198,651.16		8,205.01	784.00	1,035.28
玉蜀黍	1,199.09	1,445.41	89.80	74.48	455.88	
未払	2,125.77	1,790.18			410.07	
銀行	529.10				529.10	
現	2,099.01					
純	3,130.91					
總	216,895.44	216,895.44				
會			6,383.11	8,905.15		10,806.42
益						
手	4,223.31					
報	6,383.11					
理	10,606.42				15,641.70	15,641.70
純						
勘			955.50	3,896.57		
定						
簿						
目						
會						
益						

癸農民穀倉

貸借對照表

(千九百十四年十二月三十一日)

損

益

資産

負債

大圖

形子	2,500.00	2,500.00				
手形	178.56		178.56			
電話	304.39		304.39			
報	126.52		126.52			
理	40.61		40.61			
他	962.10		962.10			
人	1,500.00		1,200.00			
銀	294.53		294.53			
瓦	852.43		852.43			
油	253,943.40	262,491.39		6,300.12	4,530.08	6,777.35
及	9,397.28	9,229.79		1,013.17	1,180.66	
配	18,569.82	17,970.42		1,560.14	2,159.54	
石	345.45	237.39			108.06	
飼	2,219.58	2,027.14		42.90	235.34	
乾	139.40	430.56		291.16		
燕						
麥						
△						
費	7,330.32					500.00
金	299,359.89	299,359.89				
會			5,324.98			
益						
手	2,941.07		9,284.12			
報	5,324.98					
理	8,266.05				15,544.00	8,266.05
純						
勘						
定						
簿						
目						
會						
益						

第六章 穀物と鐵道

穀物と鐵道 農産物販賣の近代的組織は畢竟運輸機關發達の結果なるが、吾人は米國の穀物取引と鐵道との關係に於て、其最顯著なる實例を見るなり。

米國に於ては農産物は重要な鐵道貨物なり、而して穀物は其中の首位を占む、左に其鐵道輸送噸數を示さん。

農産物總計	一一八、九八四	農作物	九四、〇一〇	穀物	五五、〇〇九	粉	三九、二九九
		畜産物	二四、九七四	其他	三九、〇〇一	其他の穀物製産物	八、六二九
							七、〇八一

(千九百十二年州際商業委員會報告)

ミスシッピー河上流域の大穀産地が鐵道によりて開發せられ、大發達をなしたること既述の如し、而して此地方の巨額の穀産が各中心市場に集中するには、一に鐵道に由る(中心市場よりの分散には水運に由るもの亦少からざるも、集中には水運に由るは殆ど之なし)、穀物が此の如く鐵道の恩澤を被ると共に鐵道も亦穀物より利益を受く、穀物の運賃は實に北部、中央の諸鐵道に營業利益の主たる財源を供するものなり、(線によりては家畜も穀物と並びて主要なるあり、南部の諸鐵道に在りては事情を異にし、棉花、木材、果實を主とす)、商品及製造品の如きは穀物及鑛産の補充として利益を與ふるものたるに過ぎず。

鐵道の施設 此の如く穀物の輸送は此地方の鐵道の主眼とする所なれば、鐵道は之が爲めに大に施設する所あるなり、其穀産地一帯に敷設せる鐵道網に適宜停車場を設けて穀物の地方市場たらしめ、地方穀倉に建設の敷地を供し、引込線を布きて輸出に便す、又穀物取引の中心市場は即ち鐵道網の大中心たる所謂終端停車場(Terminus)の所在にして、夥しき穀物貨車各地より此處を終點として來集するが故に、其多數の貨車を收容する廣大なる溜場を構へ、市内及附近の大穀倉、大製粉所等に多くの引込線を通じ、或は巨費を投じて

宏壯なる大穀倉を建設し、此の如くして巨額の穀物の集中に備ふ、唯大穀倉の經營は、之を自ら爲さずして、穀倉會社をして爲さしむるを常とす。

穀物貨車 而して地方及中心市場を通ずるには、驚くべき多數の大形穀物貨車を運轉す、今其總數を擧げ難しと雖も、出盛期に於ては、各中心市場共連日非常に多數の穀物貨車の入市を見、其多きはシカゴ一市に於ける一日入市小麥車のみにて算するも千八百輛に達するを以ても推想するを得べし。

穀物輸送に用ひらるる貨車は特別の裝置あるものにあらず、唯穀物が「バラ」にて流し込まれるものなるが故に、其箱車は之を漏失することなきものたるを要す、往時は漏失少からざりしが、各州は穀物の集中する大市場に於て計重官、検査官等をして常に此等の點に關し不良貨車なきやを注意せしめ、取引所附屬の見本採取員及問屋も亦其状態に留意し、異状あれば報告をなす。

イリノイス州穀物検査官報告に依ればシカゴ入市検査穀物貨車中不良貨車數を對比するに左の如し。

第十二表

年	次	入市検査貨車總數	不良貨車數	備考
一九一三	三	二一五、九五二	三五三	凡て前年七月一日より當年
一九一四	四	(報告を入手せず)	(報告を入手せず)	六月三十日迄の二ヶ年とす
一九一五	五	二三四、二六二	三〇七	

貨車の大きさと實際の積載量 貨車の積載力は次第に大を加へ來れり、即ち千八百七十一年に於ては全國平均二萬封度(十噸)なりしが、千九百八年には七萬封度(三十二噸)となり、近時は八萬(三十五噸)乃至十萬封度のもの多く建造せらるると云ふ、其實際の積載量は穀物の種類、時期、地方、場合等に依りて同じからざるが、過去に於ける事實は明に漸増の勢を示せり。

シカゴ市に於ける年中平均の一貨車積載數量の漸増左の如し。

第十三表 穀物一貨車積載平均量表 (シカゴ市入市調)

	一八九一年	一九〇〇年	一九一〇年	一九一五年
小 麥	六一四	九四五	一、二二〇	一、二五〇
玉 蜀黍	六二八	九二五	一、三二七	一、四〇〇
ラ 麥	六〇一	九一〇	一、二三七	一、一〇〇
大 麥	一、〇四八	一、〇三六	一、八六四	一、八五〇
燕 麥	七二九	九一五	一、〇二二	一、四〇〇

尙ほ延取引の場合に付き取引規則に於て一貨車内容の推定を規定し置くことあり、シカゴに於ては小麥、玉蜀黍、ライ麥、大麥は千物、燕麥は千五百物、亞麻子は六百五十物あるものと推定せらる。

穀物輸送の取扱 次に鐵道に於ける穀物輸送の取扱に付て見るに何れの州に於ても取締法規あり、且鐵道及倉庫委員會 (Railroad and warehouse commission, イリノイス州にては千九百十四年七月より State public utilities commission となれり) 以下鐵道及倉庫委員會と云ふときは同州に付ては此委員會を意味するものとすに依りて監督せらる。

イリノイス州穀物輸送取調法 イリノイス州の「鐵道會社の穀物受取、輸送及引渡並に之に付ての義務に關する法律」の大意を抄記すれば下の如し。

鐵道會社は穀物輸送の請求あるときは何人の請求なりとも常に之を受取り、線路上停車場内、又は其線に接続する倉庫に於て積込之「パフ」にて相當時間内に運搬するを要し、荷送人の甲たること乙たることに依り其間何等の差別、特惠あるべからず、又其輸送申込の方法、穀物送先の人、倉庫、場處に依りても差別あるべからず。

鐵道は穀物輸出の一年の總量五萬物に上る停車場に於て、其大部分を輸出する者よりの請求あるときは、荷積したる貨車を其線路上にて計重する衡器を設備して之を用ひ、常に其正確を保つを要す。

穀物を受取りたるときは荷送人に受取證書は貨物引換證を交付するを要し、正確に穀物を計重して其眞實の重量を之に記入すべし、其

引渡に當りても計重し、漏失等何等の差引をなさず、受取たる重量に不足なく引渡すべし、不足なる分は賠償するを要す、鐵道若し計重を怠るときは荷送人荷受人等の主張する重量を正常とせらるゝに至るべし。

鐵道は穀物を貯蔵する倉庫に對し其線路との連絡を許すべし。

穀物到着するも未だ荷卸をなさざる前に於ては荷送人又は荷受人は其届先たる倉庫を變更する自由を有す、鐵道は其指揮に従ふべし。

荷受人着荷の通知を受けてより二十四時間は其儘に置くも無料とす、荷卸の爲めの特定の場處に於て受取らんと欲する場合には、其處へ貨車を運び行く時間も右二十四時間中に含まるゝものとす。

尙上述諸規定に付ては違反に關し罰則を規定せるものあり、(尙現行取締法としては右千八百七十一年の法律の外、千八百八十七年の鐵道に於ける穀物計重等に関する法律、千八百七十一年の鐵道及倉庫委員會に関する法律、千九百十一年の運送會社取締法等あり。)

貨物引換證 叙述の次を以て、現今行はれつゝある貨物引換證に付少しく説かんに、貨物引換證は一面荷送人に對する鐵道會社の受取證たると同時に其運送に關する兩者間の契約書なり、所謂直接貨物引換證 (straight bill of lading) は委託問屋に直接に穀物が送らるゝものにして、荷送人及鐵道代表者の署名あるときは其穀物を處分するの權限は荷受人たる問屋に歸し、鐵道は其穀物到着の上は之を問屋に引渡すを得るも指圖式貨物引換證の (advise the commission) なる字句の記載ある場合に於ては、法規上鐵道は完全に其貨物引換證の交付を受くるに非ざれば穀物を引渡すを得ず、其之なくして引渡したる場合には代價に付責任を有するものとせらるゝなり。

鐵道の弊害 鐵道會社は取締法及監督機關ありしに拘らず、差別的運賃 (freight discrimination) に依りて沿線穀倉會社の如き大なる穀物取引者に私恵したりき、州際商業委員會 (Interstate commerce commission) 二州以上に亘る商業を監督する合衆國中央政府の權限を行ふ最有力なる機關なり) は嘗て此差別的運賃の暴悪なることより鐵道營業一般の弊風に言及して曰く「割引、秘密運賃、コンミッション盛に行はれ、貨物引換證は其實際受取量よりも少く記載せられ、州際商業條例の取締を受けざる一州内の鐵道に於ては其運賃放肆を極め、又貨物の賣買取引、貯蔵等に依りて利を營みつゝあるものあり云々」と、其實情以て知るべし、抑も之等鐵道は主眼とする所穀物の運輸に在るが故に夫々有力なる穀物會社と密接の關係を有し、其主權者たる大穀物商を大株主とするか、然らざる迄も之に欺を通じ、種々の特惠を密約し、地方の小穀物商を壓迫し又農民の協同販賣計畫にあらゆる妨害を加へたることありき(第三編穀倉の沿革に詳述す参照すべし)鐵道が穀産

の發達に貢献したる所大なりしと共に其弊害も亦實に少小ならざるなり。
 差別的運賃の改良 此故に千八百九十年代殊に其後半に於て、諸方の農民團體は穀物取引の革新と、不公平にして弊害甚しき鐵道の營業振の改善とを目的とする運動を起し、中央の州際商業委員會及各州の鐵道及倉庫委員會は大活動をなせり。(第三編穀倉の沿革参照)其結果の一として運賃に付ては差別的取扱、極力排除せられ、或は新立法を見或は嚴重なる監督勵行せられたり、且千八百九十八年農民團體が大北鐵道のジェームスヘル氏(J. H. Hill)大北鐵道會社長にして農業の發達に熱心なる識見高邁の士なり、其合衆國の將來及農業に關する意見は嘗て濫澤男爵によりて翻譯印刷に付せられしことあり、参照すべし)と穀物運賃一割四分減を協定してより、各鐵道も競争上輕減の止むなきに至り、漸次公平低廉なる運賃となれり。
 ミネソタ州鐵道運賃 参考の爲ミネソタ州の鐵道運賃を擧ぐれば左の如し(千九百十四年の法律に依り鐵道及倉庫委員會の認定したるもの)。

第十四表 ミネソタ州穀物及穀粉鐵道運賃表(百封度に付仙)

哩	數	第十一級品	第十二級品	備考
一	一〇	三・三	二・九	第十一級品中には小麦、小麦粉、亞麻子、蕎麥、蕎麥粉、等を含む 第十二級品中には玉蜀黍、燕麥、ライ麦、大麥、等を含む
一	〇	五・七	五・二	
一	〇	七・八	七・三	
一	五	八・七	八・〇	
二	〇	九・六	八・八	
二	〇	一〇・二	九・三	
二	五	一〇・九	一〇・一	
三	〇			
三	〇			
三	五			
四	〇			
四	〇			

貨車供給の改良 大なる穀商が享け居たる貨車配給上の特惠も亦所謂貨車留置料制度(demurrage)の嚴行に依り革新せられたり、蓋往時に於ては穀物輸送の時に當り貨車の缺乏甚しく、普通の者は穀物を輸送せんとするも其配給を受ける能はず困難を極むること往々之ありたり、農民團體は此所謂貨車餓饉(Car-famine)の有力なる原因は其反面に於て或特惠を受ける者が多數の貨車を無料にて永く専占留置し居るに因ると主張して其改善を要求せり、諸方に行はれたる實地調査の結果は例へばセントポウル市商業會議所が同市及ミネアポリス市の各停車場に立入りて調査せしに大會社が非常に多數の貨車を荷積の儘五日乃至百日間も線路上に残留し置くを普通の慣行として認許しつゝ、ありたるを發見せるが如く、何れも此特惠攻撃の主張の根據たる事實を暴露せるものなりき。

貨車留置料 貨車繰廻しの敏活を計る爲貨車留置料を徴する制度の布かれたるは、千八百八十七年の交にして、當初は停滯甚しかりし二三の鐵道に付てのみなりしが、今や何れの鐵道何れの停車場に付ても行はるゝ所となれり、此制度の下に於ては荷受人若は荷積若は荷卸に付一定時間(普通四十八時間)は自由なるが、之を經過するときは毎日に付一定の留置料(普通一弗)を鐵道より徴せらるゝなり、此制度は各州内の鐵道に付ては、各州夫々其州法の規定若は鐵道委員會に依りて實行せられ、二州以上に亘る鐵道に付てはNational Car Demurrage Rules に依り、州際商業委員會監督の下に實行せらる。

相互留置料 尙一步を進めて鐵道は貨車の注文ありし時は申込の順番に依り承諾を與へ、一定時間内之を供給すべきものとし、違反したる場合には一定の罰金を徴せらるゝものとする所謂相互留置料(Reciprocal demurrage)を實行する州少からず、ウヰスコンシン州の如き穀物取引上比較的關係大ならざる州すら千九

小			大			麥		
市	名	集	市	名	集	市	名	集
ミネアボリス	カゴ	一一一、二六七、五六〇	ミネアボリス	カゴ	一三、五九九、三四八	ミルウチーキ	カゴ	一四・八
シカ	カゴ	五〇、五七二、〇〇〇	シカ	カゴ	一六、一七三、〇〇〇	オマ	カゴ	一・三
ドウル	カゴ	八一、一六八、一〇九	ドウル	カゴ	七、七〇七、一〇〇	カゴ	カゴ	二四・六
ミルウチーキ	カゴ	七、三七二、六五〇	ミルウチーキ	カゴ	一五、二三五、一四四	カゴ	カゴ	三四・二
オマ	カゴ	二〇、三三三、六〇〇	オマ	カゴ	五、〇一七、二一八	カゴ	カゴ	九・一
カゴ	カゴ	三三、八七〇、〇〇〇	カゴ	カゴ	三〇四、〇〇〇	カゴ	カゴ	七四・六
セントルイス	カゴ	三一、二五八、四七一	セントルイス	カゴ	四四、八〇〇	カゴ	カゴ	七・五
					一〇〇、〇六〇	カゴ	カゴ	八七・七
						カゴ	カゴ	九六・〇
						カゴ	カゴ	三〇・二
						カゴ	カゴ	四六・六
						カゴ	カゴ	一五・八
						カゴ	カゴ	二二・七
						カゴ	カゴ	三〇・〇
						カゴ	カゴ	四七・二
						カゴ	カゴ	三三・八

燕			黍			小			穀物			
市	名	集	市	名	集	市	名	集	高(物)	散	高(物)	残の集に對する%
ミネアボリス	カゴ	一一一、二六七、五六〇	ミネアボリス	カゴ	一三、五九九、三四八	ミルウチーキ	カゴ	一四・八	一一一、二六七、五六〇	三三、八七〇、〇〇〇	七・一・八	七・一・八
シカ	カゴ	五〇、五七二、〇〇〇	シカ	カゴ	一六、一七三、〇〇〇	オマ	カゴ	一・三	五〇、五七二、〇〇〇	三三、八七〇、〇〇〇	八・七	八・七
ドウル	カゴ	八一、一六八、一〇九	ドウル	カゴ	七、七〇七、一〇〇	カゴ	カゴ	二四・六	八一、一六八、一〇九	三三、八七〇、〇〇〇	一一・七	一一・七
ミルウチーキ	カゴ	七、三七二、六五〇	ミルウチーキ	カゴ	一五、二三五、一四四	カゴ	カゴ	三四・二	七、三七二、六五〇	三三、八七〇、〇〇〇	四六・三	四六・三
オマ	カゴ	二〇、三三三、六〇〇	オマ	カゴ	五、〇一七、二一八	カゴ	カゴ	九・一	二〇、三三三、六〇〇	三三、八七〇、〇〇〇	一六・八	一六・八
カゴ	カゴ	三三、八七〇、〇〇〇	カゴ	カゴ	三〇四、〇〇〇	カゴ	カゴ	七四・六	三三、八七〇、〇〇〇	三三、八七〇、〇〇〇	一六・八	一六・八
セントルイス	カゴ	三一、二五八、四七一	セントルイス	カゴ	四四、八〇〇	カゴ	カゴ	七・五	三一、二五八、四七一	三三、八七〇、〇〇〇	三六・二	三六・二
					一〇〇、〇六〇	カゴ	カゴ	八七・七		三三、八七〇、〇〇〇	一九・七	一九・七
						カゴ	カゴ	九六・〇		三三、八七〇、〇〇〇		
						カゴ	カゴ	三〇・二		三三、八七〇、〇〇〇		
						カゴ	カゴ	四六・六		三三、八七〇、〇〇〇		
						カゴ	カゴ	一五・八		三三、八七〇、〇〇〇		
						カゴ	カゴ	二二・七		三三、八七〇、〇〇〇		
						カゴ	カゴ	三〇・〇		三三、八七〇、〇〇〇		
						カゴ	カゴ	四七・二		三三、八七〇、〇〇〇		
						カゴ	カゴ	三三・八		三三、八七〇、〇〇〇		

計 合 物 穀 各	子 麻 亞						
	セ ン ト ル イ ス	カ ン サ ス 市	オ マ ハ	ミ シ カ ー キ ー	シ カ ゴ		
ミ ネ ア ポ リ ス					一一、三一九、六二〇		
シ カ ゴ					二、八〇一、〇〇〇		
ド ウ ル ス					一六、四四一、二〇九		
ミ ル ウ フ ー キ ー					六七九、二〇〇		
オ マ ハ					一九、〇〇〇		
カ ン サ ス 市					二五、九〇〇		
セ ン ト ル イ ス					二五、九〇〇		
各 穀 物 合 計	一九六、五六九、九六〇	三四〇、〇四九、〇〇〇	一一九、〇〇一、六二六	六〇、一四三、八三〇	六八、五七四、七〇〇	六六、八一四、九五〇	八〇、五二四、五九四
各 穀 物 合 計	九五、六八一、〇一〇	二四六、五六九、〇〇〇	一一七、〇八〇、七二三	三三三、九六四、七七四	六〇、〇二六、五〇〇	四二、四八二、九〇〇	五三、二六八、三六五
各 穀 物 合 計	五・四	二七・四	九・一	四三・六	一一・五	三六・三	三四・〇
各 穀 物 合 計	一〇〇・〇	六八・四	九・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇
各 穀 物 合 計	一、八七五、〇九〇	一三三、〇〇〇	一六、九九〇、五二五	六、七〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	二五、九〇〇
各 穀 物 合 計	八五・八	九三・二	三・二	九・九	六・八	六・八	六・八

市場に出づる穀物販賣の経路

中心市場に出づる穀物販賣の経路は大約三大別することを得。

(一) ミネアポリス市等産地諸州内製粉所(小麦以外の穀物に在りては各其製造所)の消費に對して賣らるるもの。
 (二) ニューヨーク其他東部諸州製粉所の需要に對して賣らるるもの(之れ穀物運賃低廉なるが故に此の如きを得るなり)。

(三) 海外市場に輸出せらるるもの、其通過する港は左の如し。

- (1) 大西洋の五港(ポートランド(メイン州)、ポストン、ニューヨーク、フィラデルフィア、バルチモア)。
- (2) メキシコ灣の三港(ニューオルレアン、ガルヴェストン、ポートアーサー)。
- (3) 湖水の四港(ドウルス、シユベリオル、シカゴ、デトロイト)。

中心市場たる諸市は湖河の邊に位置し水運の便を有するもの多し、但水運は穀物分散徑路の一とせられ其集中には利用せらるること殆ど之なし、地方市場より中心市場への穀物輸送は殆ど全く鐵道に由り、中心市場より東部諸州及諸海港への輸送は鐵道、湖水、運河、川若くは之等を取合せたる種々の徑路に由るものとす。

本編の記述は其範圍を之等穀産地の中心市場に限り、以後一切のことに及ばず、而して其材料を主としてシカゴ及ミネアポリス二市に採れり、蓋最も主要なる大中心なればなり。

シカゴ 前掲第十五表によりて、各市に於ける集散の状勢を見るに、シカゴは總ての穀物の總計に於て、集中總額三億四千萬物を超え、分散總額二億四千六百萬物を超ゆる最大の集散市場にして、世界第一の穀物市場と誇稱する亦宜なり、蓋此市は穀産地帯に於ける中心市場として古き沿革を有し、大なる終端穀倉の施設は主として此市を根據として著しき發達を遂げたるものなり、此市が工業上に於ても一中心として優勢なるは、穀物のみならず、各種の農産物の集散する大勢力が、纏て工業産物に轉換せらるるに因るべし。

ミネアポリス 然れども穀物中最貴重なる小麦の集中に於ては、ミネアポリスは一億一千一百万物を超え遙にシカゴを凌駕して米國中の第一位を占む(産地の關係上シカゴは冬小麦市場なるが、ミネアポリスは春小麦市場なり)、而して更に其特徴として他市と異なる所は、大なる消費市場たるにあり、茲に消費市場と云へるは、入市穀物が、穀物の形に於て再び出で行く集散市場にあらずして、入市せる穀物が市内の工業力に依り

製粉原料として消化せらるゝを云ふ、大阪入市の米が、殆ど全部市内の食用に供せらるゝと云ふが如き、終局的消費を意味するにあらす、第十五表に於て小麦の市内残存割合が著しく大なるは此事實を示すものなり、同市には豊富なる水力を利用して二十四の巨大なる製粉所連立す（中八はN. W. Consolidated Co. に、六は Washburn-Crosby Co. に屬す、尙ほ五は Pillsbury Flour Mill Co. に屬し、其中A號製粉所は最大のものにして一日の能力一萬一千バレルと稱せらるゝ、此三會社所屬の十九製粉所の製粉高は全市製粉高の九割を占む）千九百十四年に於ける同市の製粉高は一七、七〇、九百九十九バレルにして、他に附近製粉所よりの入市小麦粉八十餘萬バレルあり、出市小麦粉總額は一、八〇、七、八〇〇バレルの巨額に達す、實に最大の製粉中心なり、從て小麦の取引頗盛にして且最發達せりと稱せらるゝ、故に本調査に於ては同市に於ける取引事情を主としシカゴ市の取引事情を併せ見たり。（ミ市は大豆亞麻子に付ても最大の市場にして、水力に依り亞麻油製造所も亦大に發達す）左表は各市製粉の表にしてミチアゴリスが製粉事業上如何に重要な地位に立つかを示すに足らん。

第十六表 各市製粉表

(バレルは一九六封度なり)

市	製粉所數	一日製粉力	製粉高(一九一四年)
シカゴ	二	六、五〇〇	一、〇八三、〇〇〇
ミチアゴリス	二四	七三、八〇〇	一七、七六九、〇〇〇
ドワリス	五	六、〇五〇	一、二一三、〇〇〇
カサリス	八	一一、八〇〇	二、三七五、〇〇〇
ミルワタリース	二	四、三〇〇	七二八、〇〇〇
セントルイス	一	八、二〇〇	一、五七九、〇〇〇
マハ	一	二、〇〇〇	
全國計(都鄙を不別)	七、四〇四	九九〇、四〇五	

以上は穀物取引中心市場の主なるもの製粉状況に付表示せるものにして單に製粉と云ふ點のみより見れば左記二市其の他尙ほ擧ぐべきの少からず。

パツファロー	六	二一、六〇〇	五、七一九、〇〇〇
ニューヨーク	一	一一、〇〇〇	二、一五〇、〇〇〇
全國計(都鄙を不別)	七、四〇四	九九〇、四〇五	

(The Miller's Almanack 1915-16 より抄出)

第二章 穀物検査及計重

穀物検査及等級の必要 農産物の検査を行ひ、標準を立て等級を付するは、其取引を敏活正確ならしめ、商品としての價值を高むる有効なる方法にして、大量生産の米國に於て各種の農産物に付き盛に行はるゝを見るは故なきにあらず、棉花に付きて中央政府が千九百九年以來合衆國全體に通ずる標準を定め實行に努力しつゝあるは人の知る處なるが、其他林檎、バターの如きものさへ、州に於て標準を立て、取引に便するを見る、況んや穀物は之等の農産物に比し検査等級に最適當なる素質を具備し、其取引亦最重要なるものなるに於てをや。

穀物の市場に賣出さるゝ量の大なるに及んでは、之が保管に際して、荷口を異にするに依りて各別に貯蔵すること困難となり、同一品質のものは混同保管するの必要を生ず、茲に至りて検査、等級は必要不可欠の制度となり、定期取引亦此制度の確立に基きて發達す。

検査制度の發達 穀物検査は夙くより中心市場に於て行はれ、較もすれば穀物會社等が不正の利を貪るの手段たりしが、後、穀物取引所の事業となり、更に進んで州の施設となり、現今に於ては取引當事者は其公正に信頼し安全且敏活に取引をなしつゝあり、ドウルース市の如き、之が爲に總て穀物取引に見本を用ひす

等級のみを以て賣買を行ふさへあり。

穀物検査を州事業として行ふは、イリノイス、ミネソタ、ウキスコンシン(但しミルウフォーキーを除く)、ミ
ツソリー、カンサス、モンタナ、オクラホマの諸州にして、太平洋沿岸に於てワシントン州亦然り、太西洋
海港に於ては依然取引所の検査行はる。

イリノイス、ミネソタの検査制度

イリノイス州検査事業は千八百七十一年より、ミネソタ州検査事業は
千八百八十五年より始まり、而して其組織は、多少相異なる點はあれども、大體に於て同様なり。

穀物検査は、州の事業たる場合と雖も、州内所に於て行はるゝにはあらず、此點に於て我邦米穀等の所
謂生産検査と異なり、穀物貨車が中心市場に到達したる時強制的に行はるゝものにして、之を擴張するも、
他の重要集散地點數箇所に於てすることあるに止まる、蓋細微の煩を放棄して、動く穀物の大體を集中的に規
律するの方針に出でたるものなり。

検査所は州の鐵道及倉庫委員會の監督の下に検査事業を司るものにして、同委員會の任命する一名の主任
検査官の下に數名の副検査官を置き、多數の傭人を使役し、定められたる標準に據りて、日々穀物の検査を
行ひ之に等級を付す。

穀物等級 穀物の等級は、イリノイス州に於ては鐵道及倉庫委員會の定むる所にして、ミネソタ州に於て
は州知事の任命に成る穀物検査上訴局が年々九月初めに之を定む、夫々一般に之を周知せしめ、検査官は其
定むる所に準據して、個々の検査に於て穀物に等級を付するなり。

穀物の等級を立つるに當りて參酌せらるゝは、其產地、播種期、重量、色澤、精清、純粹(夾雜なきこと)、乾燥、
充實、香氣、粒揃、等なるが、總て穀物の之等の點は多くは程度の差にして、明に計上し若は定義すること難く、
等級を劃するも互に相連り居るものなれば、其境界に近きものは區別困難なり、從て等級に關する規定の字
句は明確ならず、解釋の責任は検査官に譲りあるが如し。

等級規定の例

左にイリノイス州検査等級規則中より二三例を示さん。

赤冬小麥一等(No. 1 Red winter wheat) 明色若は暗色なる純粹の軟赤冬小麥にして、充實、香氣好く、
一物に付重量六十封度を下らざるを要す。

赤冬小麥二等(No. 2 Red winter wheat) 明色若は暗色なる軟赤冬小麥にして、香氣好く、清潔、
百分の五以上の白冬小麥を含有すべから
ず、容量一物に付重量五十八封度を下らざるを要す。

硬質冬小麥一等(No. 1 Hard winter wheat) 純粹なる硬質冬小麥の各種にして、充實、肥大、乾燥、
重量六十一封度を下らざるを要す。
香氣好く、長く精清せられ、容量一物に付

硬質冬小麥二等(No. 2 Hard winter wheat) 明色若は暗色なる硬質冬小麥の各種にして、乾燥、
充實、香氣好く、清潔、百分の二十五以下の
軟質赤冬小麥を含有するを得、容量一物に付重量五十九封度を下らざるを要す。

北部春小麥一等(No. 1 Northern Spring wheat) 北部産春小麥にして、充實、清潔、製粉に好適し、
春小麥の硬質種百分の五十以上を含有
するを要し、容量一物に付重量五十七封度半を下らざるを要す。

全米國に通ずる検査等級の統一

各州の穀物検査等級を統一せんことは、從來當業者間に於ても亦當局者

に於ても希望したる所にして、合衆國議會に於ても議員マツカムパー氏モウス氏等の熱心なる主張及提案あ
りしも、取引所其他種々の故障ありて、未だ實行に至らず、然れども米國の如き盛大なる穀物取引行はるゝ國
に於ては、如何なる困難あるにもせよ、結局何等かの形式に於て統一的検査等級或程度迄行はるゝに至るべ
きを思はしむ、現に玉蜀黍に付ては、千九百十四年七月、合衆國農務省は全米國に通ずる等級を定めたり、
之れ検査等級統一の第一歩と見るを得べく、強制的のものにはあらざるも、數ヶ月の中に數州に於て検査等
級として適用せられ、其他多くの取引所に於ても認めらるゝに至れり。

入市検査實施の概況 予はシカゴ市に於て穀物検査施行の實況を視察せり左に其概要を述べん、穀物は中
心市場に入るや先づ検査せられ、夫々等級を付せらるゝものとす、之れ入市検査 (inspection 'in' or on arti-
val) なり、往時は検査官各貨車を歴訪臨檢する所謂貨車口検査 (Car-door inspection) なりしが、今や此方法に
依るはミツソリー州の検査に止り、進歩したる所謂所内検査 (Office inspection) が一般に行はるゝこと、なれ

り、即ち州穀物検査所の試料採取員(State Sampler)は、市の各鐵道停車場に毎日拂曉に出張り、構内の貨車置場に新に到着せる多數の穀物貨車を一々點檢記録し、開封の上長さ「刺シ」を以て一貨車中の各部を刺して検査試料を採り再び封印を施す。

此「刺シ」は、長さ金屬製の内外二重圓筒にして、穀物滿載の貨車の上より刺して其底に達す、全長を數部に仕切り、各部に窓あるも、先づ之を閉ぢ置きて穀物中に刺し込み、然る後に内外の筒を廻はして窓を開くときは、貨車内各層の穀物は、其の高さに應じ夫々の窓より圓筒の各部に流入す、斯くて再び窓を閉ぢて抽き出し、各層の穀物の品質が平等なるや否やを検す、貨車の各部を検する爲、此の如くするこゝに數箇所に及ぶ、之によりて一貨車の穀物は、縦横に檢せられ、之を代表すべき検査試料採取せられ、貨車毎に區別して袋に入れ持ち歸らるゝなり、荷主の荷手段に依り、貨車の或部分若は或層に他物を混じ、又は夾雜を多くせる貨車は、直ちに發見せらる、此の如きものは、ミチアボリスにては千九百十一年—十二年の一收穫年度に於て、貨車總數の一分五厘に當れるのみなりと云ふ。

穀物の等級は、其市場着後直ちに定めらるゝを要するが故に、検査の敏速を計爲、試料採取員を市より稍離れたる或數箇所の停車場構内に派出して、検査試料を採取し、其貨車に先ち客車便を以て之を持來らしむる方法をもこれり。

此の如くして採取したる検査試料は、州検査所に於て検査官周密に之を検査し、精巧なる衡器其他の設備に依り、州定等級規程に準據して等級を定め、尙ほ小麥、ライ麥、亞麻子に付ては、夾雜歩合をも(Dockage) (秕、塵芥等を篩ひ落し、其重量を計りて穀物一ブツシエルに付夾雜何封度ありと)定む、玉蜀黍に付ては前記の合衆國農務省所定の標準等級を採用し、之に従ひて肉眼検査、計重の外尙ほ各試料に付數粒を硝子試験管に入れ油を加へて熱煮し其含水歩合を検する等細密なる検査を行ひて等級を査定しつゝあるを見たり。

検査の結果は記録公表し且検査證を發行す、試料は再検査、上訴等の場合の爲に一定時間之を保存す。シカゴに於ても、亦ミネアポリスに於ても、入市検査を行ふ貨車數は年々二十萬輛を超ゆ、検査所は尙ほ此外に、多くの出庫検査を行ふ、検査事業も亦大なりと云ふべし。

再検査及上訴 検査官は、其検査する穀物が何人の所有に屬するや、何れの地より發送したるものなるや

を知る能はざる様なしあるを以て、故意に不正の査定をなすことはなきも、總ての検査が穀物の所有者、其他利害關係者を満足せしめ得るものとはなし難し、検査官の査定如何に依りて、直ちに一等級の別を生じ小麥一貨車に付二十五弗内外の差をも來すなり、因て不服あるものには、再検査の請求を許し、其結果に對して更に不服ある場合の救濟手段として、検査施行の重要市場に上訴局を設け、三名の評議員をして終審的裁決をなさしむ、再検査の費用は、其結果、原検査の等級が改定せらるゝに至らざるときは、不服申立人の負擔とす、個人利益を尊重するの制度頗る備はれるを見るべし。

出庫検査 入市検査を受けて終端穀倉に入庫保管せられし穀物が、定期賣買契約の履行、現物としての販賣等の事由に依り、終端穀倉より出庫せらるゝ場合には、更に出庫検査(inspection 'out' on out of store)を受けざるべからず、蓋終端穀倉に於ては、混同保管せらるゝのみならず、調査せらるゝことあるを以てなり検査の平等 検査の嚴密、等級標準の同一が、此入出二検査に通じ、又検査の時の如何を問はず、常に公正に維持せらるゝことは、検査制度の眼目にして混同保管、定期取引等の實行上最重要なり、殊に後述する穀物調査の問題は、一に検査の此點如何に依りて可否せらるゝなり。

農民其他地方荷主は、入市検査が嚴に失して等級を低く見るの傾あるを訴へ、終端穀倉當事者は常に入市検査に比して出庫検査が嚴に失するを難じつゝあるも、公平なる第三者より見れば、検査は出入何れの場合に於ても偏輕偏重なく、標準は年中を通じて能く一定に維持せられつゝありと云ふ。

然れどもミネソタ州の再検査、上訴の實蹟より見れば、前者の主張稍々根據あるものゝ如く、予には思はるるなり(煩を避けて數字は略す)、然らずとすも、公平嚴正なる検査が當初地方に於て農民より穀物を買入る際に迄擴張せらるゝにあらざれば、農民の利益保護に於て尙ほ缺くる所なしとせざるべし、何となれば農民が其生産したる穀物を自ら直接に中心市場に輸出するは極めて少數にして、大多數の場合には地方に於ける買手が公正の検査なきに乗じて駈引を試みるの餘地充分なればなり、農民穀倉の必要は、此點より見るも愈々

痛切なるものと云ふべし。

検査料 検査料は、イリノイス州に於ては總ての穀物に通じて、入市は一貨車に付き、出庫は千物に付き何れも五十仙にして、ミッソリー州、及カンサス市商業會議所に於ても亦之と同じ、ミネソタ州に於ては、出入何れも、一貨車に付亞麻子、玉蜀黍は七十五仙、其他の穀物は三十五仙なり、(ウエルド氏は同州中ミネアポリス、セントポール、ドウルースの三市に於ては十五仙なりとし、又玉蜀黍の検査料は凡て小麦等と等しく、亞麻子と等しからざる様云ふも明ならず、暫く疑を存す)。

穀物計重事業 穀物取引上公正を期すべきは、常に其質に付てのみにあらず、其量に付ても亦然り、故に各中心市場に於ては、商業會議所、公に各荷口の重量を計り、又州に依りては州立の計重所を設く。

ミネソタ州穀物計重所の如きは、其一例なり、昔時穀物の計重は、人惡みて「穀盗人」と呼びたる一階級の徒の手中にありしが、今や州事業として極めて公正に行はれ、計重の誤謬殆ど皆無となり、世間の絶對的信用を得、其恩恵を感謝せられつゝあり。

計重實施の概況 穀物計重事業に使用せらるゝ人員は、ミネアポリス市のみに於ても百餘に達す、計重官は市内數十の終端穀倉、製粉所等に派出せられ、貨車が荷卸の爲之等の箇所に引來らるゝや、一々穀物漏失等の故障なきやを検し、其封印を改めたる上、衡機の設備が貨車の儘計重する線路衡機(Track scale)なる場合には、其儘之を計りたる後、穀物を卸し、更に空車を計り、其重量を減じて穀物の重量を知り、又其設備が高き建築物の最上層に在る漏斗式衡機(Hopper scale)なる場合には、一人其頂部に在りて計重するの外、尙一人は建物の下に、貨車の穀物を卸す場處に在りて、監督をなし頂部の者と連絡して、嚴正なる計重を行ふ。

地方荷送人貨車中に積出の重量を記せる紙票を入れ置くときは、計重官は之に依り容易に其發送と到着との間に於ける差異を知り得、若し不審の廉あるときは直ちに其原因を探究す。

計重の結果は記録して翌朝七時迄に之を主任計重官に報告す、此報告に依りて貨車の番號、鐵道線名略號、内容、重量、計重の日付、場所等を記せる計重證書發せられ、重量に關し賣買當事者間の取極めの基礎となる。衡機と監督 計重事業の進歩と共に、穀倉、製粉所等も亦各競うて、最新式の衡機數臺を設備するに至れり、其大なるものは、線路衡機にありては二十萬封度、漏斗式衡機にありては世界一の稱ある十二萬封度のものあり。

此の如く州計重所は穀物の計重、貨車の漏失を監督するのみならず、穀倉、製粉所等の設備する衡機を嚴密に監査し、尙警察權ある巡吏を置きて、之等の目的の爲、常に穀倉製粉所停車場等を巡視せしむ。

計重料 計重の手數料は出入共一貨車に付四十仙にして、裕に此有効なる事業の經費を支辨して餘あり。

(イリノイス州には、千八百八十三年の計重官設置の法律あるも、穀物検査法中にも衡器検査の規定あり)其實如何を知らず、同州シカゴ市にては、商業會議所の計重部が、一貨車六十仙の料金を以て、計重事業をなしつゝあるを見る、ミッソリー州にては、州の計重料一貨車四十仙、同州カンサス市商業會議所の計重五十仙なり)。

附記

イリノイス州穀物検査法

參考の爲イリノイス州法の穀物検査に關するものを左に抄録せん。

公開倉庫及穀物保管並に検査に關する千八百七十一年の法律(千九百七年改正)抄。

- (前略)
- 第六條(第二項) 總て(A級の公開倉庫に)受入れらるゝ穀物は正當の權限を有する検査官に依り検査せられ等級を付せられしものたるを要す……………
- (第六項) 總て倉庫より穀物を引渡す場合には正當の權限を有する検査官の検査を受くべし。
- (第八項) 人口十萬以上の市に在る私用の酌揚穀倉、倉庫に穀物を受入るゝ場合には正當の權限を有する検査官の検査を受くべし。
- (第九項) 前項の酌揚穀倉、倉庫より穀物を輸送の爲貨車若し舟に移す場合には其出庫検査を受くべし。

(第十項) 倉庫若し貯揚穀倉の所有者、賃借人若し支配人其穀物に付本條の規定に依る検査を受けることを拒みたるときは各件に付百
弗以上の罰金に處す。

第十四條 主任検査官の任命

主任検査官は其任期中解任せらるゝことなきときは二箇年の任期を以て本法の規定に依り其事務を行ふべし其事務所はシカゴ市に置く
ものとする。

主任検査官たるべき者は商業會議所の會員たるべからず又直接にも間接にも本州内の何れの倉庫にも利害關係を有するものたるべか
つ。

主任検査官の義務

二、穀物主任検査官は鐵道及倉庫委員會の注意及指揮の下に本法其他に依りて州の要求する穀物
検査の全般の監督をなし又現に任命せらるゝ若し爾後任命せらるべき副検査官を監督するの義務を有す。

副検査官

三、主任検査官は鐵道及倉庫委員會の調許を得て適當なる者若干名を副検査官として任命する權限を有す
副検査官たるべき者は商業會議所の會員たるべからず何れの倉庫にも利害關係を有する者たるべからず又被備人として特に其事務所
爲に働くことを要する者たるべからず。

副検査官は一個若し以上のB級の穀倉の存在する市若し郡に任命せられ若し職務を囑託せらるゝことなし但し此の種の穀倉所在郡の
Board of Supervisor 又は County Commissioner の請求ある場合は此限を在らず。

前項の請求は鐵道及倉庫委員會に宛て、提出せらるべきものとする。

副検査官が任命せられ若し職務を囑託せられたる市又は郡に於ては該副検査官の外は穀物を検査し又は之に等級を付することを得ず、
犯す者は本法第二十條の規定に依り罰金に處す。

四、穀物主任検査官は他の官吏と同じく其職務に就任する際宣誓をなすべし。

主任検査官は又其職務に關する一切の法律其他の規定に従ひて誠實に主任検査官たる義務を盡すこと及之等の法律規則を正當に遵守執
行することを怠り、拒み若し過りたるが爲に損害を他人に及ぼしたる場合には其法律上の總ての損害を賠償することを條件として鐵道
及倉庫委員會の認むる擔保を以て罰金五萬弗(Five Thousand Dollars)ノイノイス州人民に保證すべし。

五、副検査官は其就任に際し宣誓をなし且主任検査官の場合に付規定したる所と同一の條件
を以て同様の保證を罰金五千弗に付てなすべし。

六、主任検査官、副検査官其他穀物検査に従事する被備人は當該事務に關する職務に付
ては鐵道及倉庫委員會の定むる規則に依りて監督せらるべきものとする。

七、委員會は主任検査官、副検査官其他穀物検査に従事する被備人に對する報酬を定め且其支拂の時期及方法
を定むべし。(八、九、は記録官に關する規定なる故省略す)

十、本條に依り任命せられ若し備入れられたる者が服従すべき規定に違反し又は職務上不都合
の行爲あり又は其地位の職務を行ふに足らざる者なることを理由を具して充分に證明したる書面を以て委員會に訴ふる者あるときは之
に該當する者は之を任命したる官憲に依り直に其職務又は雇傭を解かるべし。

十一、穀物検査及記録を行ふに必要な費用は各其事務所借貸と共に包括して之を検査
の費用と見、検査事業の豫算に包含せらるゝものとし之が爲に徴收せらるゝ資金より支出せらるゝものとする。

十二、穀物検査及記録の試験、不正衡器
貨物に付正當の權限を有する検査官は普通の營業時間中何時たりとも州内のあらゆる公開倉庫に保管するあらゆる貨物を試験する完全
なる自由を有す。

倉庫業者其代理人及使用人は試験をなす者にあらゆる力を貸與すべし。

公開倉庫中に保管せらるゝ貨物に付利害關係を有する者又は此の如き貨物に付權限を有する検査官に對しては倉庫の總ての部分が自由
に開放せらるべきものとする。

公開倉庫に於て貨物の重量を計るに用ひらるゝ總ての衡器は之に依りて計量せられたる若し計量せらるべき貨物の所有者若し其代理人
の請求あるときは何時にても正當の權限ある検査官若し度量衡檢印員 (Sealer of weight and measure) に依り試験せらるべし此檢

査官の爲に此保證の上に訴を提起するには原告の住する郡に於て管轄權を有する何れの法廷に於てもなすことを得

検査官の監督に關する規則

六、主任検査官、副検査官其他穀物検査に従事する被備人は當該事務に關する職務に付
ては鐵道及倉庫委員會の定むる規則に依りて監督せらるべきものとする。

七、委員會は主任検査官、副検査官其他穀物検査に従事する被備人に對する報酬を定め且其支拂の時期及方法
を定むべし。(八、九、は記録官に關する規定なる故省略す)

十、本條に依り任命せられ若し備入れられたる者が服従すべき規定に違反し又は職務上不都合
の行爲あり又は其地位の職務を行ふに足らざる者なることを理由を具して充分に證明したる書面を以て委員會に訴ふる者あるときは之
に該當する者は之を任命したる官憲に依り直に其職務又は雇傭を解かるべし。

十一、穀物検査及記録を行ふに必要な費用は各其事務所借貸と共に包括して之を検査
の費用と見、検査事業の豫算に包含せらるゝものとし之が爲に徴收せらるゝ資金より支出せらるゝものとする。

十二、穀物検査及記録の試験、不正衡器
貨物に付正當の權限を有する検査官は普通の營業時間中何時たりとも州内のあらゆる公開倉庫に保管するあらゆる貨物を試験する完全
なる自由を有す。

倉庫業者其代理人及使用人は試験をなす者にあらゆる力を貸與すべし。

公開倉庫中に保管せらるゝ貨物に付利害關係を有する者又は此の如き貨物に付權限を有する検査官に對しては倉庫の總ての部分が自由
に開放せらるべきものとする。

公開倉庫に於て貨物の重量を計るに用ひらるゝ總ての衡器は之に依りて計量せられたる若し計量せらるべき貨物の所有者若し其代理人
の請求あるときは何時にても正當の權限ある検査官若し度量衡檢印員 (Sealer of weight and measure) に依り試験せらるべし此檢

査官の爲に此保證の上に訴を提起するには原告の住する郡に於て管轄權を有する何れの法廷に於てもなすことを得

検査官の監督に關する規則

六、主任検査官、副検査官其他穀物検査に従事する被備人は當該事務に關する職務に付
ては鐵道及倉庫委員會の定むる規則に依りて監督せらるべきものとする。

七、委員會は主任検査官、副検査官其他穀物検査に従事する被備人に對する報酬を定め且其支拂の時期及方法
を定むべし。(八、九、は記録官に關する規定なる故省略す)

十、本條に依り任命せられ若し備入れられたる者が服従すべき規定に違反し又は職務上不都合
の行爲あり又は其地位の職務を行ふに足らざる者なることを理由を具して充分に證明したる書面を以て委員會に訴ふる者あるときは之
に該當する者は之を任命したる官憲に依り直に其職務又は雇傭を解かるべし。

十一、穀物検査及記録を行ふに必要な費用は各其事務所借貸と共に包括して之を検査
の費用と見、検査事業の豫算に包含せらるゝものとし之が爲に徴收せらるゝ資金より支出せらるゝものとする。

十二、穀物検査及記録の試験、不正衡器
貨物に付正當の權限を有する検査官は普通の營業時間中何時たりとも州内のあらゆる公開倉庫に保管するあらゆる貨物を試験する完全
なる自由を有す。

倉庫業者其代理人及使用人は試験をなす者にあらゆる力を貸與すべし。

公開倉庫中に保管せらるゝ貨物に付利害關係を有する者又は此の如き貨物に付權限を有する検査官に對しては倉庫の總ての部分が自由
に開放せらるべきものとする。

公開倉庫に於て貨物の重量を計るに用ひらるゝ總ての衡器は之に依りて計量せられたる若し計量せらるべき貨物の所有者若し其代理人
の請求あるときは何時にても正當の權限ある検査官若し度量衡檢印員 (Sealer of weight and measure) に依り試験せらるべし此檢

査官の爲に此保證の上に訴を提起するには原告の住する郡に於て管轄權を有する何れの法廷に於てもなすことを得

検査官の監督に關する規則

六、主任検査官、副検査官其他穀物検査に従事する被備人は當該事務に關する職務に付
ては鐵道及倉庫委員會の定むる規則に依りて監督せらるべきものとする。

七、委員會は主任検査官、副検査官其他穀物検査に従事する被備人に對する報酬を定め且其支拂の時期及方法
を定むべし。(八、九、は記録官に關する規定なる故省略す)

十、本條に依り任命せられ若し備入れられたる者が服従すべき規定に違反し又は職務上不都合
の行爲あり又は其地位の職務を行ふに足らざる者なることを理由を具して充分に證明したる書面を以て委員會に訴ふる者あるときは之
に該當する者は之を任命したる官憲に依り直に其職務又は雇傭を解かるべし。

十一、穀物検査及記録を行ふに必要な費用は各其事務所借貸と共に包括して之を検査
の費用と見、検査事業の豫算に包含せらるゝものとし之が爲に徴收せらるゝ資金より支出せらるゝものとする。

十二、穀物検査及記録の試験、不正衡器
貨物に付正當の權限を有する検査官は普通の營業時間中何時たりとも州内のあらゆる公開倉庫に保管するあらゆる貨物を試験する完全
なる自由を有す。

査官若し検印員に依りてなまら、試験の費用は其衡器が不正なりし場合には倉庫所有者の負擔とす。前項の試験に依り其不完全又は不正を認められたる衡器を其正確なることの宣言せられ特定の検印を受くる迄繼續して使用したる罪ある倉庫業者は別に規定する所に依り處罰せらるべし。

第十九條 穀物検査を受ける義務

法律に依り任命せられたる穀物検査官ある場所に於てはB級の公開倉庫の所有者若し支配人は穀物が當該検査官に依り検査せられ等級を付せらるゝ迄は之を受入れて保管中の他の所有者の穀物と混同することを得ず。

第二十條 検査官と詐稱する者の行爲

検査官をなしたる場合には詐欺者として各件五十弗以上百弗以下の罰金に處す、現狀回復は治安判事の前に於てなまら、ものこす(?)に詐稱をなしたる場合は詐欺者として各件五十弗以上百弗以下の罰金に處す、現狀回復は治安判事の前に於てなまら、ものこす(?)を付したる者又は直接若し間接に金錢其他の報酬を受けて検査官としての職務を怠り若し不當に執行する者又は贈賄等に依り検査官の職務執行に不當なる影響を與ふる者は百弗以上千弗以下の罰金に處し又は三箇月以上十年以下の褫職禁錮に處し又は之を併課す。

第二十一條 (検査に不服なる所有者 荷受人は穀物の入庫を差止め置くの權利を有する旨の規定なり、省略す)

(下略、終端穀倉の條下に掲ぐる他條の譯と合して本法の全譯となる)

此他検査に付ては右千八百七十一年の法律の補充法たる千八百七十三年の法律を以て検査に對する上訴局の組織に關し規定す、又鐵道及倉庫委員會の制定にかゝる穀物検査施行規則あり、検査官に事業の執行に付きて指示し且穀物等級を定む。

第三章 終端穀倉

第一節 終端穀倉概説

終端穀倉の収容力 巨額の穀物の供給需要の會合點たる、各中心市場が其間之を收容保管するの必要上、巨大なる倉庫設備を具ふるは素より其所にして、規模の宏大を以て世界に著聞する所謂終端穀倉 (Terminal elevators) 即ち之なり、左に各市の終端穀倉數と其収容力とを示さん。

第十七表 終端穀倉數及収容力表

市場名	會社數	穀倉數	収容力 (物)
シカゴ	三四	六四	四七、三六五、〇〇〇
ミネアポリス	四四	五二	四四、八五〇、〇〇〇
ドウル	一〇	二五	三三、一二五、〇〇〇
カンザス市	二二	三五	一八、〇六五、〇〇〇
ミルウヰキー	(不詳)	二六	一三、九二五、〇〇〇
セントルイス	(不詳)	四五	九、五七五、〇〇〇
オマハ	一六	一七	七、二〇〇、〇〇〇

(Miller's Almanack 1915-16 に依る)

右表に由て之を觀ればシカゴは四千七百萬物、ミネアポリスは四千四百萬物の収容力を有する穀倉の設備あり、又大なりと云ふべし。

終端穀倉の種類 終端穀倉とは、終端市場に在る大穀倉なるが故に、地方穀倉に對し地位上區別したる名稱なり、其穀倉が一般の利用に公開せられ、公衆より穀物の寄託を受けて之を混同保管するや、將た之を経營する會社の獨専的私用に屬し、自己のみの穀物を貯藏するやに依りて、左の二種に分つべし。

- 公開穀倉 (public elevator)
- 終端穀倉
- 私用穀倉 (private elevator)

又別に商業上一定の資格の有無に關し穀物取引所の認むる正則の穀倉なりや否やに依り左の區別をなす、こゝあり後に述べべし。

- 終端穀倉
- 正則穀倉 (regular elevator)
- 不正則穀倉 (ir regular elevator)

大穀物會社の經營 此の如く終端穀倉は其利用の方面より種別せられ、地方穀倉に於けるが如く組織の相異を以て區別すべきものなし、何れも何々穀倉會社（……Elevator Company）又は何々穀物會社（……Grain Company）等稱する大資本の會社の經營する所なり（製粉會社の經營するものもあり）、鐵道會社は、往々其資金を投じて穀倉を建設することあるも、自ら之を經營せずして之等の會社に經營せしむ、但し兩者の間には密接の利害關係あるにより、實際に於て穀倉會社を營む者が、同時に鐵道會社の大株主たる等のこと少からざるは既述の如し。（第一編第六章第三編第一章）

之等の大會社は、一市場に數個の終端穀倉を經營するものあり、（第十七表の會社數と穀倉數とを對照すべし）今一市場に於ける一會社の收容力の大なるものを例示せば左の如し。

市名	會社名	倉數	收容力（萬物）
シカゴ	Armour Grain Co.	七倉	一〇八五
	J. Rosenbaum Co.	六倉	六九二
ドゥルース	Consolidated Elevator Co.	?	一〇〇〇
	Great Northern Elevator Co.	?	七〇〇
ミネアポリス	St. Anthony Elevator Co.	三倉	四〇〇
	Electric Steel Elevator Co.	一倉	四〇〇

又之等の大會社は、往々數市場に於て營業をなすものあり、又中心市場に於て終端〇倉を經營すると共に地方に於て多數の沿線穀倉を有するもあり、此點より見て之を沿線穀倉會社（Line Elevator Companies）又は略して Line Companies（沿線會社）と稱す、ヒューズ・グレイ會社の如きは五州に亘り八百、アーモア會社は七百の沿線穀倉を有せりと云ふ。

穀物商業を主とし受寄保管を主とせざる事 之等の終端穀倉會社は僅少の保管料を得て、他人の穀物の受

寄保管をなすことあるも、多くの場合に於ては之のみが主たる事業にあらず、寧ろ自己の計算に於て穀物商業をなすを主とす、地方穀倉の主たる事業が穀物の受寄に在らずして其賣買なりと異ならず、之等の大會社が有する多數の沿線穀倉は、之が地方に於ける買入機關にして、之が中心市場に於て有する私用穀倉は（第十九表參照其數の多きを見よ）其所有穀物を販賣する迄貯藏する爲に専用するものなり、否之に止まらず、所に依りては公開穀倉と雖も、其貯藏穀物は穀倉會社自身の所有に屬するもの多きなり、實に穀倉會社にして専ら倉庫業のみを營むものは殆ど之なしと云ふを得べし。

終端穀倉の賣買 終端穀倉は穀物を或は其地方に於て有する一連の沿線穀倉に依りて、農民より買入れ、或は中心市場の取引所に買入れて、之を貯藏し、諸費用、保険料、利息を償ふて利ある價を以て賣るなり、其販賣は定期に賣ること多きも、市況に依りて現物市場に賣ること亦なきにあらず、其賣買する穀物は頗巨額なり、從て些小の市價變動も影響甚大にして、或は巨利を一攫し得んも、亦或は破産に至ることあるべし此巨額の穀物を擁して唯高値待ちをなす者は最危険なる投機者なり、穀倉は之を保險する爲めに大抵其穀物を買入るゝと同時に之を定期に賣繋ぐなり、從て下落の危険を避け得ると共に其上騰の利益を擲ち、上述の貯藏の諸費用を償ふ僅少の利益を以て満足するものとす、蓋此點に於て會社の利益は大なるものにあらず、多く保管に關する（倉庫業としての）利益に出でざるが如し（第八章定期掛繋參照）、然らば他に穀倉が賣買によりて利する所あるか、曰く穀物の調合即ち之なり後に第五節に説く所を見るべし。

穀物商業兼營の沿革 初め終端穀倉の經營者は他業に關係せず倉庫業のみを專營したりき。從て其穀物取扱に關しては何れの方面にも大體に於て満足を與へたりしが如し、然るに千八百八十七、八年の頃、大穀物商アーモア氏が（P. D. Armour. 夏期滞在の一莊に二百萬弗を費すと云ふ有名なる穀物富豪にして、シカゴ、カンサス市等に數箇の大穀倉を經營し、地方に多數の沿線穀倉を有し、シカゴ、バリーントン鐵道、ミルウアキー、セントポール鐵道等の大株主なり）シカゴに於て穀物商業と穀倉業とを併せ行ふに至りしより、此兼

營は忽にして穀物取引界を風靡し、數年にして純然たる公開穀倉業のみを營むもの無くなり、穀物商業の大部分は此等兼營者の手に歸するに至れり。(第三編第一章參照)

兼營禁止 一般公衆の寄託を受くる倉庫業を必ず專營のものとし、公共的理由より其の穀物商業兼營を禁ずる主義は上述の如く米國に於ては顯著ならず、之れ其禁止の必要を認めざるにあらずして、勢の如何ともする能はざるものあるにあらざる乎、イリノイス州が千八百九十六年、兼營は混同保管と伴ひて弊害を生ずるの故を以て、禁止判決をなせるが如く、法律、判決を以て兼營の禁止せらるゝ場合に於ては、或は公開の營業を變更し、或は形式上別會社を設立する等の手段を以て、事實上兼營を行へり。(後掲第十九表に示す如く、シカゴに於て公開穀倉の少きは、此點及穀物の調合許されざるの點に由るにあらざるか)

買入獨占 又之等の大會社は(一)鐵道との特別關係、(二)地方の多數沿線穀倉(三)中心市場の巨大なる終端穀倉等に依りて農民、小穀商、委託問屋等を非常に壓迫し、穀物商業を其手中に收めたり、此の如くして各中心市場は何れも大會社の代表者五六名の支配の下に歸し、穀物の買入価格は殆ど其決定するが儘となり、獨占的勢力を恣に振ひたり、但獨占は穀物販賣に於ては買入に於けるが如くには行はれざりき。此獨占は畢竟運輸及取引の方法及機關の發達に因るものにして、世に所謂米國の穀物トラスト、穀物同盟(Trust, Combine)等喧傳せらるゝ、其形式の上に付て之を明確にすること頗難きも、其暴威を逞うしたる事は歴々徴すべきものあり、詳細は第三編第二章に於て之を述ぶることなさん。

農民の奮起 此穀物買入獨占到對して、農民は近時所在に農民穀倉を組織し、地方市場に於ける利益を擁護するに成功したりと雖も、中心市場に於ては未だ加奈太農民の如く終端穀倉を經營して大穀倉會社と對峙するに至らず、其計畫は今や農民穀倉の間に議せられつゝあり。(第三編第六章參照)

第二節 終端穀倉の規模

規模材料 前掲第十七表に示すが如く、各中心市場の收容力は、十數箇乃至數十箇の巨大なる終端穀倉よ

り成立するものにして、各穀倉の規模の宏大、設備の完全なる實に驚くべきものあり、一穀倉にして百五十萬物を收容するが如き大なるもの少からず、甚しきに至りては四百萬物を收容するものさへあり、私用穀倉は公開穀倉に比せば概して稍小なるが、製粉會社私用のもの等に巨大なる穀倉亦之なきにはあらず、コンクリート建築多く、鋼鐵造もあり、共に耐火的にして保険料從て安く、其他の建築に付ては三・五物程なるに〇・五%に過ぎず。

荷卸設備 終端穀倉には必ず鐵道引込線を敷設す、穀物貨車は次を逐ふて其構内に入り來り、荷卸場(普通穀物を流し落す様掘下げあり、unloading pit と云ふ)に置かれ、機械力に入りて動く鋤(シヨツェル)を以て穀物は悉く貨車より掻き落されたる後、場の一隅に設備せらるゝ酌揚装置に依りて順次に穀倉の頂部に酌揚げられ、大衡器にて計重せられたる後、穀溜の圓藏に收容せらるゝなり。(線路衡器を用ふることあり、第二章穀物計重參照)

穀物が(バラ)にて、且荷口に關らず混同して取扱はれ、酌揚装置に依りて酌揚げられ、流下性を利用して隨處に放流せられ、積込其他の取扱を簡便敏速にすること、地方穀倉に付て既述せると同じ、唯終端穀倉は、收容穀物巨額にして、全般の規模非常に宏大なるが故に、其盛大なること比すべくもあらず、而して終端穀倉に於ては物の垂直の移動のみならず、水平の移動も亦頗る重要にして、帶狀送穀裝置(Belt Conveyor)と稱するものに依りて之をなすを普通とす、幅廣き調革狀の長き帶を水平に運轉往復せしめ、其帶上に穀物を漉だへて續々移送するなり。

貯藏 終端穀倉に於ては、巨額の穀物を收容する爲めの穀溜(Tank)として、其仕事場に沿うて多數の高き圓柱形の圓藏を列び建つ、各圓藏の高さは七十呎、直徑二十三呎、容量一萬物位のものより、巨大なるものに至りては八萬物以上を貯藏し得るものさへあり、穀物は此等圓藏の頂部に通ずる送穀裝置に依りて、之に満たされ、移動の場合には其底部よりせらるゝ、各圓藏に於ては貯藏穀物の發熱變質を豫知せんが爲に常に其

穀物の温度に注意し、變兆あらば直ちに移動其他適當の手段を行ふ、其貯藏は極めて大量なるが故に、地方穀倉に比し遙に低廉にして而も完全なるを得。

荷役の能力 此の如く重力及機械設備の利用に依り、穀物の積卸其他の移動は最も便利敏速 且極めて低廉に行はる、大なる穀倉は一時間に十貨車の滿載する穀物(一貨車千物とせば一萬物)を取り容るゝ能力あり、(ドンドリンガー氏に據ればセントルイスには一時間に三萬物を取り容るゝものありと云ふ)、而して穀倉より穀物を積出すには、穀物を計重したる後、樋管を通じて流下せしむるものなれば、更に敏速なり、(地方穀倉に付て説明せるごとく大體同様)にせらる、湖水輸送の船に積込むには穀倉より數本の樋管(又は「足」レグ)を用ひて船口より流し込み、堆積するに従ひて鋤にて良く均らすなり。

終端穀倉の穀物取扱上の作業は上述の貯藏、荷役の外、尙種々の機械を備へて其乾燥、精清、調合等をもなすなり、調合に付ては其取引上の關係を後節に述べべし。

巨大なる穀倉の計畫 予は穀物商業上の一雜誌に於てシカゴに於て驚くべき巨大なる穀倉を建設するの計畫が發表せられ細密なる設計圖數葉を付して記載せられたるを見たり、餘りに大規模なるが故に左に其要點を掲げん。

此大穀倉は、シカゴ北西鐵道會社の金融の下に、有名なるアーモア穀物會社に依りて經營せらるべきものにして、其收容力實に一千萬物とす、建築設計三種中の一として掲げたる詳細圖表に依れば、圓柱形の藏の三萬物を容るゝもの二百八個、其間の貯穀房六千物を容るゝもの百八十個及百三十萬物の受入倉庫と九十萬物の積出倉庫とを有し、受入衡器十六個、積出衡器八個を備へ、動力は電力に依り七千馬力のタービンエンジン運轉し、船への積出は一時間三萬物、貨車に依る受授は一時間五十車とす、實にシカゴ平均一日入市穀物の全部を取扱ふに足るものなりと云ふ。

第三節 公開穀倉法——イリノイス州倉庫法

諸州の公開穀倉法と其要點 公開穀倉は一般公衆より穀物の寄託を受けて混同保管を爲すものなり、故に一個獨專の私用穀倉と異り、事公共に關し、取引上、法律上種々複雑なる關係あるのみならず、其中心市場に在る大穀倉は取扱ふ穀物の數量巨額なるを以て、諸州は法律を設け主として之に付いて諸般の關係を規定すること密なり。

イリノイス州公開倉庫法は千八百七十一年諸州に先んじて制定せられ、多くの立法に参照せられたるものにして、其他の諸州の法律も亦大體之と同様なるを以て、以下其要點を摘記せん、此倉庫法に於ては穀物を「バラ」にて混同保管する公開の終端穀倉をA級倉庫とし、地方穀倉はB級倉庫とし(第二條)、主としてA級倉庫に關して規定を爲せり、即ち此種の倉庫は其監督權を有する州委員會より免許を受くるを要し(第三條)其總ての義務の履行を保證する爲に相當額の債券を之に供託すべきものとし(第四條)穀物の保管及取扱料金は最初十日迄は一物一仙四分の一、其後は各十日毎に一物半仙(即ち大約一石十錢の割に當る)を超ゆべからずこの公定制限の下に各倉庫をして毎年之を定めて公表せしめ(第十五條)總て入庫及出庫の穀物は検査官に依り検査等級を受くるを要とし(第六條)其他検査關係の條文多し)受入穀物は成る可く同時に入庫したる同等級の穀物と混同保管せらるべく、分別保管は寄託者の請求に依りて之を爲すものとし(第十六條)寄託穀物に對しては單券の預證券を發行すべく、之に關する諸般の規定を設け(第七條乃至第十條、第二十四條、第二十五條)又寄託穀物の損害の公告及負擔に關する詳細の規定を爲せり(第十六條)。

報告の義務 右の外周密なる統計報告の義務を穀倉に負はしめたる一事は、(第十二條)特に我倉庫制度上に於ても其必要の痛切なるを思はしむるものにして、此報告は公共の利害及穀倉の信用に關するものとして嚴格に實行せられ、爲めに時々出入及在庫穀高、其他の事實を詳細且正確に知るを得る材料公表せられ、取引の進歩及監督の行政にとりて頗る有益なり。

其他寄託者によりて差別的取扱をなすこと(第六條)、鐵道會社との結託(第二十二條)、穀物の調合をなすこと

(第六條、第十七條)等を禁止せるものあり、之等禁止條項に付ては各州法の間にも多少の相違を見る。此の如く各州法は公開倉庫は凡て公共的なるべきを主義とし、州の特別監督の下に置くも倉庫業を穀物商業との區分嚴正を缺き、其兼營に付き比較的無頓着の觀あるは既述の如し。

我邦に於ては、商法は混同保管に關する規定を遺脱するも、所謂米券倉庫に於ては夙に之が慣行を見、又近來農産物倉庫の制盛に論議せらるゝあり。米國の公開穀倉法は主として商業的大倉庫の規定にして、農民の穀倉に關するものにあらず、且不適當と思はるゝ點もなきにあらずと雖も永年の實地經驗に基くものにして、混同保管其他の點に關して他山の石たるに値するものあるべし、因て次にイリノイス州公開倉庫法全文を譯載せん。

合衆國農産物倉庫法 右諸州の法律を外にしては、専ら穀倉に關する合衆國法律は未だ存在せず、唯千九百十四年八月議員レーヴァー氏によりて下院に提出せられ農務委員に附せられたる合衆國棉花倉庫法案(63 D Congress 2D Session, H. R. 16359)あり、予が千九百十五年の春合衆國農務省を訪へるとき、當局者は此法案を擴張して一般農産物倉庫法を制定せん見込なる由を語り、規定の内容大體、棉花倉庫法案と等しとせば將來制定せらるべき新法は農産物の混同保管を爲す公開倉庫の堅實を期する爲めに、農務大臣に免許及検査の權能を附與し、保證金の制度を定め以て其發行する倉庫證券の信用を確保し、金融に便せんとするものなるべしと推測せらる。

イリノイス州公開倉庫法

(同州穀物検査所第四十三年報に據る、各條内の項は便宜之を別ち、原文の複雑を避けたるも、他は成るべく原文に遠ざからざるを力む、譯語熟せざるとものは原語を付し、註は「」を以て之を明にせり、第二編第二章に附記せるイリノイス州穀物検査及計重法規抄譯と合せて本法の全譯を成す)

(1) **公開倉庫(Public Warehouses)及穀物の保管並に検査に關する法律**

(千八百七十一年四月二十九日公布、同年七月一日實施、改正千九百七年五月二十四日公布、同年七月一日實施)

第一條 州會に於て代表せらるゝイリノイス州の人民は下記の法律を制定す

級別】本州憲法(Constitution)第十三條の公開倉庫はA、B及Cの三級に區別せらるゝものとす

第二條 各級の定義】A級の公開倉庫とは倉庫(Warehouse) 酌揚穀倉(Elevators) 又は穀廩(Granaries)にして大量の穀物を「バラ」にて(in bulk)保管し且其保管に當り所有者を異にする穀物を混同するもの又は異りたる荷口(Tons)若は梱包(Parcels)の區別を維持することが實際上不可能なるものを總稱す但し人口十萬以上の市に存在するものに限る

B級の公開倉庫とは前項以外の倉庫、酌揚穀倉又は穀廩にして穀倉を「バラ」にて保管し所有者を異にする穀物を混同するものを總稱す

C級の公開倉庫とは前二項以外の倉庫又は場所にして對價を徴して如何なる貨物にても保管するものを總稱す

第三條 A級の許可、取消、巡回裁判所の検査】A級の公開倉庫の所有者、賃借人又は支配人は倉庫事業を開始する前公開倉庫業者として州法の下に事業を營むことの許可を鐵道及倉庫委員會(Board of Commissions of railroads and warehouses)より受くべし

前項の許可を受けんとする者は左の事項を記載したる申請書を該委員會に提出すべし

- 一 倉庫の位置及名稱
- 二 倉庫の所有者及び主たる經營者の姓名、法人に依りて所有又は經營せらるゝ倉庫に在りては理事長(President)書記、會計係の姓名

第一項の許可は州法に従ひてA級の公開倉庫として事業を開始し諸般の行爲をなし得る權利を附與す、委

員會は周到なる審問調査の結果之を許可することが法律違反を生ずるの確證を得たる場合に於ては其許可を取消すべし其探證の方法は委員會の定むる規則に依り委員會之を定む

許可の附與拒否及取消に關する委員會の行爲は當該倉庫所在郡の巡回裁判所の検査に従ふものとす

第四條 債權證券 (Bond) 委員會決定金額本」法に依り許可を受けたる者はイリノイス州人民に對し A 級の公開倉庫業者としての義務を誠實に盡し且業務に關する一切の州法の規定を遵奉することを條件として委員會の定むる罰金額の充分且善良なる擔保の債權證券を鐵道及倉庫委員會に供託すべし

前項の債權證券は委員會の採納するものたるを要し、委員會の定むる罰金額は一萬弗を下ることを得ず

第五條 罰金」本法の規定に依り許可を受くることなくして A 級の公開倉庫の業務を營む者は其行爲の續行せらるゝ間一日百弗以上の罰金に處す

許可の取消ありたる後尙其業務を繼續して營む者亦前項に同じ但し従前より保管せる貨物を引渡すことを許されたる場合は此限に在らず

第六條 差別的取扱 (Discrimination) の禁止、穀物の保管及移動、倉庫預證券、検査、罰金」A 級の公開倉庫業者は其収容力を利用して寄託者の間に差別的取扱をなすべからず其寄託せらるべき穀物が通常の状態にして一般に倉庫が通常の取引上之を受入るゝを慣例とするが如き場合には之が寄託を受くるの義務あり總て受入れらるゝ穀物は正當の權限を有する検査官に依り検査せられ等級を付せられしものたるを要し且成る可く時を同うして受入れられたる同等級の穀物と共に保管せらるべきものとす

倉庫保管中は如何なる場合と雖も等級を異にする穀物を混同すべからず

倉庫業者は穀物の所有者若は販賣受任者 (Consignee) の請求に依り當該穀物を他人に屬する同等級の穀物と分別して一の穀房に保管することを得此場合に於ては之を「別房」として標記すべし

分別保管せらるゝ穀物に對し倉庫預證券を發行する場合には其券面に別房に在る旨及其別房の番號を記載すべし

すべし

總て倉庫より穀物を引渡す場合には正當の權限を有する穀物検査官の検査を受くべし

本條の規定は穀物を取扱ひ若は保管するが爲に實際充分の餘地を有せざる倉庫又は閉鎖を必要とする倉庫に對して穀物の受入を強要するものにあらず

人口十萬以上の市に在る私用の酌揚穀倉、倉庫に穀物を受入るゝ場合には正當の權限を有する検査官の検査を受くべし

前項の酌揚穀倉若は倉庫より穀物を輸送の爲貨車若は舟に移す場合には其出庫検査を受くべし

倉庫若は酌揚穀倉の所有者、賃借人若は支配人其穀物に付本條の規定に依る検査を受くることを拒みたるときは各件に付百弗以上の罰金に處す

第七條 倉庫預證券發行の形式」A 級の公開倉庫に保管せらるゝ穀物の所有者若は販賣受任者が總ての運賃其他其穀物の留置權を伴ふ諸費用並に検査諸費用を仕拂ひたることを證して其穀物に對する倉庫預證券の發行を請求するときは倉庫業者は其權利者の爲に左の事項を記載せる預證券を發行すべし

一 保管の爲穀物を受入れたる日付

二 穀物の數量及検査等級

三 券面記載の穀物の寄託を受けたる旨及該穀物を受けたると同日に受けたる同等級の穀物と共に保管する旨

四 券面記載の穀物は指圖者の裏書ある證券の返還及保管料の支拂を了して引渡すべき旨

同一の倉庫より發行する總ての穀物證券には順次に番號を付すべし

證券の喪失若は毀損の場合を除く外同一の倉庫より一年内に同一番號を付したる二個の證券を發行することを得ず

證券を喪失若は毀損したるとき新に交付する證券には其券面に原券の番號を付し且「複券」たることを明記すべし

穀物を鐵道貨車より受入れたる場合には各貨車の番號及其搭載せる穀物の數量を、運河の舟其他の舟より受入れたる場合には其舟の名を、馬車 (Teams) 其他より受入れたる場合には何より受入れたるやを證券に記載すべし

第八條 證券の消却 (Cancelling receipts) 倉庫は證券と引換に穀物を引渡したるときは其證券面に「消却」の字を明記して消印となし且消却者の姓名を記して其後は之を無効となすべし、再之を流通し若は引換に穀物を引渡すべからず

第九條 證券の發行及消却に關する細目 倉庫は穀物を現實に入庫保管したるに非ざれば倉庫預證券を發行すべからず、證券發行の倉庫及其證券に依りて代表せらるゝ穀物に付錯誤なきを要す

受入れたる穀物の數量よりも多くの數量として證券を發行すべからず、受入れたる一口の穀物の一部分宛に對して證券の發行を請求せられたる場合に於ては其證券の合計が其全量と合致することを要す、其以上の證券を發行すべからず、此場合を除くの外受入れたる一口は穀物に對して一個以上の證券を發行すべからず

證券に依りて代表せらるゝ穀物中より一部分が引出されたる場合には其殘部に對して新に證券を發行することを得此場合に於ては其新券は原券の日付となし且其券面に原番號の證券の殘部なることを記載すべし

此一部分引出に際し穀物と引換に回収したる證券は全部引出の場合と同じく消却すべし
倉庫業者の同意の下に一個の證券を二個以上に分割し又は二個以上の證券を一個に合併する場合には原券は穀物引出の場合と同じく消却し新券は各其場合に應じ其券面に他の證券を分割したる一部なること又は他の證券の合併なることを記載し尙ほ其變更を明にする爲原券の番號を記載すべし

前項の場合に於て新券は成る可く原券の日付となすべし

日付の差違十日以上の證券は合併することを得ず

第十條 責任制限の禁止 本州の倉庫業者は本州の法律に依りて負ふ其責任を制限し若は變更するが如き一切の文言を其發行する證券に記載することを得ず

第十一條 貨物の引渡 倉庫業者は其發行したる倉庫預證券にして正當に裏書せられたるもの返還せられ且此證券に依りて代表せらるゝ貨物に關する一切の費用仕拂はれたるときは直に其貨物を其證券持參人に引渡すべし

前項の貨物引渡の請求ありたる後は其貨物の保管に付費用を徴するを得ず

倉庫業者は貨物引渡の請求ありたる後營業時間中の二時間内に其證券に依りて代表せらるゝ貨物を引渡すべし、此時間を怠りたる場合には其證券の所有者に對して其懈怠に因る損害を一物一仙の割合にて賠償すべし尙ほ其引渡を怠り若は拒みたる各日に付一物一仙を仕拂ふべし

貨物が請求に従て相當の努力及注意の下に正當に要する時間内に引渡さるゝに於ては其倉庫業者を以て引渡を怠る者となさず

第十二條 保管中のもの、揭示、記録官への報告、毎日の公表、消却證券 A級の公開倉庫を營む倉庫業者は毎週火曜日の朝迄に其倉庫の前週土曜日終業時現在の保管穀物の數量を種類別及等級別に明細表となし之を倉庫事務所内の見易き場所に揭示し且其主たる所有者若は經營者の一人又は事情を熟知せる記帳係が法律に依りて宣誓を司る官吏の前に宣誓して作りたる右と同じき表を本法の規定に依りて任命せられたる倉庫記録官に毎週火曜日の朝報告すべし

A級の公開倉庫を營む倉庫業者は記録官に日々左の事項を明確に報告すべし

一 前日中に受入れたる穀物の種類等級及各其數量

- 二 前日中に引渡し又は輸送に付したる穀物の種類、等級及各其數量
- 三 前日中に引渡ししたる穀物と引換へて消却したる倉庫預證券の番號並に之と引換に受入れ〔引渡しの際?〕又は輸送に付したる穀物の種類、等級及數量
- 四 保管穀物にして之に對して倉庫預證券を發行せざりしものありし場合に於て前日中に引渡し又は輸送に付したるものあるときは其種類、等級及數量並に其穀物を何時如何にして受入れたるやの事實
- 前項第三號及第四號に依り報告する消却と證券不發行の穀物の引渡との合計は其穀物の種類、等級及數量に於て第二號に依り報告する引渡し又は輸送に付したる穀物と夫々合致すべきものとす
- A級の公開倉庫業者證券を消却し其代りに新證券を發行したるときは第二項に準し其如何なる證券なるかを同時に報告すべし
- 倉庫業者は前數項の報告なすの外記録官が證券の發行、消却及穀物の受入、引渡に付充分且正確なる記録を作るに必要なるべき一切の報告をなすべし

第十三條 〔廢止〕

第十四條 〔二乃至七、穀物検査官に關する規定にして穀物検査の條下に前掲したる故省略す〕

倉庫記録官の任命 八、鐵道及倉庫委員會は適當なる者一名を倉庫記録官として任命し且本法の規定に依る記録官の職務執行上必要なるべしと思料せらるる、數の助手を任命する、ことを得

委員會の監督 九、委員會は前項に依り任命せられたる者を監督し其職務を定め且其受くべき報酬の金額、支拂の時期及方法を定むべし

〔十、十一、違反行爲に對する罰と検査及記録の必要費用に關する規定なり、検査の條下に前掲せる故省略するも關係なきにあらざる參照すべし〕

第十五條 保管料 A級の公開倉庫業者は毎年一月初の一週間中に其年中の穀物保管料の表を其倉庫所在市

に於て刊行せらるる、(日刊のものあらば日刊の)新聞紙にて公表すべし此保管料は第十六條に規定する場合の外其年中増加することを得ず

A級の公開倉庫業者は寄託者の如何を問はず倉庫に受入れたる總ての穀物に對して其公表したる保管料又は其輕減を適用すべし穀物の保管に付直接若の間接に差別的取扱をなすべからず

穀物の保管及取扱に關して徴する費用は最初の十日迄は一物一仙四分の一、其後は各十日毎に一物半仙を超ゆることを得ず但し受入の際の検査に於て濕氣を帯び若は早く損敗するものと認められたる穀物に付ては最初の十日迄は一物二仙、其後は各五日毎に一物半仙を超えざる保管料を徴することを得

〔尙一項經過規定あるも省略す〕

第十六條 火災に依る損失、發熱(Heating)、引渡の指圖、異狀を呈せる穀物(Grain out of Condition) 公開倉庫業者は保管中の貨物の火災に依る損失若は損害に對しては相當の注意を以て之を防護保存することを力めたる場合には責任なし穀物の發熱に依る損害に對しては其穀物を取扱ひ保管するに特別の注意をなしたること及其損害が不可抗力の結果生じたるものなることを證し得る場合には責任なし

A級若はB級の公開倉庫中に穀物を有する者に不正なる結果を及すとなからしめんが爲倉庫業者は引渡若は輸送をなすに當り該等級の穀物にして最初に受入れたるもの又は其倉庫に最長く在りたるものを引渡す普通慣行の且適法の方法に従ひて處分を爲す義務あり

倉庫業者は倉庫中に在る穀物の一部の異狀を呈せること若は呈せんとしつゝあることに付公告したるに非ざれば總て呈せられたる證券に對して當初受入れたると同品質の穀物を引渡さるべからず

A級若はB級の倉庫業者其倉庫中の穀物の一部が異狀を呈し若は呈せんとしつゝあり然も自己の力を以て之を保全する能はざることを發見したる場合に於ては遲滯なく其現狀の詳細に付倉庫所在市の日刊新聞紙に公告し且其市に於て最公衆の注意を牽く場所に掲示して公に注意を促すべし

此注意には其穀物の種類、等級及之を保管する穀房並に引換に其穀物を引渡さるべき未返還の各證券の番號、數量、日付を記載すべし

前項の證券は當時流通する若は未消却せられざる證券中日付の最古きものたるべく之に依りて代表せらるる穀物は嘗て異状を呈せるものとして告示若は證券發行せられたることなきものたるべし

前數項の場合に於て最長く保管せらるる穀物が證券未發行のものなるときは倉庫業者は其穀物の寄託者の姓名、受入の日付及其數量を記載すべし

前數項の場合の如く信用に背く結果を生じたる穀物の認定及證券の計上は此の如くなりたる穀房に保管する穀物の數量と能ふ限り同量となすべし

前數項に依る穀物の引渡は證券の返還若は消却と同時に之をなすべく其穀物にして證券未發行のものなる場合には所有者若は其代理人の請求に依りて之をなすべし

本條の規定は此の如き穀物の保管に付其現狀公告後當該倉庫業者に特別の注意を與ふることを免するものにあらず此の如き穀物は他の穀物と直接に接觸せざる様分離して保管すべく其倉庫に在る間は他の穀物と混同すべからず

倉庫業者責任ある行爲若は不行爲の結果其監理に屬する倉庫に保管する貨物の價格を減損したるときは普通法上 (Common Law) 又は倉庫業者としての保證上其責に任す尙ほ其倉庫が A 級なる場合には倉庫營業の許可は取消さるべし

本條は穀物が證券に依り代表せられたること否を問はず本法の規定に依りて特別穀房に保管せられ又は特定に分として保管せられたるものを倉庫業者が其所有者以外の者に引渡すことを認許したるものにあらず本條の規定に依り其異狀に付告示ありたる穀物を所有者が其注意ありし日より二箇月以内に移動せざりし場合には〔原書に法文訂正の跡あり〕之を保管する倉庫業者は其所有者の計算に於て之を競賣に付することを

得但其公告を十日間倉庫所在の市若は町 (Town) に於て刊行せらるる (日刊あらば日刊) 新聞紙に掲載すべし
第十七條 保管穀物の遺練り (Tampering with grain stored) 貸切穀房、乾燥、精清、移動 公開倉庫業者は特に保管又は引渡の目的を以て同一等級の穀物中より特異の品質のものを選別し又は異りたる等級の穀物を混同することを得ず

公開倉庫業者は自己又は他人を利する目的を以て其所有者若は保管する穀物の種々の遺練りを試み (Tampering) 又は或等級の穀物の代りに他の等級のものを引渡すことを得ず

公開倉庫業者は穀物保管中は其別房に保管せらるる場合と雖も異りたる等級のものを混同することを得ず公開倉庫業者は貸切穀房に保管する穀物の所有者の請求ある場合には其穀物を乾燥し精清し又は其他の方法を以て其状態若は價值を改良することを得

前項の場合に於ては乾燥、精清等の方法に依りて改良せられたるものとしての等級如何に拘らず當初受入れたる時の等級又は特定の穀物として引渡をなすべし

本條の規定は倉庫業者が其倉庫内に於て穀物を保存する爲に移動することを妨ぐるものにあらず

第十八條 (公開倉庫の保管穀物に對する所有者、利害關係者及検査官の試験の自由、衡器の検査及違反の罰に關する規定にして穀物検査の條下に前掲せる故省略するも公開倉庫に關係あるを以て参照すべし)

第十九條 (B 級公開倉庫の穀物受檢義務に關する規定、同前)

第二十條 (検査官と詐稱する者の行爲、検査官の不良行爲、贈賄に關する規定、穀物検査の條下に前掲せる故省略)

前項の穀物は入庫を止めて其所有者若は販賣受任者に引渡さるべし但此通知に先ちて其穀物の留置権を得たる費用を仕拂ふことを要す

當該穀物が鐵道貨車に積載しある場合に鐵道會社が其貨車を荷卸の便ある場所に置きたるときは所有者若は販賣受任者は之を占有せる鐵道會社に通知をなしたる後二十四時間内に引取るべし

所有者若は販賣受任者の前項に依り穀物を受取ることを拒みて許さざる者は冒認罪とし其穀物の價格の二倍を所有者若は販賣受任者に賠償すべし

穀物を入庫すべからざる旨の通知は其通知なくば當然入庫せらるべき倉庫の所有者若は支配人に對しても之をなすべし

前項の通知ありたる後に該穀物を入庫したる場合には其倉庫の所有者若は支配人は其穀物の所有者に對し價格の二倍を賠償すべし

第二十二條 同盟(Combination) 貨物を其所有者、代理人若は販賣受任者の指圖に反して保管其他の目的の爲に公開倉庫に引渡すべきことの契約、協定若は同盟を公開倉庫の所有者、賃借人若は支配人が鐵道業を營む會社若は其他の法人又は一切の個人と締結することは違法とす

本條の規定に違反する者は第二十三條に依り之を處分す

第二十三條 訴訟 A級の倉庫業者が本法の違反に付責任ある場合には其違反に依りて損害を受けたる者は當該管轄權を有する裁判所に被害者の爲にイリノイス州人民の名に於て其倉庫業者の保證上に訴訟を提起することを得

倉庫業者の本法の違反に關する刑事上の起訴に付ては當該郡(County)の検事はイリノイス州人民の爲に其名に於て終局迄訴追すべし

第二十四條 倉庫預證券の讓渡 本法に規定せる何れの公開倉庫の保管貨物に對し發行したる倉庫預證券

と雖も其指圖者の裏書に依りて之を讓渡すことを得

前項の裏書は其證券に依りて代表せらるる貨物の讓渡の効力を有す

裏書は白地にて又は他人指圖にて之をなすことを得

C級の公開倉庫に保管せらるる貨物に對する預證券には其券面に其貨物の特徴を表す章印を明記すべし

第二十五條 不正證券、詐偽の移動 何れの公開倉庫業者と雖も其現實に保管せざる貨物に對して倉庫證券を發行し又は貨物の検査等級、品質、數量若は日付其他性質に關する詐偽ある倉庫證券を發行せる者又は火災其他急迫なる危険を免れしむるが爲にあらすして當該證券の回收及消却をなすことなくして貨物を其保管より移動する者責任確定の場合に於ては本法規定の罰金に處せらるるの外、刑事犯人として一年以上十年以下の懲治監(Penitentiary)禁錮に處す

第二十六條 普通法上の救済 本法の規定は何れの人に對しても普通法上の救済に依ることを妨ぐるものにあらず

第二十七條 本法を印刷したる物の揭示 公開倉庫の所有者又は支配人は各倉庫及其事務所に於て著しく注意を牽く場所に常に本法を印刷したる物を掲げ置くべし

第二十八條 廢止 本法と抵觸する法律又は其一部は爾後之を廢止す

(二)イリノイス州に於ける公開倉庫又はA級若はB級の倉庫の證券發行及消却並に之に

關する違反の罰金に關する法律(千九百一一年五月十一日公布同年七月一日實施、改正千九百七年六月四日公布同年七月一日實施)

第一條 州會に於て代表せらるるイリノイス州の人民は下記の法律を制定す

保險及預證券の消却 A級又はB級の公開倉庫(法律に依り穀物検査官又は副検査官が任命せられたる若は任命せらるべき市又は郡に在るもの)が保管の爲穀物を受入れたるときは倉庫業者は其穀物の數量、種類、等級及其所有者に應ずる預證券を發行すべし

前項の場合には二十四時間内に倉庫記録官に其穀物の數量、種類、等級、其所有者及之に對して發行したる預證券の番號を報告すべし

A級又はB級の公開倉庫（法律に依り穀物検査官又は副検査官が任命せられたる若は任命せらるべき市又は郡に在るもの）は其保管する穀物に對し之を代表するものとして發行したる預證券の返還を受け其證券が倉庫記録官に依り「消却記録濟」なる文字及其日付を捺印其他簡明なる方法を以て記さるゝに非ざれば其穀物を引渡すことを得ず

倉庫業者は預證券が「消却記録濟」の印を受けたる後當該穀物の引渡を終りて後二十四時間内に其證券を消却したる記録官に報告すべし

倉庫業者又は其代理人、手代、使用人が第一項に依り受入れたる穀物に對して預證券を發行することを怠りたるときは一件に付百弗の罰金に處す

倉庫業者又は其代理人、手代、使用人が預證券の發行ありし穀物を該證券の消却記録をなしたることに付記録官の通知なきに引渡したるときは有罪とし引渡したる貨物と同額の罰金又は一年以上十年以下の懲治監禁錮に處す検査官又は穀物に關する事務を司る公務員にして之を許容したる者亦同じ

〔保險に付ては規定を缺く〕

第四節 倉庫預證券と正則穀倉

倉庫預證券 倉庫は貨物の收容保管を以て第一義となすも、商業上發達するに及んでは貨物の單純なる保管に止らず之に對して流通的倉庫證券を發行し、貨物を動かさず單に此證券のみを以て之を自由に賣買し又は金融の爲めに質入するを得しむるに至る、米國に於ては穀産の大勢力は常に其商業の背後に迫り、取引上有効なる利器便法は直ちに之を實施して活動に資するを促し、他面商業上何等舊習の之を拘束するものなきを以て、穀物の混同保管及之に對する證券の如きは、穀産地方に於ける國內商業及大西洋海港に於ける輸出

商業に於て、大に發達せり、而して其諸州に行はるゝ所は何れも單券制度にして、一枚の倉庫證券を賣買にも質入にも用ふ、本稿に於ては預證券と稱するも寧ろ我倉庫證券に類するものなり。

混同保管と普通證券 穀物の混同保管と倉庫證券との關係を述べんに、穀物等級制の行はれたる初に當りては、そは見本取引に於て價格決定の參考たるに過ぎず、同等級のもの雖も混同せらるゝことなく荷口を異にするに従ひて分別保管せられ倉庫預證券は此特定穀物を代表せり、故に引出の請求に對しては當該穀物を引渡さる可らざりき、然るに穀産の激増と共に、分別的保管及取扱は煩雜と費用とに堪へ難きに至り、一面検査等級の事業大に進歩して取引當事者を何れも満足せしむるに至りしが、終に同等級の穀物は寄託者、荷口の相異に關せず、混同して保管せらるゝこととなり、從て倉庫預證券は特定證券より變じて普通證券 (General receipt) となり、之と引換に引渡さるべき穀物は必しも曩に寄託せられたるものにあらずして、其れと同等級、同數量ならば何れの穀物なりとも可なることとなり、穀倉及證券の効用茲に一段の活躍を加へたり、此普通證券はシカゴに於ては千八百六十年の頃既に行はれしが、ニューヨークに於ては千八百七十年代に至りて行はれたり云ふ。

参考の爲シカゴに於ける穀倉の證券數を擧ぐれば左の如し。

第十八表 シカゴ公開穀倉の證券數 (イリノイス州穀物記録官報告)

年次	自一九一一年六月	自一九一五年六月
穀倉發行數	一二	一〇
證券原發行	一〇、八九九	一三、〇五五
其後特別保管	二三七	一、五八〇
分割の爲呈示	二四三	三三八
分割發行	六二七	七六三
再發行の爲呈示	—	三一〇

再發行
輸出指令の爲呈示
終局消却
總取扱數

一三二
一、六二二
一、一三四
三、五八九四
三四三
一三、九三二
一三、四七七
四三、七九八

倉庫預證券と定期取引

穀産地方に於て倉庫預證券は自由に賣買、質入せらるゝのみならず、各倉庫と取引所との關係密接にして、穀物定期取引契約の履行は原則として此證券を以てせらるゝこと、我酒田米穀取引所に於て其附屬倉庫の證券が定期賣買の受渡に用ひらるゝ事實より一層進みたるものあり、(第七章定期取引参照)、此の如く穀倉證券が定期取引上用ひらるゝには最も其確實を期せざるべからず、此故に取引所は穀物賣買契約上正當なる引渡と認むる證券を限定し、州法に依る公開倉庫たるのみならず特に取引所の必要と認むる構造、設備其他の條件を具備し其特別の監督に服する穀倉の發行するものに限り、此の如く取引所に依りて公認せられたる穀倉を正則穀倉(Regular elevators)とす。

正則穀倉 各市の取引所は其正則穀倉として認むるものに付き規則中に規定を設く、左に掲ぐるシカゴ商業會議所(取引所なり、第四章参照)の規定の一例に由りて正則穀倉の概念を得べし。

シカゴ商業會議所規則第二十一節

- 第一條(抄譯) 穀物又は亞麻子の賣買契約の履行は別段の明約ある場合を除くの外、總て正則倉庫預證券を以てせらるゝものとす。此證券は會議所の諸規則及理事會の定むる要件に従ひ正則倉庫として宣告せられたる倉庫の發行するものに限り、會議所の理事會は正則穀倉たることを欲する各穀倉を毎年七月一日前に検査して決定宣告すべし、其有効期間は翌年七月一日迄とす。穀物一物の保管料は最初の十日迄は一仙其後は一日毎に三十分の一仙以下なることを要し、且州法の下に會議所の諸規則に従ひて公開倉庫業者として引續き營業せんとするものなること、及會議所の諸規則に従ひ理事會の必要と認むる保證金を差入るゝことを要す。
- 第四條(抄譯) 理事會は正則倉庫を公表し、又其取引上不都合ありたる場合に於ては遲滞なく公表すべし。
- 次に同會議所理事會が正則穀倉たるの要件として定めたる所を略記せば左の如し
- 一、倉庫の所有者又は支配人が財政上良好の状態に在り信用あること
- 二、倉庫が舟運の便長く且東部への鐵道と引込線路を以て連絡せらるゝこと
- 三、倉庫が近代式にして穀物を「バラ」にて受入れ、取扱ひ、積出す、便利且大規模の設備あること
- 四、倉庫の所有者又は支配人が法律の定めたる倉庫預證券登録制度に誠實に協力し且穀物の毎日の受入高、引渡高及毎週末の殘高に付數量、等級の報告を記録官になし、正確なる記録、計算をなすを得しむる様力むべきこと
- 五、倉庫の所有者又は支配人は保管穀物に損害生ずべき場合には直ちに特別の公告をなすべきこと
- 六、倉庫の状態に重大なる變化ありしとき又は此條件に反したるときは何時にても尙後正則倉庫たらざるものと宣告せらるべきこと
- 七、(略す)
- 八、(略す)
- 九、倉庫の所有者又は支配人は何時にても正當の權限ある委員が各種の穀物の現在高を確認する爲に帳簿記録を検査する場合には助力するを要す、此検査は州倉庫委員其他會議所會頭の任命による委員に依り毎年二回以上行はるべく委員は其際専門家を備ひて穀倉中にある穀物の數量を確かめ且倉庫の帳簿記録と州の記録に於ける穀倉記録とを照合すべきこと
- 十、倉庫が其倉庫預證券を他の取引所に於て正當の引渡として取扱はるゝ様行爲せる場合には尙後正則倉庫たるを得ざることを要す
- 十一、正則倉庫の所有者又は支配人は其受入又は積出す穀物に付會議所の計重係の計重を受くべきこと

各種穀倉の關係 正則穀倉が公開穀倉たるは性質上明なり、然れども正則穀倉たらざるものは總て私用穀倉なりと云ふべからず公開穀倉亦之なきにあらず、ミネアポリス及シカゴの終端穀倉中、正則穀倉たるものと然らざるものは左表の如し。

第十九表 二市に於ける各種穀倉表

(千九百十四年の計數)

市場	終端穀倉の種類	備考	穀倉數	收容力	會社數	異種穀倉兼有の會社
ミネアポリス	正則穀倉(公開)	私用穀倉より概して規模大なり全收容力の四分の三を占むるを見よ	二七	三三二、二五〇	二四	兼有二
	私用穀倉		二三	一〇、五〇〇	二〇	會社

シカゴ	正則 穀倉(公開)	正則ならざるもの 公開のもの	正則ならざるもの 公開のもの	正則ならざるもの 公開のもの	正則ならざるもの 公開のもの	正則ならざるもの 公開のもの	正則ならざるもの 公開のもの	正則ならざるもの 公開のもの	正則ならざるもの 公開のもの
	私用穀倉?	私用穀倉?	私用穀倉?	私用穀倉?	私用穀倉?	私用穀倉?	私用穀倉?	私用穀倉?	私用穀倉?
總計	二	二五	二	二五	二	二五	二	二五	二
小計	二	二五	二	二五	二	二五	二	二五	二
總計	二	二五	二	二五	二	二五	二	二五	二
小計	二	二五	二	二五	二	二五	二	二五	二

第五節 穀倉に於ける穀物の調合

調合 終端穀倉に於ける一作業として濕氣の爲無等級なる穀物を乾燥して検査等級を受け夾雜の爲下等なる穀物を精清して其等級を昇らしむることは夙に行はれし所なり、然るに此事は更に歩を進めて、下等穀物の品位を高め上等の検定を受けて利益せんが爲に之に上等穀物を混合するに至れり、之れ茲に謂ふ調合(Mixing of grain)にして、商業上の目的を以てする異等級穀物の混合なり、等しくMixingなるも混同保管の混合と區別するを要す、後者は同等級の穀物に限り保管の便宜上其荷口を異にするものを混蔵するなり、異等級のもの、混合にはあらず、此を混合彼を調合と別字を用ひて紛雜を避く。

例へば北部三等小麦一貨車を同一等五貨車と混じて検査を受くるときは、總て一等の等級を受くることあるべし、然らば穀倉會社は一貨車だけは三等の價を以て買入れ一等の價にて賣ることとなり、調合により其差額を利益すべし。

調合の利益 調合は頗る大規模に行はれ終端穀倉の重要な収入財源なり、等級間の市價の差は十五仙

を過ぐることもあり、調合の利益は往々生産者の利益を超ゆ、從て穀物取引上の重大問題たり、因て尙ほ少しく述ぶる所あらん。

第二十表 ミネアポリス二十九穀倉二年間出入小麦表

等 級	入 庫(物)	出 庫(物)	入 庫(物)	出 庫(物)
硬 一 等	五八六、六〇〇	二七六、四八四	三二〇、一一六	四、四〇七、二〇二
北 一 等	一五、五七一、五七五	一九、九七八、七七七	二、一一二、七九九	一、八二八、八二六
北 二 等	二〇、四一三、五八四	二二、二四二、四一〇	二、一八八、二二〇	
北 三 等	九、七七七、〇三一	七、六六四、二二二	二、一八八、二二〇	
北 四 等	二、八一二、六五三	六、二四四、四三三	五五三、七四〇	
不 合 格	一、一七五、五一三	六、二一七、七七三	三、六九四、六二〇	
無 等 級	四、六九五、五六五	一、〇〇〇、九四五		

千九百十年九月一日乃至千九百十二年八月三十一日の二年間に於ける出入北部春小麦の等級別表なり

此表に由りて之を觀るに、北部一等及二等の小麥の在庫は其入庫より著しく増し、反之其以下の等級に於ては凡て出庫は入庫より減じ居るなり、最上等なる硬質一等小麥の出庫が在庫より著しく減じ居るは、之を下の小麥に調合して北部一、二等の上等小麥を作らん爲に用ひしものと見るを得べし、即ち調合により硬質一等は等級を下げられて出庫せられしと同時に、多量の北部三、四等、不合格、無等級小麥は著しく等級を上げられて出庫せられしなり。

公開穀倉に於ける調合の禁止 終端穀倉に於ける調合に付ては從來非難の聲少からず、會社が不正當の利益を貪る手段なりとの主張の下に、之を禁止する方法屢々要求せられたり、イリノイス州倉庫法は公開穀倉に調合を許さず、然も調合はシカゴ市穀倉會社の重要な一作業にして、會社は夫々調合倉庫(Mixing houses)を有すと云ふ、同市に於て公開ならざる穀倉の甚多數なるは蓋之に因るものあらん、(第十九表参照)、ミツリ

州に於ては千八百八十九年禁止法を公布せしが、其結果は同州カンサス市の終端穀倉の事業を悉く對岸カンサス州カンサス市の寛大なるに移らしめたり、ミネソタ州も亦以前公開穀倉に於て調査をなすを許さざりしが故に終端穀倉は總て私用倉庫なりき、唯商業會議所の規則に依る正則倉庫たりしのみ、然るに此の如き制度の下に於ける倉庫證券の法律上の性質に關し疑問を生じたるに因り、千九百十一年穀倉をして州の許可を受けて公開倉庫たるを得しめ、且穀物の調査を許すの法律を發布するに至れり。

所有權關係 法律上の關係を考ふるに、所有者を異にする穀物の所謂混同保管(同等級のもの、混藏なり)を許すは所有權の觀念を不確定となすものなれども、混同保管せらるゝ同等級の穀物全體を共有と解して、尙其所有權を寄託者に認め得べしと雖も、更に進んで調査即ち異等級の穀物の混合を公開穀倉に許すに至りては、其不確定の範圍は更に廣漠となり、事實に於て所有權は寄託と同時に倉庫業者に移り、倉庫業者は唯寄託穀物と同一等級のものを請求によりて引渡す債務を負ふのみなるが如し、米國法律上之を如何に解しつゝあるやは尙研究を要す。

調査を認むる理由 合衆國産業委員會は、小麥が農民の手を離るゝに従ひて他の小麥と混合せらるゝ傾向の益々多かるべきは自然の勢にして、他と混合せらるゝことなく、純粹に其儘製粉せらるゝが如きは極めて稀なり、小麥の價値は之を定むるは其製粉性なれば畢竟其爲めの混合價値なり、性質を異にする小麥を適當に調査して一定のものを作るは製粉上必要のことに屬し、製粉所の常に行ふ所なりとの理由を以て終端穀倉の穀物調査を是認し、之を禁ずる立法を要求するは、生産者が既に商業取引の範圍に入りたる小麥に付て迄も利害關係あるものと過信し、小麥の價値の要素が其製粉性に在るを閉却したる主張にして、而も消費者に有害なる結果を生ずるものなりとせり(Raport of Industrial Commission)。

小麥の用途が製粉に在る以上、小麥の調査は結局製粉技術上の問題に歸着するは之を認めざるべからず、然れども予は、之を以て當面の問題たる終端穀倉の調査を是認する理由となすは、餘りに直接ならざるの感

無き能はず、思ふに終端穀倉の調査は其直接目的は穀物商業上の利益にありて、製粉所の調査の如く製粉技術上にあらず、之を實情に徴するに製粉所は終端穀倉より其調査したる穀物を買入るゝこと多大なりとは雖も、何れかと云はゞ直接に地方より入市する小麥を買入れ、自ら技術上適當なる調査をなすことを好むを見るにあらずや。

ウエルド教授の説 調査を取引上正當の行爲となし、終端穀倉が其利を收むるを是認する、ウエルド教授の論旨を摘載せば左の四點に歸す。

(一) 穀物の買入に際しては其調査の能否に付き考慮するものにして、下等のもものに改良を加へ得と考ふればこそ買入るゝなれ、改良を加へ得ず従て下等は下等としてよりは賣れずとせば、之を買はざるにも立至るべし。

(二) 加之、下等穀物の價格は買入の際調査の可能を考ふるが故に高まり、上等穀物の價格は調査に依り上等穀物の數量増加すべきが故に、思惑の爲壓迫を受くることあるべしと雖も、他面調査に要する上等穀物の需要一層緊切となるべきが故に、上騰の素因も亦之あるなり、此双方の傾向は計數的に比較し得ずと雖も、互に之を相殺するものと見て大過なかるべし、結局調査を認許せば、せざるに比して、農民に支拂はるゝ穀價を總ての等級に付て高からしむるものなり。

(三) 終端穀倉は専門的智識を以て販賣の能否に付き常に細密なる注意を怠らず、其間に激しき競争あり、之に對し相當の報酬あるは當然のことなり。

(四) 調査をなすには夫々機械を要するのみならず、之を運轉し穀物を移動せしむるにも亦費用を要す、之等總ての費用も亦償はれざるべからず。

調査と穀物検査 大穀倉會社が調査に依りて利益するは、當然農民に仕拂はるべき穀價の一部を盗むものなりとの攻撃は、煽動的誇張にして冷靜なる道理にあらずとするも、過去に於ては到底此攻撃を免るゝ能は

ざるものありしが如し、而して調査に關する諸般の問題は、結局穀物の検査が公正且有効に行はるゝや否やに歸着するものなり(第三編第一章を必ず参照すべし)。

穀物の検査は其入市の際と出庫の際とに於て同様に厳正に行はれざるべからず、若し検査が入るに厳にし、又出るに少しなりとも寛なりとせば、地方輸出者は損害を受け、終端穀倉は之によりて大利を受くべし、又検査の標準が常に一定に維持せらるゝにあらざれば、年中の時期に依りて調査に依りて利益を營むこと容易となるべし、検査が大會社の勢力の下に行はるゝことの極めて不都合なる結果を生ずるは論を俟たず、既に多くの州は商業會議所の検査をも取りて自ら之を行ふに至り、其制度を完備して公正を期しつゝあり。(第二編第二章参照)

調査の弊と等級の幅 調査の問題は尙ほ穀物等級の幅と相關す、終端穀倉が定期取引契約の履行に當り契約等級として辛うじて検査を通過する、同等級最下低のものを調査作成して引渡すは通常の事實なるが其弊害の大小は等級の幅即ち一等級に於て許さるゝ品質の差に依るなり。(第二編第七章定期取引参照)

第四章 穀物取引所

中心市場に入れる穀物の取扱 中心市場に入來れる貨車の穀物には、直ちに入庫せらるべきものあり、終端穀倉會社、製粉會社等が其の從屬沿線穀倉より送付を受け、又は直接地方より買入れたるもの如き即ち之なり、又直ちに販賣せらるべきものあり、問屋業者が、販賣を委託せられたるもの如き即ち之なり、前者は検査試料の採取を了れば夫々歸屬の場所に引行きて荷卸せられ、後者は其荷受人に依り取引所に於て販賣せられ、後夫々入庫等の處分をなさるゝものとす。

穀物取引所の發達 穀物の取引を述ぶるに當りては其取引所を概説するを要す、穀物取引所は、近時五、六十年來、諸州の穀産著大となり内外の需要が其中心市場に來集するに至り、取引の敏活、慣行の統一、商業道

徳の向上を計る上に於て取引各部の精緻なる組織を益々必要とするよりして、大に發達したるものなり。

名稱、設立及び目的 穀物取引所(Grain Exchange)は商業會議所(Board of Trade)又はChamber of Commerce)と稱すること多し、然れども我國商業會議所と異り、取引所の事業を主となす(本稿に於ては便宜に従つて或は商業會議所と云ひ、或は取引所と云ふことあるべきも同一なりと知るべし)、此團體は會員組織の一人私法人なるが、其設立は一般法律に據るあり、又之を特設する立法行為を以てするあり、シカゴのBoard of Tradeは千八百四十八年に組織せられたるものなるが、千八百五十九年の法律(Legislative Act of Incorporation)により法人として特設せらるゝに至れり、其目的とする所は「取引所を引續き經營し取引慣行の統一を期し取引上の正義公平を守る主義を徹底せしめ、業務上の爭議を速に解決することを力め、商業上及經濟上の報導を蒐集頒布し、且つ總て會員の正當なる業務の發達の爲めに助力するに在り」、ミネアポリスのChamber of CommerceのGeneral Statute of the State of Minnesotaの下に組織せられたるものにして、同法第二千九百八十二條に依れば「本州の市町村に於て、三人以上の會員を以て組織せる團體にして各其市町村に於ける商業上、工業上又は農業上の利益を増進し、事業上有用なる報導を蒐集頒布し、當業者間に生ずることあるべき誤解、爭議を解決し、且其地方の福利を増進するを目的とするものは Chamber of Commerce 若は Board of Trade 又は此兩者として、法人たることを得」と規定せり。

事業 商業會議所の目的として記さるゝ所は、上述の如く廣汎なるも、要するに會員たる者の取扱ふ貨物の賣買を敏活、有効にするにあり、而して之が爲に行ふ事業は其少異を捨て、通要を擧ぐれば、
(一) 便利にして設備良き取引場を會員に供すること
(二) 會員の業務上の秩序を維持する爲、會員資格及業務に關し各種の規定を設くること
(三) 業務に關する爭議を裁定する制度を立つること
(四) 自他の市場に關する各種の報導を蒐集告知すること

等を以て其の主なるものとす、而して其取引場に於て取引せらるゝものは、シカゴに於ては穀物外の食料品も之ありと雖も、ミネアポリス、ドウルス、カンサス市等多くは穀物のみなり。

争議の仲裁判断 此等取引所は、其特別設立なる場合と雖も總て一箇の私法人なるが、其大なるものは州法を以て、私法人としての権利の外、取引に關する争議を仲裁判断するの権限を附與せられ、其判断は裁判所の判決と同一の効力あるものとせらるゝを例とす、此の如く私法人に特に裁判権を認むる理由は、取引所の取引は外部者の正當に裁断し得ざる特殊複雑なる關係ありと云ふに在り、小取引所にして此權限附與せられ居らざるものに於ても、争議裁決委員を置くことあれども其裁決は強行力なし。

會員に關する規定 法律は會員組織の私法人たる取引所が其會員に付自ら適當と信する制限を設くることを認む、固より之を餘りに制限するは獨占の誹を免れず、現に市場開放若は新取引所の對抗的設立の聲なきにあらざるが如し、然れども取引所が會員組織たる以上は、其會員を相當制限するは非商業的取引を防ぐが爲に必要なこととす、制限の方法は

- (一) 會員總數の制限
 - (二) 詮考委員、理事會等の調査決定に依りて入會を許否すること
 - (三) 新入會員に對して發する會員證に付き多額の金を支拂はしむること
- 等にしてドウルス、カンサス市、オマハに於ては二百人を最多數とし、ミネアポリスにては五百五十人に限りしが、千九百十四年此制限を廢し、入會者は二個の別なる詮考委員會を經、十日間其名稱を公示したる上理事會が決定するものとす、且會員株の賣買時價三千五百弗なるに新會員證の發行には五千弗を徴することゝなせる故、事實上は會員の増加を見ざるなり、會員株は賣買せらるゝものにして、其移轉に付き取引所は料金を徴するを例とす、ミネアポリスにては年々會員總數の一割五分位に當る會員株の移轉ありと云ふ、左に各中心市場に於ける穀物取引所の會員數と會員株とを表示せん。

第二十一表 穀物取引所名、會員數及會員株市價表

市名	稱	會員數	會員株市價
シカゴ	Board of Trade	一、六二五	二、二〇〇
ミネアポリス	Chamber of Commerce	五五〇	三、五〇〇
ドウルス	Board of Trade	二〇〇	四、〇〇〇
カンサスシチー	Board of Trade	二〇〇	三、〇〇〇
ミルオウキ	Chamber of Commerce	六〇五	七五
セントルイス	Merchants Exchange	一、一六五	一五〇
オマハ	Grain Exchange	一八二	五五〇

取引所は其會員に詐偽違法若は非商業的の行爲ありたる場合、若は規則違反ありたる場合には、會員としての權利行使を停止し、罰金に處し又は之を除名し得るなり。

入會の制限を設け、會員株を高價に維持し置くことは、會員の取引上の誠實と財産上の信用を保ち、規律を正するに効あり、蓋除名處分が會員にとりて益々重大事となるが故に、其危険を犯して不正の行爲を敢てする者少かるべければなり、會員株高價なるミネソタ州の二取引所は、會員規律を守ること他に比して良好なりと稱せらる。

會員の業態 次に取引所が如何なる業務を營むるを會員として組織せらるゝやを示す爲、左にミネアポリス商業會議所會員の分類表を掲げん

第二十二表 ミネアポリス市商業會議所會員業態別表

業 態	市 内	市 外	計
沿 線 穀 倉	七	四	一一
終 端 穀 倉	九	五	一四
地方穀倉(一個のものより十二個位迄沿線地方穀倉を含む)	一	二	三
問 屋 業 者	九	〇	九
輸出業者(多くは小麥、亞麻子以外の穀物を買ひて他市場へ出す者、此外問屋及終端穀倉にし之をなすもの少からず)	二	三	五
ミチアボリス市内製粉所	二	〇	二
附近の地方製粉所	二	一	三
飼料製造所(屑穀物及小麥以外の穀物を磨碎して製造す)	四	一	五
麥芽製造所(大麥)	四	四	八
麥酒醸造所(大麥)	四	一	五
定期取引仲買人(他よりの依頼によりてなす)	〇	一	一
定期投機師(自己の計算に於てなす、他の定期關係者も之をなす)	六	一	七
現物投機師(他の現物關係者も之をなす)	八	三	一一
亞麻子製油所	〇	一	一
亞 麻 子 商	二	一	三
屑 穀 物 商	五	一	六
乾 草 商	四	一	五
穀物製造業者	二	三	五
加奈太沿線穀倉	一	一	二
加奈太定期取引商	一	一	二
加奈太外國輸出業者	一	一	二
現物仲買人(ブローカー)(主として他の會員の爲に現物を賣る)	一	一	二
計	八一	四四	一二五

農 業 者	一	二	三
精算所理事者	一	一	二
鐵道關係者	一	一	二
法 律 家	一	一	二
銀 行 家	一	一	二
其他の業に従事する者	一	一	二
事業界より退引せる者	一	一	二
合 計	一七	一六	三三
右の外死亡者	四	二	六
重複して會員權を有する者	二	一	三
總 計	二一	一七	三八

(ワエルド氏調査書所載に依る)

一人若は一會社にして二業以上を営む者あれば、此調査は甚困難なり、一會員にして兼業の場合には主と認むるものに計上し、大商店にして沿線穀倉、終端穀倉、問屋、輸出商、定期商等を営み、會員性を多數有する者は其各部に計上せり云ふ、此種の統計は此外に之なきが如し。市外の會員は、會員に對しては問屋口錢半減せらるゝ定めなれば、之を主たる目的として加入し居るものなり。

取引方法其他に關する規定 取引所發達の初期に當りては、當時盛に行はれたる不正取引を規律すること其重要目的なりしが、穀物取引の組織的發達と共に取引者の道德向上し、取引所は發達せる商業機關として微妙なる機能を發揮し其取引巨額なるに至れるが故に、取引所の規則も其取引の方法、商慣習を便利且一定に保持し、直接間接の利害關係者を完全に保護する等各般の事項に亘り頗る詳細なるものとなれり。其中主なる事項を擧ぐれば左の如し。

定期供給契約の形式

其引渡穀物の等級
倉庫及其證券に關する事項

保證金の供託

各種の料金、口錢

問屋に關する事項

検査、計量、見本採取 尙穀物の等級を定むることが其賣買を敏活且經濟的になす上に必要なるのみならず定期取引上不可缺のものたりしより、之が爲にする検査は當初取引所の主要目的の一なりしが、此制度は日を逐うて發達し今や各州自ら之を行ふこととなり、右検査事業と連關して會議所の現業たるものに現物取引見本の採取及穀物計量の事業あり、之等に付ては市場に入りたる穀物の移動を叙するに適當と信する箇所を前後分説することせり。(第二編第二章及第五章參照)

取引所の設備 取引所は壯大なる建築物を有するを常とす、其中に取引場(Exchange room, trading floor)を設け需給兩者會合の場所となし、會員に供與して此所に相互の取引をなさしむ、之れ蓋取引所の眼目となる所なり、此所に於て賣買取引をなす者は固より會員のみに限り、又取引所は決して自ら取引をなすことなし、穀物取引場には通例、現物市場(Cash Market)及定期市場(Future Market)の二部あり、市場の開閉は規則を以て之を定む、シカゴ商業會議所にては午前九時半に開きて午後一時十五分に閉づ、但土曜日は正午閉場とす、他市の取引所も亦概ね之に同じ。

取引所建築物の中には右の取引場の外多數の室あり、取引所の事務其他の用に充て尙會員たる多數の商店に各其事務所として貸付く、然れども取引は總て取引場に於てなさるゝものにして、此等會員の事務所に於てなさるゝにはあらず。

市況の報導 取引所は年々各種の詳細なる統計數字を掲げたる報告を發行し、以て正確なる參考資料を供

するの外、取引場に大なる黑板を設け、日常主要諸市場に於ける穀物の現在高に關する最新完全の報告を掲げ、且刻々の市價と頻々到着する他の主要市場の市況とを示す、ミネアポリス商業會議所には有名なる「時計」(Clock)と稱せらるゝ特殊の装置あり、取引場の一面の壁に高く懸けられたる一の柱時計形のものにして、其下にある定期市場に於いて盛んに賣買せられつゝある定期小麥の上一下は直ちに其指針に依りて示され取引場内何れに在る者も之を見れば、其瞬間に於ける定期の市價を知るを得、現物市場も同室内なるが故に現物の取引をなす者は常に之を注視し、其指示する市價に「一仙上」「一仙下」等の語を以て賣買す、ミネアポリスは小麥の大市場にして其消費の大中心なるが故に、其現物市場と定期市價との間に密接の關係あること他の市場に於けるより一層緊切なるものあるによると云ふ。

尙定期取引場には場臺を設け、所員此上より取引を看守し、直ちに刻々の市價を他市場に電報す、又場内に電話、電報の設備をなして會員の便に供す。(寫眞參看)

第五章 現物取引

現物取引 現物取引は賣買の成立と共に直ちに穀物の受渡をなす契約なり、但取引規則上其實際に於て受渡は其日の取引場閉場迄延ばさるゝものとす、現物取引は買方の現金拂を必要とせず、然れども賣方は必ずや現物を契約當時に於て有せざるべからず、唯其賣買は直接に其穀物自體に付かすして之を代表する見本を以てなすを常とす、ドウルース市取引所に於ては、總ての取引が等級のみに依りてせられ、見本をさへ用ひず(加奈陀ウキニベツグに於ても亦然りと云ふ)と雖も例外に屬す、之を取引の最進歩したるものとして稱揚するものあれども、畢竟買手の多數が消費者なるミネアポリスは甚其事情を異にするが故に實行せらるゝものにして、總ての市場に通じて必ずしも之を推奨すべきにあらずと予は考ふ。

見本 現物取引の基礎として賣買當事者の間に供せらるべき見本は、州の行ふ穀物検査の試料とは目的を

異にするものにして、別に之を採取す、曩には荷受人たる問屋、終端穀倉等は夫々使用人を派し、當該貨車を停車場構内に探ね廻りて其見本を採取せしめしが不便甚しかりしに依り、シカゴにては商業會議所に見本採取部ありミネアポリスにては商業會議所の公認する二箇の私立見本採取所あり、一定の料金の下に（シカゴ一貨車三十五仙）之をなすことゝなれり、其見本採取人（Grain Dealer）は毎朝州検査所の試料採取員と同行し、別に見本を採取して一々袋に入れ、其貨車の状態、穀物發熱の有無等を小票に記して添付し、會議所に持歸りて各荷受人たる問屋等の借り居る、取引場の卓上に開市前夫々之を配置す。

現物取引場に於ける賣買 取引所内の現物市場には多くの卓子を備へ、賣方は夫々此卓子を借り、其委託せられ又は自ら所有する穀物の見本を金屬製の皿に入れ見本採取人の記せる小票を添へて卓上に列べ、買方の驗視に供し、買方は卓より卓を見廻りて買値を付け、入市穀物一貨車を取引單位量として互に専門の智識と駈引を戦はせて相對賣買をなす、現物の賣買成立したるときは、賣方は直ちに小票に、當該貨車を賣りたる旨、其時、分及買方の名稱を記し、買方も亦小票に該貨車を該賣方より買ひたる旨を記し、場の終るを待ち之を交換して行違ひを防ぎ、賣方は直ちに穀物の引渡に着手するなり。（寫眞參看）

公定相場 此の如くして、一日の閉場時迄には其前二十四時間に入市したる穀物は總て賣捌かるゝを常とす、而して取引所の相場付委員、日々終結の取組に付て其日の相場を定むるものとす。

賣方及び買方の狀況 取引場に於て賣方たる會員は、農民穀倉、獨立穀倉、農業者等地方荷主より販賣の委託を受けたる問屋、終端穀倉會社、其他の穀商にして、何れも現に賣るべき穀物を有するものなり、買方たる會員は、製粉所（小麦以外のものに付ては麥芽製造所、亞麻子製油所）等各種の需要者、終端穀倉（貯藏、調合、輸出等の各目的あり）、國內若は海外輸出商又は買入の委任を（地方製粉所等より）受けたる問屋等なり、（尙此外のOut-Portなる現物投機商ありて、同一市場内にて差額を利する目的を以て買入をなすも少數且微弱なり）、其買入數量に於て何れを重要のものとするやは各市場の事情、穀物の種類に依りて一様ならず、ミネアポリスに入

りたる小麦は前掲第十五表の示すが如く、市内製粉所の消費するものと見るべきもの多く、大約入市の四貨車中三貨車は早晚之に歸し、殘餘の大部分は地方の製粉所に行き、内外の他市場に輸出せらるゝものは極めて小部分なり。

取引場に於て多量の小麦が製粉所によりて直接に買入れられ、殘餘が終端穀倉に買入れられ需要の時迄貯藏せらるゝなり、殊に穀物の出盛期に於ては、其入市額は製粉所等消費者の需要に超ゆるが故に、其剩餘は總て收容力大なる終端穀倉に保管せられ、五月七月等の受渡期限を以て定期市場に賣らるゝものとす、終端穀倉の貯藏穀物は右の如き定期契約の履行として出庫せらるゝの外、尙時宜によりて再び現物市場に於て製粉所等に賣らるることあり、此場合には「在庫穀物」(in store grain)として見本を用ひずして賣らるゝが如し。

現物市場と投機取引 上述の賣方買方の外尙は Scalper と稱する者あり、少數且微弱なるが同一市場内に於て差額を利する目的にて賣買をなす。一概に定期市場に於ける賣買は投機なるも、現物市場に於ける賣買は總て着實なるものなりとするは非なり、現物市場に於ても此 Scalper の如く日々の騰落に依りて利せんと欲する者は純然たる投機師にして、其他騰貴を思惑し所謂値待賣をなさんが爲に買入るゝ者、曩になしたる投機的定期賣を履行に充つるが爲に買入るゝ者の如きも亦投機者に外ならず。

第六章 穀物委託問屋

取締法 穀物取引に於て委託販賣の多く行はるゝこと及其利害に付ては第一編第四章第二節に既に之を述べたり、都市の問屋が市場、買手、貨車の狀況又は計算等に付きて虚構をなし、完全に賣上代金を地方の委託者に送還せざるが如き不誠實、不正當の行爲は、沿革古き市場に於ては自然相互間の淘汰に依り減少するのみならず、取引所も問屋業者に關し規定する所ありと雖も、州も亦問屋をして保證を差入れ免許を受け其他の監督に従はしむる立法をなせるもの少からず、ミネソタ州にては千八百九十九年既に此法ありたるが、千九百

十三年又新に農産物委託販賣取締法 (State laws regulating the handling of farm products on Commission) 公布せられ(ニューヨーク州も同年立法) 次で千九百十四年、十五年諸州に同種の立法を見たり、但此種の取締法の多くは極めて急速に立法せられたるを以て、カンサス、アラバマ等に於ては問屋業者が全然知らざる間に議會を通過せりとの非難あり、ミシガン州に於ては高等法院の判決は之を以て一階級を制限する違憲の立法なりとして採用せず。

ミネソタ州の制度 穀物の委託販賣は殊に北西諸州に益に行はれ、ミネアポリス商業會議所に於ては上述の如く問屋は會員中百二十名の最多數を占む、今主として此發達したるミネソタ州の問屋制度に付て記さん(其業務として引受くる委託販賣の性質等に關しては、第一編第四章第二節を参照すべし、茲に再説せず)。

ミネソタ州法は、農産物を委託者の計算に於て販賣する爲に受くる者を問屋業者 (Commission Merchant) となし、州の鐵道及倉庫委員會の定むる所に從ひて、委託者の安全の爲に保證を差入れ、且二弗の免許料を納めて營業の許可を受くるにあらざれば、營業することを得ざるものとなせり、而して該委員會は此保證金額を定むるの目的の爲、問屋の事業に關し詳細の報告を徴し得る權限を附與せられ、此報告は之れ以外の目的に用ふるを嚴禁し以て眞實の報告を得るに力む、現在の定めによれば保證金額の最少限は四千弗にして營業許可の期間は一年なり。

問屋の大小と各其特長 斯くミネソタ州法に於て、保證金を四千弗とせりによりても知り得るが如く、米國の問屋は我邦の夫れに比して、遙に大なる會社若は個人の營む所なり、其中に就て問屋の大小の委託販賣に對する適否を尋ぬるに、大なる問屋は最能力ある者を使用すること、大口の買手と常に優先の取引關係を有すること、十車二十車と云ふが如く纏めて大口に賣り得るが故に、之に附隨する利益あること等に於て利あり、比較的小なる問屋は、各貨車に付長時間苦心して最も高き價を求めて賣ること、其他各荷口に付個人的注意行届くことの利ありと云ふ。

問屋の事務 問屋は委託せられたる穀物を見本に依り現物市場に販賣す(第五章参照)其賣買成立したるときは二十四時間内に委託者に對し、販賣したる數量、價格、買方の名稱、番地、販賣の日時分を報告するを要し、鐵道會社に對しては貨車を其賣先なる終端穀倉なり又は製粉所なりに引渡す様夫々指圖し、總て其引渡が速に行はる、やを見廻るなり、かくて貨車の穀物が計重官によりて計重せらる、や、買方に對して其貨車の穀物の代金を請求し、地方に在る委託者に對して其賣上代金より運賃並に検査料、計重料、販賣口錢等の諸掛を控除したる純賣上代金を送る、但し委託者荷爲替を振出し問屋之を仕拂ひたる場合には勿論其差引をなす、右賣上代金に關し、問屋は又賣上勘定書、諸費用受取書類並に検査等級證書及計重證書の副本を送るを要す、賣上勘定書には、賣りたる貨車に付特に記述すべき事項あらば其事項、貨車番號、鐵道名略號、穀物の種類、等級、夾雜あらば其歩合、總重量、純重量、一物の販賣價格、賣上代金額を記し、尙運賃、検査料、計重料、販賣口錢及立替金あらば其利息等總ての費用を明にすべきものとす。

委託者の保護 委託者は問屋が賣上代金又は勘定書を送らざるときは、送荷の日より九十日以内に鐵道及倉庫委員會に訴ふるを得、委員會は問屋の販賣其他の行爲を調査する爲に之に關係ある帳簿、計算書類を検査することを得、之を拒む者は處罰せらる、委託者は又問屋の免許條件として豫め立て置きたる保證の上に損害回復の訴を原因發生の日より一年内に提起することを得、然れどもミネアポリスに於て之等の訴は實際甚少しと云ふ、之れ此法律の存在が未一般に周知せられざるにも依るべしと雖も、亦同市の問屋が大體に於て信用あるものなるを認むるを得べし。

問屋は上述の販賣に從屬する事務として、委託者の爲めに當初穀物到着せば直に其見本に付充分鑒別をなし、州検査所の付する等級の當否を注意し不當なきときは再検査、上訴の申立をなし、又計重が發送當時の重量と著しく異りたる場合、其他貨車に故障ありし場合等には、調査の要求其他必要なる手段を講ずるものとす。

口錢 問屋が委託販賣の口錢として徴する所は何れの市場に於ても極めて低し、シカゴ及ミネアポリスに於ける一物の口錢は何れも左の如し。

小麥、ライ麥、大麥 一仙

燕麥 半仙

玉蜀黍 四分の三仙

亞麻子 價の百分の一(大約一物に付一仙強に當る)

即ち小麥一物の市價一弗に上る場合に於ては其口錢常に一分以下なるの割合にして、其二仙中約半仙は費用なるが故に問屋の所得は殘半仙位なるのみ、問屋の勤勞を顧みるときは頗る低廉なるものと云はざるべからず。

尙市場外の買手の依頼による買入の口錢も大約右と同じく、又定期穀物賣買の口錢も一定す(ミネアポリスにては一物に付八分の一仙)而して總て之等の口錢は取引所會員たる者の依頼に對しては、多くは其半額とせらる、之れ地方穀倉、製粉所等にして取引所會員たるものある所以なりと云ふ。

最低口錢 總て此等口錢の定めは、各市の取引所が其規則中に於て會員の守るべき最低限度の口錢として規定するを常とす、(例之、シカゴ商業會議所第十四節)而して此最低口錢の規定は結局一率に口錢を定むること同じこととなり、何となれば競うて之を下げんとするの傾向あり、其競り下げを防止せんとする趣旨より出でし規定なればなり、此の如き規定は商業の自由に反するの非難あるも、其之なかりし時には問屋が地方荷主を得んとして激しく競争するの餘り、口錢を次第に競り下げて終に營業の成立せざるに至るをも顧みず、其他商業道德の廢弛甚しかりしが(我邦に於ても口錢低きに失するときは不健全なる密賣買行はると云ふと同じ)、此規定に依り口錢が相當額に保たれ、且一市場を通じて一様となりてより、荷主は何れも同一の取扱を受け、且豫め口錢の額を知るに依りて不當の行爲を防ぐを得たるのみならず、此額だけは必ず之を徴

することとなりたるが爲に問屋相互が無理なる競争をなして自滅するを防ぎ、諸方面に好結果を與へたりと云ふ。

利子の規定 尙取引所は、問屋が委託者に對する手形上の貸付等穀物取引に於ける貸借に付ては、利子を徴すべきこと、及其率を定む、之亦過激競争の弊を避けんとする意に出づるもの、如し。

次に問屋の行爲として禁止せられたるものに付きて述べんに左の如し。

(一) 賣買双方代理の禁止

問屋は委託者を代理して穀物を販賣するを主業となすと雖も、時には又市場附近の製粉所等の依頼を受けて買入をなすこともあり、此場合一面より受けたる穀物と他面よりの需要とを問屋の手元にて組合せ市場に出さずして賣買を終ることは(堂島帳合米に於ける問屋の「附け合せ」の一種と同じ)公平に之をなすに於ては何等支障なきが如く、又或は他に一層好適の需給を見出すを得ざる場合もあるべしと雖も、利害相反するを常とする當事者双方の爲に圖ることの難きと、其間に於て種々手段を弄し得るの虞あるを以て、問屋は賣買双方を代理することを禁止せらる。

(二) 受荷の自己買取の禁止

問屋は委託販賣を受くるの外、自ら他より穀物を買入れ販賣することあり、問屋をして其販賣を委託せられたる穀物を自己の計算に於て直接に買取るを得しむるは(前記「附け合せ」の他の一種にして、普通云ふ問屋の「仕切」呑屋仲買人の「呑」に當るべし)問屋としては委託者に對し成るべく多額の賣上代金を送還して其意を得んことを願ひ、自ら買主としては能ふ限り廉價に之を買ひて賣價との利差を大にせんことを欲するの矛盾に逢着すべし、而して實際に於ては、問屋は上り相場には直に之を買取りて利を得んと欲し、下り相場には販賣の委託を保守して損害の危険を回避すべく、結局荷送人の不利に歸するを通例とす、加之此の如きことを許すときは地方の荷主は其送荷の委託販賣が行はるゝや或は問屋に買取らるゝやを明にする能はざるの

弊あり、因て問屋が其受託穀物を自ら買入るゝ行爲は禁止せらる。

(三)異體同心會社間の買賣禁止

上述の如く弊害ある行爲禁止せらるゝも尙實質に於て之に等しきこと隱密に行はるゝあり、異體同心の會社の間に於ける賣買即ち之なり、抑も穀物商業界に於ては甲商店は乙商店の從屬なりと云ふが如く異なる會社の間に往々内部關係あり、財政上種々連絡同盟の存在するあり、之等の關係會社が委託せられたることを相互に賣買し、委任者の不利に於て其利を圖ることなきにあらず、能ふ限り禁壓するの要あり。

一九一三年ミネソタ州禁令

ミネアポリス市に於ては千九百十三年、州立法部が穀物商業の調査をなすに當り、此の如き行爲の暴露したるより、商業會議所は、一會社が委任を受けたるものを從屬關係ある他の會社に販賣することを爾後禁止する旨の決議をなしたるが、次で州の鐵道及倉庫委員會は、問屋は自己に販賣

を委託せられたる貨物を委託者の承諾の有無に關せず自ら買取ることを許さず、又問屋は自己と利益を共通にし若は自己が利益を有する會社、法人、個人の商店等に之を販賣することを許さざる旨の命令を發せり、此命令は穀物取引界に於て往々存在する事實なる、甲乙の會社の株式大多數を一個人が所有することに依りて實際上一體たる會社間の賣買を禁止することを脱漏せりとの非難あるも、取引所に於ける賣買に對して地方人の懷抱する疑悞を解くに充分なりと云ふ。

問屋の優先販賣

上述し來りたる諸弊は今假に之なしとするも、尙問屋が委託販賣と買取販賣との兩種を營むことに連關して生ずる委託者の不利あり、問屋が其委託せられたる穀物に優先して、自ら買入れたる穀物に有利販賣の機會を與ふる傾向之なり、此の如き競合は問屋が一面委託販賣を受け他面線路買入をなす等多くの場合に實際之を見る、専ら委託販賣のみを受くる問屋は、此點に關し、自店は決して線路買入等をなさざるが故に委託者の利益と衝突するが如き取扱なき旨廣告し、以て顧客を得るに力むるものあり。

問屋と荷受卸賣商 前記諸州の法律は、何れも本來の意義に於ける問屋 Commission Merchant のみに關

するものなり、本來の意義に於ける問屋とは即ち他人より穀物販賣の委託を受くるを業とするものにして、其穀物を自ら所有するにあらず、委託者の代理人として販賣其他必要なる行爲をなすのみ、而して其勞務に對する報酬及利益として、一定の料金を販賣したる量に應じて徴し、又は賣上代金の一定割合を差引くものなり。

然るに通俗に問屋と云ふは、右の如き真正の意義に於ける問屋に限らず、等しく地方より送荷を受くるものなるも販賣を委託せらるゝにあらずして、直接に自ら之を買入れて賣るもの即ち正確に云はば荷受卸賣商 Wholesale receiver をも意味することあり、此の如き名稱の混用は問屋と稱せらるゝものが往々營業上此兩種の方法を兼ね行ふに起因すと云ふ。

我邦も亦此點に關しては事情を同うす、問屋なる名稱は商法上所謂問屋營業者に限らず、通俗に於ては地方より買入をなす卸賣商にも用ひられ、又諸市の米穀問屋は此兩様の業務を行ふを見る。

アラバマ州の法律は食料に關する總ての卸賣商に適用あるも、其他の諸州の法律は狹義の問屋の外荷受卸賣商の行爲には適用なし、荷受卸賣商の行爲は狹義の問屋の行爲と同等に取締る必要あるに拘らず、諸州法律が脱漏の爲今之を如何ともする能はざるは、其立法が急速の間になされたるに因ると云ふ、問屋が自身買入れて販賣をなすに至るは變還上免れ難き傾向ならんも中心市場に於ける取引上今後問題たるべきは實に此種の兩業務を兼營する商人の弊害に關するものなるべし。

(因に云ふ、我東京に於ける状態は、米穀問屋と稱するもの殆ど自ら買付販賣をなすを主とするものゝみにして、委託販賣を取扱ふものは大なる問屋の二三に限り極めて微々たるものゝ如し一考を要す。)

問屋の軌範 問屋は毎年收穫の初めに當りては或は走り新穀の値段を特報し、或は州定の穀物等級規程を報知し、或は其等級見本を送り、又或は巡訪員を派して新穀の價格及等級に付見込の概要を知らしむ、之等は總て問屋が地方顧客と連絡を保持せんが爲なるが、地方穀倉等は之に依りて早く其收穫期の市況を察知す

るを得、且新穀が中心市場に於て査定せらるべき等級と大體同じ見當を以て農民より穀物の買入をなし得るに便宜を受く。

又問屋は農民穀倉、獨立穀倉等に其穀物買入資金を收穫の初より四箇月乃至六箇月位の間貸與し、其以て其全部若は大部分の販賣委託を受くるの契約をなすことあり、固より問屋は其貸付に用ふる資金を更に中心市場の銀行よりの融通に仰ぐものなるが、地方穀倉への貸付は委託を多く受けん爲の手段なるが故に、此間利息差を益するが如きことをなすにはあらず、可成的低利となすを常とす(第一編第四章參照)。千九百十三年に於てミネアポリスの問屋が市内の銀行より得たる此融通資金の利子は多くは六分にして其地方へ融通したる利子は平均六分七厘四毛に當れりと云ふ。

上述の外問屋は農民穀倉其他が穀物輸送に要する貨車の供給配備に付き斡旋をなす等顧客に對し種々便宜を與ふることに力め以て委託を受けんと競争しつゝあり、問屋の勤勉は我邦當業者の反省に値するものありと思はる。

第七章 定期取引

定期取引 茲に定期取引と云ふは Future trade (Contract for future delivery 又は單に Future) と稱するものにして、未來の或月に於いて穀物の受渡をなすべき賣買契約なり、我邦の定期取引と異なる所なきにあらざり、大體に於て同様なる長期の延取引なり、到着受渡取引 (to arrive sale) の如き短期延取引と區別するを要す、エメリー氏の説く所を摘要するに、「此定期取引は他の延取引 (time dealing) と異なり、承認せられたる穀物等級と、一定の條件の下に發行せらるる倉庫證券にして當該穀物を完全に代表するものとの存在を前提とし、且つ組織的なる市場あることを要す、何となれば中心たるべき一機關ありて常に嚴格に規律を維持するにあらざれば、穀物の分類等級は不可能となり、契約は區々となりて到底此種取引の大なる發達

を期すべからざればなり、故に定期取引を定義すれば特定物ならざる或穀物の未來受渡の賣買契約にして、或商業團體の規則の下に其取引數量の單位、品位及受渡時期に關し一定せられたる形式に於て締結せらるるものなり、此の如くして契約當事者の協定に遺さるる所は唯取引の數量と價格とあるのみ、少くとも此の如くならざる定期取引は稀有の例外なり」と云ふに在り。

今、上記説明中の諸項と顯著なる作用とに付き順次略述する處あるべし。

定期取引市場 定期取引に必要な組織的市場は取引所にして、其諸般の規則の下に構内の定期市場に於て之を行ふ、場は取引場内の床上に於て環狀をなし外周より三段程高まり更に其内心に向ふて三段程低まれる中凹のものなり、此形狀よりして之を「窪」(Pit) と云ふ、ミネアポリスにては現物市場と同室にて所謂「時計」の下にあり、シカゴの取引所には夫々小麦、玉蜀黍、燕麥、食料品に對し計四個の「窪」あり、定期の賣買をなす者は必ず此「窪」に立つを要す、其取引は賣方買方相互の呼聲、首、手の動作等により頗迅速に且連續的になさるるものなれば、取引者を最小の場所に密集せしめ而も互に相見相聞くを得しめざるべからず、之れ高さを異にする中凹環狀の「窪」を作れる所以なり。(寫眞參看)

定期市場は繼續的にして開場時間中は何時にても、何程にても又會員たる以上は何人にも賣買し得るなり、之れ其投機市場たる性質を有する上に於て極めて重要なことに屬す、自由、簡單、敏速にして、然も確實に履行せらるる商業上最發達したる取引なり。

取引單位量 穀物定期取引の數量の單位は五千物とす(但し千物の場合もなきにあらず)シカゴ商業會議所規則に依れば受渡に用ふる倉庫證券は五千物若は其倍數の取引に於ては券面五千物のものたるを要す、(千物若は其倍數の場合に於ては券面千物のものたるを要す)。

受渡時期 定期取引は其受渡時期を未來の何れの月にも定むることを得、六箇月なることあり、夫れ以上に及ぶこともあり、其期月は各賣買に付て定まり居るも、期月中の何時受渡を行ふべきやは一に賣方の選擇

に委ねられ、賣方は期月中の業務日業務時中何時にても引渡をなし得、但其選擇自由の範圍は期月中に限られ歐洲に於けるが如く月を越ゆるものなし、(賣方又は買方の選擇に依り一年中何時にても受渡し得る玉蜀黍の取引なきにあらざるも此等は稀なる例外なり)受渡月期は小麥に付ては多くは五月、七月、九月、十二月とす、勿論之等以外の月に於て受渡をなす契約を結び得ざるにあらざると雖も、荷動きの事情及現物保險の爲めの定期掛繋をなす上に於て之等の月が經驗上最便利なるより自然主として此等四箇月渡の契約をなす慣行となれりと云ふ。

取引穀物の等級 定期取引は現物取引の如く見本に依らず、等級に依りてなされるものなり、然れども其等級も個々の契約に於て一々取極むるものにあらず、商業會議所が其下に行はるゝ定期賣買の履行として受渡さるべき穀物の等級は此の如きものたるべしと一般的に規定したる一又は一以上の所謂契約等級(Contract grade)に付きて賣買するものとす、此契約等級は各商業會議所が其地の穀物検査等級中に於て適當に定むるものにして、各其勢力範圍たる地方の産出穀物の性質により多少の相異なるは止むを得ざる所なり、此より生ずる不便を避けんが爲に全國統一必要の聲あるも未だ行はれず。

契約等級の一例として左にミネアポリス市商業會議所規則を抄出す。

第十一節 契約當事者の權利

第一條 穀物及亞麻子の未來引渡販賣に付ては左の等級なることを要す

北部一等小麥 三等玉蜀黍 三等白燕麥 一等亞麻子

前項の等級は穀物上訴局聯合會議又は州が特に其權限を附與したる他の機關に依りて立てられたる等級制に依る

第一項の等級に基きて成立したる契約には同一種類の穀物にして等級高きものを引渡すことを得

穀物上訴局聯合會議又は州が特に其權限を附與したる他の機關に依りて立てられたる等級制の北部二等小麥は、北部一等小麥の價格よりも一物に付三仙半の格下げ割引を以て總ての小麥販賣に適用せられ引渡さるゝことを得

二等燕麥は燕麥の未來引渡契約の引渡に用ふることを得ず

第二條 契約に付引渡さるゝ穀物には別段の定なきときは舊穀検査を受けたるものも新穀検査を受けたるものも何れをも用ふることを得

を得

シカゴ商業會議所にては規則第二十二節第三條に於て、小麥の定期賣買の引渡は硬質冬小麥一、二等、赤冬小麥一、二等及北部春小麥一等(第二編第二章に於ける等級規定参照)を以てすべき旨規定せり。

何れの取引所に於ても大麥及ライ麥に付ては定期取引をなさず、總て見本による現物賣買なり、之れ其保存性に於て缺くる所あるが爲にはあらず、其各種の需要に對して適當なる契約等級を定め難きに依る。

契約等級に付て注意すべき點二あり、其質に於て狭きを要し、其量に於て多きを要すること之なり。

(一)契約等級は品質狭きを要す 契約等級を成るべく狭くするの要は引渡穀物の品質を等しからしめんが爲なり、契約等級廣くして比較的下等の穀物をも含む様定めらるゝときは、格下 格上の紛雜なる問題を生ずるのみならず、製粉所等實際の穀物需要者は、引渡さるゝ穀物が使用の目的に適せざることあるべき虞よりして、遂には定期契約を結びて供給を受くるを躊躇すること、紡績業者が棉花定期取引に於ける如くなるに至るべし、ミネアポリス商業取引所は、小麥の契約等級を州検査に依る北部一等の一つに限り、下等の小麥の引渡さるゝ虞なからしめたり、シカゴにては契約等級に硬質冬小麥二等と赤冬小麥二等とあるも、此兩者は用途上價值殆ど等しく、同等級と見るべきものなりと云ふ。(北部春小麥一等は契約等級とせらるゝも冬小麥市場たる同市に入る數量は多からず)

(二)契約等級は數量多きを要す 契約等級が、品質に於て狭きを要すると同時に、數量に於て多きものたるを要するは、之れ買占を行ふ能はざらしむる爲なり、買占の能否は獨占せんと欲する者の財力の如何に依ると共に、引渡し得る穀物の多寡に歸す、中心市場に於て穀物買占の行はるゝことは、寧ろ多からず且永續せざるが、其過去に於て行はれしものが、多くは五月定期なることは(春麥市場にては七月にもあり)收穫期及在穀高の關係より然るものにして、之を以ても穀物の量が買占に關係深きを知るべし、ミネアポリスに於ては北部一等のみを以て契約等級となすも、北部産の小麥は品質大抵相等しく、平作の年には其大部分は此等

級に屬すと云ふを以て、其數量は極めて多く、買占を易からしむるの虞なし、然れども萬一其數量少き場合に備ふる爲、北部二等をも格下げ割引を以て引渡し得る旨規定せるなり、尤も平常時に於ては北部二等は其一等との現物市價の開きが規定の格下げ割引額三仙半よりも遙に小なる故、定期契約の履行として引渡さるることは少しと云ふ、此の如く下等小麥の引渡を認むるに止らず、規則は契約等級より一層上等なるもの即硬質一等小麥をも引渡し得ること、なせり、但し之が爲に格上割増金は無し、シカゴに於ては一級上等の硬質冬小麥一等及赤冬小麥一等を引渡し得るは規定上明にして、同じく買占豫防の目的に出づるものなり。

倉庫證券に依る履行 尙取引所規則に依り定期賣買者間に當然承認せられ居ることは、契約の履行が契約等級の穀物に對する倉庫證券を以てせらるべきこと之なり、而して此倉庫證券は取引所規則の下に於て「正則」倉庫と認められたる穀倉の發行する所にして、定期契約上引渡に用ひ得る旨規定せられたるものに限る。

左に規定の一例を示さん。

シカゴ商業會議所規則第二十一節

第一條(抄譯) 穀物又は亞麻子の賣買契約の履行は別段の明約ある場合を除くの外總て正則倉庫證券を以てなさん、ものとす。

此證券は會議所の諸規則及理事會の定むる要件に従ひ正則倉庫として宣告せられたる倉庫の發行するものに限る……

之等の倉庫及其の證券の確實安全を期する爲各州法律を以て規定するの外取引所は自ら詳細の規定を設けて監督をなすことは既述の如し。(第二編第三章第四節參照)

穀物の出庫引渡 現實に穀物を要する買方は、賣方より交付を受けたる其倉庫證券を以て五日以内に當該穀倉に穀物の出庫を請求すべし、其際買方は出庫料(loading out charge)(一物一仙半)を支拂ふを要す、此五日を過ぐれば買方は保管料を支拂はざるべからず。

倉庫證券の代表する穀物は穀倉に於て特定物として保管せらるゝにあらず、混同保管せらるゝものなれば出庫して引渡さるゝ穀物が能く證券面記載の等級(此場合に於ては契約等級)に適合することは證券の信用及定期契約の履行に證券交付を認むる制度の根柢をなす、故に最嚴格なる査定を要す、穀物検査所は即ち此任

に當るものにして、其嚴正なる出庫検査は買方の信用を博し、能く倉庫證券の流通利用せらるゝを見る。(第二編第二章、第三章第五節參照)

然れども契約等級たる北部一等の級内にありても尙品質に依りて一仙乃至二仙の差あり、終端穀倉が引渡すものは自ら各種の小麥を調査して作りたるものにして、北部一等として辛じて合格するが如き同等級中最下低の小麥なるは避くべからざる事實なり、而して定期小麥を買ふ者は此實情を知るを以て定期市價は蓋契約最下低の品質の價格なりと云ふべからん。

實物授受の目的以外の定期取引 定期取引は其期限に至りて穀物の受渡をなすを目的とする契約なるも市場の實際に於ては賣方買方が其穀物の現實の受渡を専ら直接の目的とすること極めて少く、其大部分は他に直接の目的を有す、或は此事實を目して定期取引を一概に投機取引となす者あるも、其中に尙ほ目的を異にする二つの場合あるを明にせざるべからず。

其一は單に市價の變動に依りて差金の利益を得る目的を以て定期の賣買をなすものにして、即ち純然たる投機賣買なり。

其二は市價の變動に依りて受くべき損失を避くる目的を以て定期の賣買をなすもの、即ち現物市價保險の爲めにする定期掛繫(Hedging)なり、之れ實に投機と其目的に於て相反す。

蓋定期取引に於いて空賣買ある所以は、其の履行期限が長き未來に在り、其の取引に當りて必ずしも現物を有するを要せざるに因るべし、其の賣買當事者は期限に至りて現物市場より受渡穀物の供給を仰ぐを得べく、又更に同じ定期を同じ玉數丈け買ひ戻し若は轉賣し、相殺に依り受渡に至らずして取引を完結することを得るなり。

定期賣買者の意思 定期取引に於ける「賣買者の意思は、千種萬別或は最初實物を受授する目的にて賣買をなしたるものにして、相場の成行に依りて轉賣買戻をなして取引を結了することあり、或は初め差金を利

する考にて賣買をなしたるものにして、相場變動の結果實物の受授を餘儀なくすることあり、所謂實に始まりて虚に終るあり、虚に始まりて實に終るあり、或は實に始まり實に終り、虚に始まりて虚に終る等其内情は多様（田中氏日本取引所論の一節）なるは何れの取引所に於ても當然の事にして、定期の賣買は多數の會員に依りて日々刻々自由自在に行はるゝが故に、其取引總高は非常の巨額に上り、到底實際の受渡高と對比すべくもあらず、蓋一人の賣買は通覽すれば相等しく、取引の大部分は相殺に了り、極めて少數なる現實受渡を目的とする者と、萬止むを得ずして受渡の餘儀なきに立至れる者とのみ賣方買方として契約期限迄残存し、受渡をなすなり。

清算整理の方法 之等多數者の間に幾度も賣買を重ねたる複雑の關係を清算整理するが爲には、賣買互に連絡して輪環をなす當事者の一團が、其間に於て相互に負ふ所、有する所を差引勘定する所謂 *King out* の方法をとることありと雖も、特に此目的の爲に組織せられたる清算所なるものあり。

清算所は銀行業者間に於ける手形交換所の機能あるものにして、我邦往時の堂島帳合米に於ける消合場に當る、之に加入せる會員間の賣買を日々市場の引け後、差引勘定し相互に授受すべき差金を定む、取引所の最必要とする時間節約の上に貢献する所極めて大なり、シカゴに於ては商業會議所の中に *Clearing House* あり、又はミネアポリスに於ては別に一個の法人として *Clearing Association* あり、商業會議所の法人會員たり會議所會員が總て之に入會し居るにはあらず、其中此機關の便宜を利用せんと欲する者八十八名を以て組織す、然れども同市穀物取引の大手筋は殆ど網羅し居り、且加入し居らざる賣方買方も皆加入者を通じて其賣買を清算するを常とすと云ふを以て、事實に於ては定期取引の殆ど總てが此清算所に依りて整理せらるゝものと云ふべし、清算所は少額の手數料を徴して其維持費に充つ。

清算所に於ける整理方法 左に清算所に於ける整理方法をマックロー氏の例示に依りて説明せん、清算所の會員たる甲が、同じく會員たる乙に五千物の五月定期小麥を八十五仙にて賣りたりとせんに、甲乙双方は其旨を記載して其日の市場引け後直ちに清算所に届出づ、清算所は甲を五月小麥五千物「短」(Short)賣ること、乙を五月小麥五千物「長」(Long)買のことと記録す、清算所に於ける「短」の總計は常に

「長」の總計と等しき譯合なり。

清算所は其帳簿上に開かれたる取引に付き、日々値開きを徴して保護するものとす、即ち上記甲乙の取引ありたる翌日の引け相場が一仙高なりとせば、甲より一物に付一仙即ち五十弗の手形を振出し、乙に對する其賣玉を保護することを要求し、他而清算所は之と同額の手形を乙に對して振出すものとす、相場激變の場合には清算所は値開きとして他の特別の保護を要求することを得。

今、乙が純然たる投機をなすものにして、一物一仙即ち五十弗の差益を得て、其甲より受くべき小麥を丙に賣りたりとせば、乙は清算所へ五月小麥五千物を八十六仙にて丙に賣りたる旨を届出で、丙も同じく之を買ひたる由を報ず、而して此場合に乙が清算所に於て開きたる取引が之のみなるときは、清算所は甲よりの買と丙への賣りとを消し、乙は清算所に於て「長」短「無き」こととなり、甲は尚五月小麥五千物「短」にして、丙は五月小麥五千物「長」となり、甲の賣る小麥を受くる當事者として、丙が乙に代はることとなる。

今、甲は現物保險の爲此定期賣買をなしたる者なりとす、五月前に現物が市場に到着し、之を現物として賣るを適當と認め現物市場に賣りたりとせば、甲は其保險賣買即ち乙に對して賣りたる五月小麥五千物を買戻す、甲が此買戻をなすには五月小麥五千物を丁より買ふなり、然るときは丁は清算所に於て甲に代る、斯くして其他に代位に行はるゝことなしとせば、五月中に丁は北部一等小麥五千物を丙に引渡すこととなるなり。

取引所に於ける取引高の不發表 各市の穀物取引所は、其下に行はれたる取引高を決して發表せず、詳細なる年報を發行するも、此點に付ては一も記載する所なし、之れ我邦に於て各取引所の賣買高及受渡高が公表せらるゝと著しく異なり、米國の各穀物取引所が之を發表せざるは、其組織に相違ありとは云へ之を爲す能はざるにはあらず、なすを好まざるもの、如し、蓋定期取引高が實物受渡高に比して非常に巨額なるより定期取引は投機的空賣買なりとの非難絶えざるに、其實際の數字を發表するときは、徒に定期取引禁止を呼號する聲を大ならしめ、世人を惑はすの虞あるが故にして、眞摯公平なる研究を目的とする同國學者さへ此數字を得る能はずと云ふ、相當の理由はあるべしと雖も弊習たるを免れず。

定期賣買の精算高 ミネアポリスの定期取引精算所も亦未だ嘗て其精算高を發表したることなきが、ウエルド教授調査の際漸く其同意を得、千九百十四年六月より逆りて一年間に於て典型的と認めらるゝ多數の日の實際清算高を採りて平均し、一日及一年間の平均清算高を見積ることを得たりとて記す數字を摘記すれば左

の如し。(之を記せる調査書は「穀物中心としてのミネアポリス」と題し、同教授が合衆國農務省の命に依り作りたる小冊子なるが、タイプライターにて打ちたる儘未印刷刊行に至らず、商業會議所の異議あるに因ると云ふ、蓋此清算高の記載が其發表を欲せざる一因にあらざるか、予が此調査書の副本を得たるは農務省カー氏の好意に依る)。

平均一日清算の定期小麥賣買高

右は賣買双方より届出づるものなれば、其半分が一日の定期賣(又は買)高となる即ち

約	七、五〇〇、〇〇〇物
約	二、二五〇、〇〇〇物
約	三、七五〇、〇〇〇物
約	一、一二五、〇〇〇、〇〇〇物

從て一年間清算の賣買高を推算するに
右の半分一年間の定期賣(又は買)高は
定期取引高は實物授受高に比し非常に多きこと
此一年間の定期賣(又は買)高十一億二千萬物(此清算高は同市穀物定期取引の全體と見るべきこと既述の如し)をミネアポリス一年入市小麥約一億一千萬物に比するに、約十倍に當る、而して定期賣買の履行として受渡されたる小麥は入市小麥總額に比して尙少かるべければ、之に對して定期取引高割合は更に大ならざるべからず、然れども之を知るに由なきのみならず、現物市場に於て取引せられし總高さへ知り難きを以て、我邦取引所に於ける賣買高に對する受渡高の割合との確には比較し難し)。

然れども此巨額の定期取引高より、極めて僅少なる實物授受の分を控除したる殘餘は、悉く投機賣買なりとは未だ邀かに斷する能はず、何となれば其實物授受に至らざるものには、上述の如く其目的投機と相反する現物保險の爲めにする賣買もあればなり、而して此保險掛繋たるや實に豫想以上に實行せらるゝなり、(第八章の保險掛繋を必ず参照すべし)、加之定期取引は、其賣買當事者が差金取引を目的とすると、保險掛繋を目的とすると、實物授受を目的とすると、其意思如何を問はず多くの取引によりて需給の投合を圓滑にし、充分に

市價を表出するを職とするものなれば、(其異常なる現象を呈して社會を害する場合にも立到らば之に對して非常の手段を採るべきは固より其の所なりと雖も)單に實物授受高に比し定期取引高が夥しく多しとの故を以て定期取引を否とするは頑瞑なる論議として、今や重きを置かれず問題は定期取引の存廢に在らず、之に伴ふ弊害の除去に在りとせらる。

定期取引の弊害と其取締
定期取引は上述の如く實物授受を目的とせざるもの多きを病とせず、其弊害として認めらるゝは、一般世人に投機を試む機會を容易に供與すること、而して此の如き素人筋を誘惑獎勵する者あること其一なり、此弊は一般公衆の教育經驗に依りて矯正せらるゝの外、ミネアポリス、ドウルース、カンサス市に於ては近時此點に關する定期専門者の形勢改まり現物所有の危險を負擔し居るにあらざる素人筋の依頼は拒絶すること却て投機業者の自衛なりとせらるゝに至れりと云ふ、尙定期取引に關しては往々不正商店あり、又所謂 *Pull* 及 *Call* の方法に依る小投機行はるゝも、之等は定期關係者の向上、取引所の方針等に依り近年漸次減滅し來れりと云ふ。

(*Pull* 及 *Call* の方法は、今日買ひたる者が其後明日の相場の下落を思惑する場合に、明日下落せずと思惑する者を求め、幾分の手金を渡して、明朝下落せば其賣玉を引受けしめ、下落せざれば手金丈けを與へて其賣玉を依然保有するの特權を得ること即ち *Pull* にして、之を反對の場合を *Call* となす、一種の保險的作用なきにあらずと雖も、純然たる投機を以て私に行はるゝものなり、シカゴ取引所は之を禁ず、ミネアポリス取引所も亦場内に於て之をなすを許さず、然れども之に接続する喫煙室にて行はるゝを默認すと云ふ)。

マニプレーション、買占は必ずしも定期取引に特有なるものにあらず、又其現物上に行はるゝよりも害少かるべしと雖も、正に一大弊害と云はざるべからず、之に對して取引所は既述の如き契約等級に關する方策の外、尙手段を講じて防遏に力む。

政府殊に合衆國政府及議會は穀物定期取引に付ては棉花定期取引の問題と共に常に留意し、或は諸外國の定期取引制度を取調べ或は主産省若は委員會をして國內の實情を調査せしむ、而して棉花に付ては終に千九百十四年新法制定せられ、千九百十五年一月より實施せらるゝに至れり、定期取引禁止説あるに拘らず、其

規律の方針を採れることは之に由て見るを得べし。

(此新法に付ては大正五年一月國民經濟雜誌所載「内地教授論文」米國に於ける棉花延取引の取締に付しを見るべし)。

定期取引に付ては尙述ぶべきことあり、又一層詳細の説明を要するものあるべし、然れども本調査の主眼は穀物取扱の實況を叙するにあり、之に遠かるの嫌あるを以て略す。

第八章 穀物市價と其保險の定期掛繋

價格表示 穀物價格表示の基礎は其重量一物とし、之に對する貨幣の底位は地方市場に於ては仙に止め其以下に及ばざるも(第一編第四章第一節參照)中心市場に於ては之と異り現物取引にても亦定期取引にても何れも仙の八分の一に迄至る。

小麥市價の世界的なること 穀價を場處的に觀察するに、小麥の價は世界的に定まる、米國は小麥の大輸出國なれども、煙草に於けるが如く獨占的地位にあらざる故、小麥の價は其收穫によりて定まらず、其需要の大中心たる市場英國リヴァプールの市價に基きて上下するを常とす、最近千九百十四年は米國未曾有の豊年にして、冬小麥及春小麥の合計八億九千萬物に上れるに拘はらず(從來は多くも七億數千萬物位とす)其市價非常に騰貴し從て小麥粉及麵包の騰貴甚しく合衆國政府は種々調査、計畫をなすに至りし程なるは、之れ全く大戰に因り歐洲に於ける穀物需給に大變動を來たし、爾餘の小麥輸出國より歐洲に供給すること少かりしが爲に、リヴァプールの市價暴騰せるに依る、以て大輸出國たる米國の小麥市價と雖も世界的に決定せらるゝを知るべし、即ち米國生産地の一中心市場の小麥市價は、大體に於てリヴァプールの市價より運賃諸掛を減じたるものにして、其地方市場に於ける價格は、當該中心市場の市價より更に又運賃諸掛を減じたるものと見るを得べし。(第一編第四章第一節參照)

小麥價夏高の大勢 次に穀價を時間的に觀察するに、原則とも見るべき大勢は收穫の關係上秋より春夏に

向ひて高まるものにして、此異なる時期に於ける市價の差は、主として其時期迄穀物を持越すに要する費用(穀倉費用、保険料、利子)によるものなり、定期市價の現物市價に對する關係亦理を同とす。

定期取引の穀價平準作用 穀物の市價に對する定期取引の効用として、異りたる時期の間に於ける差異、異りたる市場の間に於ける差異を平準し、其の需給を適當に配分調節する作用は其重要な機能として一般に認めらるゝ所なり、定期取引の此機能の爲に穀價が出廻最盛期と端境期近くとに於て大なる差異を現はすことなく一年内の需給を適當に調節する證明として數年間の市價月別平均表を掲ぐる學者あり

第二十三表 シカゴ小麥現物市價月別平均表 (一物)

一九〇一年—一九一〇年十年間平均		一八八五年—一八九二年八年間平均	
(契約等級のものなるべし) と雖も其品等を明にせず)		(二等春麥)	
七	九三・一	七	八二・七
八	九二・一	八	八三・八
九	九二・七	九	八三・九
十	九二・三	十	八七・六
十一	九一・一	十一	八八・二
十二	九三・三	十二	八五・四
一	九一・二	一	八二・八
二	九三・五	二	八三・四
三	九二・八	三	八二・七
四	九二・三	四	八四・五
五	九五・六	五	八九・二
六	九五・七	六	八六・六
(Burr氏調 Val氏引用) 最高低の差は		(Burr氏調 Emery氏引用) 最高低の差は	
四・六		六・五	

予は此機能の極めて重要なことを知る、然れども各年の月別市價表を平均せずして通覽するに其高低極めて不規則にして、到底單純なる十年平均の月別市價を以て典型的傾向を認むる能はず從て學者が稱揚する程度に於て平準の實績を承認するに至らず、其邊かに同意し難しとするは或は此平均表作成の方法を詳にし得ざるに座する乎。

月別市價表 穀價に付ては尙調査すべきこと多しと雖も、茲には單に參考の爲最近數年の月別市價表を掲げ、次に定期市價と現物市價との關係を略説して保險掛繋の説明に資するに止めん。

第二十四表 シカゴに於ける現物小麥(契約等級)市價月別表 (一物仙)

備考	月別	一九一〇年		一九一一年		一九一二年		一九一三年		一九一四年	
		最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高
七	月	九八 $\frac{1}{2}$	一一二九 $\frac{1}{2}$	八三 $\frac{1}{2}$	一一〇八 $\frac{1}{2}$	九七 $\frac{1}{2}$	一一一六 $\frac{1}{2}$	八四	九六	七七 $\frac{1}{2}$	一一〇九
八	月	九八 $\frac{1}{8}$	一一二五 $\frac{1}{2}$	八六 $\frac{3}{8}$	一一一五	九五	一一一一	八四	九四 $\frac{1}{4}$	八五 $\frac{1}{4}$	一一二七
九	月	九五 $\frac{1}{2}$	一一一七	八九 $\frac{1}{8}$	一一一二	九〇 $\frac{1}{2}$	一一〇七	八八	九五 $\frac{1}{2}$	一〇〇	一一三三
十	月	九一 $\frac{1}{2}$	一一一四	九四 $\frac{1}{4}$	一一二七	九一	一一一一	八五	九六 $\frac{1}{2}$	一〇一 $\frac{1}{4}$	一一七 $\frac{1}{2}$
十一	月	八九 $\frac{1}{2}$	一一〇九	九〇 $\frac{1}{2}$	一一一二	八五	一一〇七 $\frac{1}{2}$	八八	九七	一一一 $\frac{1}{4}$	一一八 $\frac{1}{2}$
十二	月	九〇	一一一〇	九一 $\frac{1}{2}$	一一二〇	八五	一一〇 $\frac{1}{2}$	八八	九七 $\frac{1}{2}$	一一一 $\frac{1}{4}$	一一三一
(翌年)	一	九二 $\frac{1}{4}$	一一一二	九三 $\frac{3}{8}$	一一二四	八八 $\frac{1}{2}$	一一一五 $\frac{3}{8}$	八八	九八 $\frac{1}{2}$	一一三 $\frac{3}{8}$	
二	月	八六	一一〇七	九五 $\frac{1}{2}$	一一二五	九〇 $\frac{1}{2}$	一一二二	八九 $\frac{1}{2}$	九七 $\frac{3}{4}$		
三	月	八四 $\frac{1}{2}$	一一〇二	九八 $\frac{3}{8}$	一一二五	八七 $\frac{1}{4}$	一一〇八	八九 $\frac{3}{8}$	九七 $\frac{3}{8}$		
四	月	八三 $\frac{1}{4}$	一一〇四	九九	一一二二	九〇	一一〇九 $\frac{1}{2}$	八九 $\frac{1}{2}$	九七 $\frac{1}{2}$		
五	月	九〇 $\frac{1}{2}$	一一〇六	一一〇 $\frac{3}{8}$	一一二二	九〇 $\frac{1}{2}$	一一〇九 $\frac{1}{2}$	九二	一〇〇 $\frac{3}{8}$		
六	月	八九	一一〇三	一一〇 $\frac{1}{4}$	一一二〇	九一 $\frac{1}{2}$	一一〇八	七八 $\frac{1}{4}$	九九		

シカゴ商業會議所一九一四年報より抄出す
右は小麥一物の市價を仙にて表はしたるものなるが大凡我一石何錢に當るやを見るには此數字を十倍すること即ち位取を一位上ぐることに依り簡便に大略を知り得べし

第二十五表 シカゴに於ける定期小麥市價受渡期月別表 (一物仙)

年次	期限	一九一一年渡		一九一二年渡		一九一三年渡		一九一四年渡	
		最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高
一九一一年	四月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
	七月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
	十月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
	一月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
一九一二年	四月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
	七月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
	十月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
	一月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
一九一三年	四月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
	七月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
	十月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
	一月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
一九一四年	四月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
	七月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
	十月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二
	一月	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二	八 $\frac{1}{2}$	一一二

シカゴ商業會議所一九一四年報より抄出す

定期市價と現物市價と關係 定期市價は取引場内幾多の專業者の當該期月に於ける穀價に對する見込の歸する所と云ふべく、賣買者各自が此見込をなすに當りて胸中に算する所としては期日迄の持越費用の外、内

外の市況、收穫の如何、在庫の穀高、一般經濟界の景氣、消費の推測、喰込及喰延等需給上に關係ある一切の事項は勿論、單なる風聞と雖も頗る敏感に影響す。定期市價は將來(見込上)の市況に因り定められ、現物市價は現在の市況に因りて定めらるゝものとするは誤なり、二者共に現在及將來の市況に因りて定まる、此故に此兩市價は一般に其變動を共にするを常とす、而して定期市價は其期限迄の持越費用だけ現物及短き定期の市價より上鞘にあるべきなり、現物市價は定期市價に其引渡月近きに從ひて接近し遂に定期市價を越ゆるに至る、蓋定期穀物は其出庫に際して買方は出庫料を支拂ふの負擔を伴へばなり。

然れども上述は大體の理にして、素より何時にても此の如しと云ふにはあらず、實際に於ては端境に近き頃となれば供給少き期月の定期より下鞘となることあり、即ち七月定期の如きは舊穀持越、新穀出廻の見込に支配せられ五月定期より却て低きこと往々あるなり、尙時として投機事情等特殊の原因が一市場に影響を及して特殊の變動を起さしむることなきにあらず、例へば賣方の多くが月末迄其定期契約の履行を延し居る場合の如きは之が填補の爲に現物市場に買物一時に集中し、其需要の急なる、現物市價をして其後の定期を越えて騰貴せしむる現象を呈するに至ることあり、又需要者が終端穀倉より出庫引渡せらるゝ穀物が當該等級最下底のものたること請合なるを忌み、地方より到着する現物を幾分の割増を拂ふても買入るゝことあるべく、時に又終端穀倉が其收容力に餘裕ありて大に現物の買入を欲することもあるべく、之等の場合は皆現物市價を競り上ぐるに至るべし、斯くの如くミネアポリス等に於ては早春に於て一面製粉所、終端穀倉の買入れと、他面將來 需要は新穀によりて供給を見るべしとの事情とは互に相俟ちて、現物市價を七月又は五月渡の定期よりも高からしむるに至ることあり、又不作の年には現物の需要急迫強固なる爲め其市價を競り上げ、定期市價を往々期限數ヶ月前に既に超越することさへあるなり、千九百十年及十一年に於けるミネアポリスの市況は實に此の如くなりしと云ふ。

以上述べたる場合の如き假令現物市價が定期市價を越ゆるに至らずとも、兩市價の間の開きは小となり、穀

倉は持越の費用をさへ償ひ得ず、損失を見ることなきにあらず、尙此兩市價間の開きは次に述ぶる現物保險の爲め、定期掛繋に重要な關係を有す。

現物市價保險の定期掛繋 定期取引の重要な一機能は現物市價を保險する掛繋 (hedging) の作用なり、定期取引が此目的に良く利用せられつゝあることは、ミネアポリス市場の顯著なる點にして、最注目に値するが故に以下之に付て特に述ぶる所あるべし、但等しく掛繋商内と雖も其目的現物市價の保險に在らざるものは茲に述ぶる限に在らず。

現物市價の保險の爲にする定期掛繋とは定期穀物の買買にして曩に買ひ又は賣りたる現物を相殺し依りて市價變動よりする危険を避くる目的を以てするものを云ふ、即ち定期賣繋を以て(買ひたる現物を)保險する場合あり、定期買繋を以て(賣りたる現物を)保險する場合あり、何れに於ても必ず其根本に於て現物の賣買あり、定期賣買にして之に相應する現物上の買又は賣なきものは之れ純然たる投機賣買なり、兩者の相違實に茲に存す。

市價變動の危険負擔 抑も如何なる業と雖も其取扱ふ貨物の市價變動に因りて或は利益することあると共に、或は損失することあるは免れ難き所にして、凡そ一業に従事するものは之等損失の危険を自ら負擔するを常とす、而して其代價は事業續行の間に於て勞力資本に對する報酬と共に之を納むるなり、近時運輸の發達、通報の利用、經營法の進歩は各事業に附隨する危険を著しく減じたるも、然も決して之を一掃し得るものにはあらず、唯貨物夫れ自體の損害の危険中或ものは特別専門の職業者に依りて引受けらるゝこと各種保險會社の事例ありと雖も、未だ貨物の市價を保險するには至らざるなり、然るに定期穀物市場に於ける投機者は自ら知覺して穀物の市價變動の危険を引受くるにあらず、又之が爲に相當の料金を徴するにもあらずと雖も、事實上其機能に於て保險會社と同様の効果を有し、穀物所有者の負擔すべき市價變動の危険は定期市場に掛繋ぐことに依りて投機者の肩に之を轉嫁するを得るなり。

終端穀倉の保險賣繫 保險掛繫中最重大なるは終端穀倉の賣繫なり、蓋之等の穀倉會社は年々小麦が收穫後三四箇月中に於て多量に賣出さるゝに當り、現實需要の剩餘を買入れて將來の需要の爲に之を貯藏するものにして、シカゴ、ミネアポリス等の中心市場に於ける終端穀倉は此巨額ノ穀物を貯藏するが爲に一倉にして百萬物以上をも收容するもの少からず、此の如き大量を貯藏するものなるが故に、其市價を保險するの必要最も大なり、以下ウエルド教授の設例によりて各場合を説明すべし。

例解 終端穀倉が小麦現物百萬物を十月に於て一物一弗にて買入れたりとせんに、此場合に定期賣繫なしとせば其買入貯藏は最悪しき射倖行爲にして、之が爲に百萬弗を固定することとなり、春相場が騰りて穀倉運用費、保險料、利息、利潤を得るに足る丈の市價たるべきを期して始めて持越し得るのみ、若し後日幸に市價が大に騰貴したりとせば、穀倉は大に利益し得べしと雖も、反之僅か二三仙にても下落を見んか、損失に止らず破産に陥るべし、之れ現物を握りて投機を試みるものにして最も危険なり、然るに此場合に穀倉が小麦買入と共に之を定期市場に賣りて保險せりとせば、其市價の騰貴は爾後毫も意に介するの要なく、利益は茲に確定せらるゝなり、假に一箇月持越しに要する費用(穀倉運用費、保險料、利息)を半仙とし上述の買入をなしたる穀倉が直ちに五月渡定期に一弗五仙を以て賣りたりとせば一仙半の利益は確實となるべし、後日に至りて市價が一弗五仙以上大に騰貴したりとせば、曩に定期に賣繫きたるが爲に此利益を受くる能はず、頗る愚なるが如しと雖も、保險賣繫は穀倉をして此投機的利益の希望を抛棄して之に伴ふ投機的損失の危険を回避し倉庫業者としての利益(上例に於ては一仙半)に満足せしむるものなり。

然れども例へば十月に於て現物一弗、五月渡定期一弗二仙なりしとせば穀倉は小麦を買入れて定期に賣繫がば損失を蒙るべし、定期掛繫にとりて現物市價と定期市價との間に相當の開きの存することの必要なる以て知るべし、此の如く市價の状況に依りては倉庫業者としての利益を得ること困難なる場合なきにあらず兩市價の開きが狭小となりて終端穀倉は辛うじて其持越しの費用を得るに止まることあり、千九百十年及十一

年の不作に際し、ミネアポリスの市況は實に此の如かりしも、普通の年に於ては終端穀倉は其持越し費用を償ひ得て尙幾分の利益あるを常とす、然れども此利益は今日終端穀倉の間に於ける競争激しき爲左して大なるものにあらずと云ふ。

定期賣繫をなしたる場合に其期限に至りて小麦を引渡して契約を完結し得るは勿論なり、然れども市況其他の都合に依り穀倉之を欲せざる場合には必しも、然かするの要なし期限に至らざる前に於て或は之を他の任意の定期に乗替ふることを得べく、又或は其小麦を現物市場に賣るをも得べし、但何れの場合にも直ちに定期を買戻して曩の保險賣繫を撤回せざるべからず。

上例に於て一月に入りて現物市價が九十五仙に下り五月渡定期が九十八仙に下れりとせんに(現物及定期の市價は其騰落を共にするを常とす、而して此兩者は定期の期限に近づくに従ひて接近すること上述の如くなるが故に、一月に於ける五月渡定期の市價が現物市價九十五仙に對する開きは曩に十月に於ける兩者の開きよりも狭小となること通例なり)、穀倉が其小麦を現物市場に賣りて定期賣繫を買戻したりとせば其結果は左の如くなるべし。

買		賣	
現物(十月に於て)	一〇〇 ^冊	五月定期(十月に於て)	一〇五 ^冊
五月定期(一月に於て)	九八	現物(一月に於て)	九五
計	一九八	計	二〇〇
穀倉の總益	一物に付二仙		

而して右總益二仙の中には持越し費用と純益とを含むものなり、(此場合に當初定期賣繫をなさざりしとせば穀倉は小麦現物一物に付五仙、總計五萬弗の損失をなし、尙ほ此外に十月より一月迄、持越し費用を損失せざるべからず)。

摘要 之を要するに保險掛繋は輔取を目的とする掛繋商内にあらず、然れども之を行ふに當りては、上例

に於て明なるが如く、現物定期との間に相當の開きあることを必要とし、其後平常の傾向通り此開きが少くなれば自然賣繋に依りて幾分利益を得べく、反之開きが却大となれば爲に損を受くべし。保險賣繋は其後の市價騰貴の場合は現物賣の利益は定期買の損失に依りて相殺し、之を得る能はざらしむるも、市價下落の場合には(現物と定期との差が大となれる場合を除きては)現物賣の損失は定期買の利益に依りて相殺し之を免れしむ、現物と定期との關係上、總ての危険が除去せられ盡したるものは云ふ能はざれども此兩市價の差の變動に因る損益の機會は現物市價自體の變動より來る危険に比して甚輕微なり。

地方穀倉の保險賣繋 堅實を旨とする地方穀倉も亦中心市場に於て定期賣繋をなし其買入穀物を保險す、其賣繋は地方に於ける買入より穀物を中央市場に輸出して現物市場に賣る迄の間に於ける市價變動の保險にして、比較的短期間のものなるを普通とす、地方穀倉にして最も良く此賣繋の方法に依りて保險をなすは北西三州の農民穀倉なり、地方に於ける穀物買入は此賣繋による保險方法あるに依りて安全に之をなすを得且高價を支拂ふを得(第一編第四章第二節「地方穀倉の穀物販賣」參照)。或は地方穀倉は線路販賣又は到着引渡販賣の方法を採らば自ら危険を負擔せざるを得べしとの故を以て、定期賣繋の要なきを主張するものありと雖も、此場合には地方穀倉が賣繋をなさざるに、危険を負擔する中心市場の買主が直ちに之を定期に賣繋ぎて保險するものにして、此賣繋あればこそ線路買入も到着引渡買入も安全且圓滑に行はるゝなり。

製粉所の保險買繋 次に買繋に依る保險の場合を述べんに、製粉所が延引渡にて小麥粉を賣るは普通のこととなり、例へば十月に於て六月渡の小麥粉の注文に應ずるが如し、此場合には其製粉に適當なる時期を引渡期限とする定期小麥、例へば五月渡の定期小麥の市價を基礎とし製粉業の利益を見込みたる價格を以て契約をなし、他面直ちに五月渡定期小麥を相當量買入るゝものとす、然るときは其後の小麥市價の騰落に何等關する所なく既定の計算の下に五月に小麥を受くべきこと確實なり、之れ即ち小麥粉の販賣を定期小麥の買繋に

依りて保險せるものにして、小麥市價の變動に因る投機的損益を避け製粉業としての利益を確保したるなり、製粉所は定期買繋をなしたる場合にも必しも其期限に至りて定期小麥の引渡を受くるを要せず、市況其他に因りて現物市場に之を買ひて製粉に供することを得べし、唯此場合は其定期買繋を撤回する爲め直に定期市場に相當の小麥を賣らざるべからず、定期小麥は受渡の實情上契約等級最下底の品質なるを以て製粉所は寧ろ現物市場に買ふを好むこと既述の如し。

製粉所は小麥を買入れて貯藏し必要に應じて製粉することなきにあらず、然れども其貯藏力は大なるものにあらず、然れども其貯藏力は大なるものにあらず、然れども其貯藏力は大なるものにあらず、然れども其貯藏力は大なるものにあらず、貯藏は分業上發達したる終端穀倉に委ぬるを常とす、唯例外に貯藏力大なるもの、穀倉兼業の如きものあり、之等の場合に買入れたる小麥を定期に賣繋ぐことありと雖も、そは穀倉がなす所と同じきものにして、特別に製粉所としての掛繋作用にはあらず。

保險掛繋の効果 此の如く定期掛繋が現物取引者の危険を他に轉嫁する作用あるを以て穀物取引を極めて安全なるものたらしめ、從て取引者をして薄利を以て取引に従事するを得、又大部分は他より借り居る穀物取引資金を潤澤且低利に融通を受くるを得しむるが故に、販賣費を軽減する上に大なる効果を有す。之が爲めに地方穀倉は能く小さき値開きを以て穀物を買入れ農民に多くの代價を支拂ふを得、終端穀倉も亦薄利を以て業を營むを得、製粉所は比較的安く小麥粉を賣るを得、かくて生産者と消費者との利益すること實に多大なり、之れ定期取引なき穀物即ち大麥ライ麥等が大なる値開きを以て取引せらるゝの事實及此保險手段なき爲に危険を見込みたる大なる値開きを以てしても尙損失者を頻出する事實に徴するも之を知り得べし。

保險掛繋と投機賣買 或は定期賣買の中に就いて保險の目的を以てする掛繋のみ有益なるが故に之を認め、純然たる投機賣買は之を禁止せんとするの意見あるも、之れ前者は後者の存在を俟ちて始めて行ひ得るものなることを知らざるの論なり、蓋定期賣買の中には賣買双方共に保險掛繋の目的を以てすることあるべく、

共に純然たる投機なることもあるべく、又何れか一方のみ保険掛繋なることもあるべし、今之を保険掛繋に限定すべし、危険負擔の專業者たる投機者は驅逐せられ、市場は全く破壊せられて跛となり、或は買は買を超へ或は之に及ばず、買投合の範圍は極めて狭小となり、保険掛繋は殆んど常に其の目的を達する能はずして止むべし、例へば製粉所が延渡にて小麦粉を賣りたるが爲に十萬物の小麦を定期市場に於て買繋せんとする場合に、定期の賣買が保険掛繋を目的とするもの、みに限らるゝときは、丁度十萬物の賣繋をなさんとする者を見出すか、然らざれば小口の賣繋を合して十萬物纏めざるべからず、然れども此の如きことは平常取引時間に於て到底不可能なり、然るに投機賣買にして行はるとせば、投機者は常に賣る可く又常に買ふべきが故に、保険掛繋者に市場を供し、如何なる賣繋も又買繋も何時にても之をなすことを得しめ、其危険を引受くるなり、由是觀之、保険掛繋は純然たる投機賣買あるによりて行ひ得るものにして、定期賣買を之のみ限定せんとするは、却て實際に於て之を行ふの途を斷つに外ならず、加之賣買双方が果して保険掛繋の目的なりや否やを個々の場合に於て檢索鑑別するは、到底不可能のことたるや論を俟たざるが故に、此種の制限論は決して實行し得べきにあらず。

保険掛繋の盛況 米國に於て穀物に關係する各種の取引者が正則に組織的に其穀物を保険掛繋すること、固より市場によりて多寡の差はありと雖も、實に豫想外に行はる、ミネアポリス市場に於て見るに入市小麦は殆ど全部農民の手を離るゝより、製粉を終へて賣出さるゝ迄、數段の取引を経るも其都度保險の爲め掛繋せらるゝ之をなさざる僅少の例外は少數の地方穀倉と小製粉所のみ、中心市場に於て大量に小麦を取扱ふものは一も例外なく必ず保險掛繋をなすなり、然れども前掲の一年間の定期賣(又は買)總高中の何程が賣買何れか一方が保險掛繋に關するものなるやを認定するは頗困難なり。

同一小麦數度の掛繋 ミネアポリス市場に賣らるゝ小麦は大抵其地方穀倉に在る間より既に保險掛繋せらるゝ、即ち先づ定期に賣りて後に定期に買ふなり、此の如くして一の掛繋作用は其保險せらるゝ穀物の數量に倍加する計算となる、而して此小麦が現物市場に於て直ちに製粉所の買ふ所となれりとせば、製粉所に依りて保險掛繋せられ更に二回の定期賣買あるべく、同一荷口の小麦が合計四倍の數量を計上せらるゝこととなる、然れども此の如く直ちに製粉所に買入れらるゝは多からず、大部分の小麦は先づ終端穀倉の買入るゝ所となる、而して通例之を近き期限の定期、例へば十二月限に賣繋ぎ、其期限十二月に至れば五月と云ふが如き先の期限に乘替へ或は更に又七月に乘替ふるなり、若し此の如くして七月迄持越さるとせば茲に六回の賣買あるべく、地方穀倉に於ける分と製粉所に於ける分とを加ふれば、同一小麦に付合計十回の別箇の定期賣買を見るべし、此外尙地方穀倉が到着引渡にて賣りたる場合には、其到着迄の間中心市場に於ける買主之を賣繋ぐべく、又地方穀倉、製粉所も亦其始めの掛繋を乘替ふることもあるべし、此の如くして同一荷口の小麦が定期賣買にかゝること十六回に及び、十六倍に計上せらるゝは極めて可能のことに屬す、(尙此外普通行はるゝ掛繋を一市場より他市場に乘替ふることは更に同一穀物の定期賣買の度を増すものなり)、ミネアポリス入市の小麦が、掛繋せらるゝ度數は平均幾回と見るべきかは精確に知り得べき性質のものにあらざるが、或は五回即ち十度の定期賣買あるべしと見積り、或は四回即ち八度の定期賣買あるべしと推測するものあり。

小麦定期取引高に對する保險掛繋の割合 今之を最内輪に見積りて平均三回即ち定期賣買六度とするも、一年の入市小麦一億一千萬物は定期取引に於て六億六千萬物と現はれ、一年の定期賣(又は買)總高十一億二千萬物の半分以上に達すべし。以上掛繋に付ての數字は單にミネアポリス入市の小麦に於て推算せるのみ、ミネアポリスは保險掛繋の行はるゝ有名の市場なるが故に、此外に尙全然入市せざる小麦にして而かも此市場に掛繋せらるゝもの數百萬物あることを看過すべからず、即ち地方穀倉の在穀にして直接に地方製粉所に行き若しシカゴ、ドゥルース等に輸出せらるゝものに付ても、往々ミネアポリスに掛繋をなし、又州内の穀商、輸出商、線路買商人、製粉所及シカゴ、ドゥルース其他の中心市場の終端穀倉等も、此市場にて掛繋をなすこと少からず、加之國境を超えて加奈太ウキンニベツグよりする掛繋もあるなり、之等の掛繋の爲めの定

期賣買は固より何程なるやを知り得べきにあらずと雖も億に上るべく、ミネアポリス一年間定期取引高の少くとも四分の三は保険の目的を以てする掛繋なりと見るを得べしと云ふ、小麦取引者が定期市場を利用すること亦實に驚くべきにあらずや。

第九章 穀物の販賣費

販賣費の調査 農産物の販賣費とは其包装、産地始め各階段の商人の取扱（各場合に於ける貯蔵をも含む）、各場合の輸送、分配等に關する一切の費用を包括するものにして、生産費の觀念を廣義に解するときは其中に包含せらるべしと雖も、之を廣解せざるべきは本來の意義に於ける生産費に對立す、此販賣費を吟味することは其販賣組織及方法の効程を検する上に於て極めて重要なり。

米國に在りては、農民が正當に受くべき穀價を受けつゝありや否やを検するに當りては、極めて困難なる生産費の調査に基くを必しも要とせず、寧ろ販賣費、商人の利益が穀價中不當の部分に占め居らざるやを検するを以て實際上適當と爲すもの、如し（附録「カンサス州に於ける穀物販賣事情調査」の如きは此目的を以て行はれたる調査の一なり）、農産物の生産費に付ても研究的調査は之なきにあらずと雖も、諸般の事情に少からざる差異ある各地方各場合を之に依りて一概に通観すること能はず、又販賣費は農産物が販賣の目的を以て農場を離るゝ時より起算せらるべき理なれども之殆ど不可能なるを以て、便宜上生産者の手取値段より後を見ることとし、其消費者の仕拂値段との差を吟味するが如し、此差の中商人の純益たるものは實際に於ては極めて小なるを普通とす。

農民手取値段の市價に對する割合 農民が穀物を地方市場に賣りて得たる手取値段の中心市場市價に對する割合を見るは、後に穀物以外の農産物との對比をなすに當りて便なるを以て左にミネアポリス市價に對し之より隔りたる數地點の産地値段の割合を示さん（其割合の殘が販賣費を示すこととなる）。

第二十六表

哩數 (ミ市より)	小		大		燕	
	價格 (物に付仙)	ミ市價に對する産地價の%	價格 (物に付仙)	ミ市價に對する産地價の%	價格 (物に付仙)	ミ市價に對する産地價の%
ミ	九一	一〇〇・〇	五一	一〇〇・〇	三三	一〇〇・〇
子	八三	九一・二	四二	八二・四	三一	八三・八
ア	七九	八八・六	三九	七六・五	三〇	八一・一
ボ	七六	八三・五	三七	七二・五	二八	七五・七
リ	七四	八一・三	三五	六八・六	二七	七二・九
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						
ク						
ニ						
ホ						
リ						
ス						

は穀物の販賣費(廣義)と見らるゝなり。
 運賃は概して農産物に付て云ふときは、其販賣費中主要なる部分を占むるものにはあらず、然るに穀物に於ては其重要なる部分にして、距離の増加に伴ふて其最大なる部分を占むるに至る、(第一編第四章第一節中第七表参照)之れ穀物が他の農産物に異なる特徴にして、畢竟販賣費中他の部分たる純販賣費が比較的僅少なるに因るべし。

値開きは穀物を農民より買入れて、中心市場に賣る迄の純販賣費として、穀報に認めらるゝものにして、地方穀倉の運轉に要する實費を償ひ、且幾分の利益を與へ、中心市場の検査料計重料間屋口錢を含むものなり小麥に比し他の穀物の値開きが大きなること、及其原因は既に第一編第四章第一節に述べたり、参照すべし。
 農民手取値段と小麥粉市價との割合 上來述ぶるが如く生産者手取値段と消費者仕拂値段との値開きを以て販賣費と見るは、其間に於て農産物が加工製造せらるゝが如きことなき場合に付てのみ之を認め得るなり、蓋加工製造費が其値開きの重要なる部分を構成すること往々之あれば、販賣費の調査に當りては注意を要す、即ち小麥の販賣費の如きは、小麥としての最後の賣買を終局として之を限界すべく、更に進んで小麥粉に對して最終消費者の仕拂ふ價格に迄も及ぶときは製粉費用をも含むこととなりて當を得ず、此點我主食物たる米と程度を異にす。然れども、小麥販賣費を中心市場に於ける需要者(製粉所等)の買取を限界として終結するは、他の多くの農産物に於て、最終消費者に到達する迄の販賣費を擧げ得るに對して比較上不足に憾あり。
 依て、合衆國勞働統計局がなしたる「農民より消費者に至る迄の小麥及小麥粉の價格」(“Wheat and Flour Prices from Farmer to Consumer” Bulletin No. 130. of The United States Bureau of Labour Statistics, 1914)に關する調査として記す所により少しく之を補はん。

此調査は農民は小麥一物に付き、中心市場の製粉所が支拂ふ價格の約九割を受くとなし、更に製粉所に依りて製粉せられ、小麥粉卸賣商及小賣商を経て、消費者に達する迄を調査し、一物の小麥に付農民の受くる

代價は、其一物の小麥より得らるゝ小麥粉三十四封度強に對して消費者の支拂ふ價格の八割二分九厘、之れに其製粉の際の生ずる一切の副産物の價格を加へたる合計の六割三分七厘に當ることを示せり。

(此調査はカンサス市に於ける、千九百十四年の事實に付き研究せられしものなるが、ミチアボリスに就ても適合するものなりと云ふ。前掲第二十六表ミチアボリスより約百哩の産地に於ける農民手取の小麥價格が同市に於ける製粉所買入價格の九割一分二厘に當ると大體符合するを見るべし)。

穀物と他の農産物との比較 今農民手取値段が都市に於ける需要者買入値段に對する割合を、穀物及小麥粉と其他の農産物とに付て比較するに左表の如きものあり。

第二十七表 農産物の消費者買入値段に對する農民手取値段の割合表

種類	買入	消費者	割合%
小麥	ミ市製粉所買入		九一・二
大麥	小麥粉のみに付最終消費者買入		八二・九
燕麥	小麥粉及製粉副産物一切に付需要者買入		六三・七
麥	ミ市の麥芽製造所買入		八二・四
麥	ミ市の穀商買入		八三・八
麥	最終消費者買入		七七・〇
卵	同		六九・〇
七面鳥	同		六一・〇
馬鈴薯	同		五五・〇
雞乳	同		四五・〇
牛乳	同		三七・五

小麥、大麥、燕麥は上記ミチアボリス約百哩外の地點に於ける農民手取値段(千九百十四年)
 小麥粉(製粉副産物)は上記勞働統計局調査(同年)

バター以下の農産物はミチアホリス百哩乃至百五十哩外の地點に於ける農民手取値段に付ワエルト教授等の調査せる所(同年) (Table 1 In The Marketing of Farmproducts, University of Minnesota 1915の引用)に依る

此表の割合は素より時を異にし所を異にするに従ひて異なるべしと雖も、大勢を察知するに足るべし、即ち穀物は他の農産物に比して、農民手取値段の割合著しく大なること、換言せば其販賣費の著しく小なること明なり、今小麦製粉の場合に付て見るに、小麦は先づ地方穀倉を経由し、次で鐵道により百哩以上も輸送せられ、委託問屋の手に依りて賣られ、終端穀倉に貯藏せられ、製粉所に買入れられて製粉せられ、小麦粉卸賣商に賣られ、更に小賣商の手に渡り、之を経て終に消費者たる一家の主婦に歸す、此の如く數段の過程を経、而かも其中には製粉作業さへも包含せらるゝに關らず、農民は能く其小麦粉最終價格の八割二分九厘を受く、之を他面より見れば、消費者が小麦粉に對して支拂ふ代價の中、製麥及販賣一切に要せらるゝ費用は一割七分一厘に當るのみ、之に比して馬鈴薯に於ては、取引上僅に一又は二の階段を経るに過ぎず、而も何等製造行為の介在することなきに、農民は消費者の支拂ふ代價の僅々五割五分を受くるに止まる、又牛乳に於ては鐵道會社との中間商人を経るのみなるに、農民は最終價格の三割七分五厘を受くるのみ。生産者と消費者との中間に介在して勞務を提供する者の數と種類とを考ふるときは、殊に穀物が他の農産物に於けるよりも遙かに經濟的に取扱はれつゝあるを認めざるを得ず、其販賣費の小なるは穀物が腐敗し易からざること、等級別をなすに適すること、容積の大ならざること等販賣上好適なる幾多の性質の特に具有するに因るものあるや論なしと雖も、抑も亦其販賣の組織及方法に於て、上來述べたるが如く、制度の力と機械の力を存分に利用して、取引上能く有効なる活動をなすに因らずんばならず。

附録 カンサス州小麦取引事情

カンサス地方に於ける小麦取引はミネソタ地方と事情を異にすること少からざる故、補足として米國農務省一九一四年の調査を左に抄録す。

地方取引機關 カンサス州に於て小麦の地方市場の取引機關としては千八十の地方穀倉あり、中百三十六は農民團體に依り經營せられ二百四十は製粉所に依りて經營せられ、殘餘の七百四は或は沿線會社、或は獨立會社に依りて經營せらるゝ、一製粉會社にして州内各地に穀倉を有し其數百一に及ぶものあり、製粉所は穀物賣買業者として極めて重要なものなり、州の西部等地方穀倉無き輸出地點に於ては中心市場の穀商の代理人等買入をなす。

買入競争少し 地方市場に數個の取引機關あるときは事業上の競争生ずるは當然の理なり、然るにカンサス州に於ては農民の手取値段は其買入を異にするが爲に別段異なることなきを普通とす、(是北西諸州と趣を異にする所にして畢竟穀物取引の發達途に劣れる……)農民穀倉の活動未不充分なること、多く線路賣買の行はるゝこと等に依るにあらざる乎)又附近の地の買手同志は互に日々買入値段を報知し合ふものにして、可成同一の歩調を保ちて各其取引數量を維持せんとする状況にして、此事たるや農民が其穀物を賣るに價に依りて或は西に出すべく又東に出すを得るの自由ある場合に於て特に然りと云ふ。地方穀倉間の競争としては農民の持來れる穀物に對し等級を稍高く見積ることあり、然れども従つて地方穀倉が徴する値開きも亦大となり農民の得る所は之が爲に増さずと云ふ、唯買手にして市價の先高を見越す場合には回收し得るを信するが故に他よりも稍高く買ひて其取引數量を増さんと力むること無きにあらず、又製粉所は時として良好なる製粉用小麦に對して特に高買することあるも、夫は農民が賣放を扣へて之を貯藏し居る等の理由に依り通常の産地値段にては之を得る能はざる場合に於て見る現象なり、普通の地方穀倉は製粉所と異なり此の如きことをなすこと殆んどなし。

穀物の買入 カンサス州にてはミネソタ州等に於けると異り中心市場の問屋は地方取引機關に穀物買入資金の金融を與ふること危険なりとして敢て爲さざるが故に、地方穀倉は金融の便を缺くことなきにあらず、然れども之れが爲に何時にても又誰にても其最良しと思ふ販賣をなし得るの自由は即ち之有り。中心市場の穀商は毎日取引場引後翌日の地方買付値段付付票を直接若は代理店を経て各地に發送す、地方取引機關は毎朝此の如き買付申込値段票を十二、三乃至二十四、五も受領するの外、カンサス市及ワカゴの商業會議所の寄付及大引の相場に付き電報又は電話にて通知を受く、地方取引機關は此等の材料に基きて農民より買入るゝ値段を定め、かくて中心市場の市價と關係を保つ。

買入値開き 地方穀倉は農民よりの買入価格と中心市場への販賣価格との間の値開を以て利益とす、九ヶ所の實例左の如し。

穀倉番號	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)
農民への支拂値段	八四仙	八八仙	八六仙	八六仙	八七仙	九〇仙	八九仙	八七仙	八五仙
賣放線路値段	八七	九一	八八半	九〇	九〇	九二	九二	九〇	八九
値開	三	三	二半	四	三	二	三	三	四

即ち地方穀倉は此二仙中乃至四仙の開きにて經營をなす、之は穀倉運轉費、投資の利子を償ひ尙純益ありせばそれをも含む。地方穀倉の經營成績 四仙の値開を以て穀物賣買せる十個の穀倉の成績は次表の如し。

穀倉	取扱數量	減量程度	總收入	總支出	純損益
(一)	一、七八三	四七二	(損)三〇五	五	(損)三一〇
(二)	二二、六〇〇	一九	一、二四九	八〇五	四四四
(三)	二五、〇〇〇	一二二	一、七〇〇	八七〇	八三五
(四)	三五、八〇〇	八六八	二、四四	七九八	(損)五五四
(五)	四五、〇〇〇	一七〇	一、六三〇	八三〇	七九九
(六)	六〇、〇〇〇	一五九	八五五	一、〇八三	(損)二三〇
(七)	六五、六〇〇	四五〇	一、六三〇	八五〇	七七五
(八)	一一、〇〇〇	一、五〇〇	二、二八〇	九五九	一、三二四
(九)	一二七、〇〇〇	一、三〇〇	三、〇〇〇	一、二二五	一、八七八
(十)	一三八、〇〇〇	二、〇〇〇	二、八八〇	一、五四〇	一、三四〇

* 總支出とせざるは俸給、燃料、雜費のみを合計す、投資の利子、保險相場の影響を含まず、之等は上表中の純損益中より更に扣除せらるべきものとす。

穀倉の取扱ふ數量が増加するに従ひて一物當費用は減ず、一年三十萬物以上を取扱ふ大なる地方穀倉は其經營宜しきを得ば一物當一仙半にて充分なりと云ふ、然れども大なる地方穀倉は其費用少くして済むにかゝらず小穀倉と等しき大さの値開きを以て事業を営むを常とし農民より一層高價に買入るゝこゝ種なり、之れ農民にせりて利益にはあらずとも然かも値開きを少く、競争上先づ小穀倉其他の

機關を運送し、然る後に買入價格に獨占的暴威を逞うするの弊には至らず。

保險賣行はれず ミネソタ州兩ダコタ州に於ては、小き穀倉に至る迄皆穀物買入後定期賣買に依りて市價低落を保險するを常とするに、カンサス州に於ては此の如くするもの殆んど之なし、地方穀倉の支配人は何れも定期市場に關係するは事の如何を問はず總之れ持機なりと心得、一も其保險的効用に想倒せざるなり、故に買入後賣買前に市價下落せりせば市價の回復迄は之を賣る能はず、地方穀倉が定期賣買なき多量の穀物に充塞せられて如何とも爲し能はざる場合は往々あり、此故に地方穀倉は農民より穀物を買ふや否や直ちに之を賣る、然らずんば損失の危険多く地方銀行も之に金融することを躊躇するなり、要するに地方穀倉の働きの不完全なることはカンサス州穀物取引の最弱點なりと云ふべし。

委託販賣 カンサス小麥は多くミツソリー州カンサス市に出で、又時としてはシカゴ、ミネアポリス及メキシコ灣諸港に出づ、地方穀倉にして委託販賣の方法に依るものは極て少し、上り相場に際しては之等の市の問屋に委託販賣をなすことあり、之れ穀物が市場に到達する迄に相場は上騰し、直ちに線路販賣をなすよりも以上に利益を見得べしと思惑あるに因る、(尙相場が數日中に上騰すべしとの思惑を以て特にシカゴ等遠方の市場に出すこともなきにあらず)、然れども下り相場には委託販賣をなすもの多からず、而て概して委託販賣は農民より買入れたるとき直に行はれ、其貨車が輸送中にある間の相場の騰落は一年の取引、通計せらるゝ所謂「正則」委託販賣を通過とすカンサス州に於ける地方穀倉の小麥一貨車販賣の計算を諸種の販賣方法に付きて買例を以て示せば左の如し。

委託販賣に付てはカンサス市商業會議所規則は其販賣口錢小麥一物に付一仙とす、委託者が問屋に對し手形を振り出したる場合には金額の如何に拘らず利子年六分の割合を下るべからずと規定せり。	小麥一貨車 1,437 物 10 封度 (78 仙にて賣)	車費
カンサス州検査料及見本採取料	65	1,135.36
カンサス市商業會議所計重料	50	
州計重料	40	
運賃(一ハンフワットに付7仙)	60.36	
900 弗に對する六分利七日分	1.16	
販賣口錢(一物一仙)	14.37	
純賣上代金	77.44	
總額	1,057.92	(一物73. 仙6 に當る)

到着引渡販賣 地方穀倉が中心市場に到着引渡値段を以て販賣する場合に於てカンサス市、シカゴ、ガレッジエストーン港等異りたる市場の到着引渡値段を對比し、運賃の相違等を考へ最利益ある販路を見出すなり。

小麥一貨車 1,812.4物(一物 76 1/2 蒲)	1,409.51
マツラ一州倉 査料及見本採取料	0.64
カンサス市商業會議所計重料	.50
運賃(一ハンズ、フヅツケイト、9 1/2 弗)	105.02
1,200 弗に對し六分利六日分	1.45
總 賣 上 代 金	1,517.12
總 買 上 代 金	1,074.83 (一物 70.44(65)に當る)
差	442.29
1,301.88	

線路販賣 多數の地方穀倉は其穀物を總て線路販賣に付す、即ち農民より穀物を買入るゝや否や直ちに此方法を以て賣れば市價の變動に依りては危険を受くること殆んど之なきこと其行はるゝ理由なりと云ふ、穀倉支配人は時に穀物の入手を見越し、其日に農家より供給あるべしと豫想せらるゝ量を線路販賣にて借入販賣にすることあり、地方穀倉が手形を振出したる場合に名宛人がカンサス市の買手なるときは線路販賣と雖も六分の利子を支拂ふを要す、カンサス市の外に於ては此の如きことなし。

小麥一貨車 1,447物 10 1/2 寸(一物 83. 蒲)	1,208.38
州 倉 査 料 及 見 本 採 取 料	65
カンサス市商業會議所計重料	50
1,150 弗 六 分 利 一 日 分	1.53
總 賣 上 代 金	1,225.46
總 買 上 代 金	2.98
差	1,205.40 (一物 83 蒲 27 に當る)

カンサス市商業會議所 穀物取引所たるカンサス市商業會議所の主たる會員は左の如し。

- 一、現物問屋業者、到着受渡値段又は線路値段にて買入をなす穀商
- 二、海外輸出業者……………終端穀倉は取引場に於ける買方中最も重要なものにして多くは
- 三、終端穀倉……………大なる海外輸出會社によりて營まる
- 四、製粉所

五、定期師

六、Shippers 他の市場に輸送する爲に取引場に於て又は地方に於て買付をなす特種の營業者なり。

中心市場の穀物取引關係者の發達 既述の如くカンサス州の小麥取引に於ける最弱點は地方穀倉に在るが、其反照として大に發達せるものは中心市場に於ける穀物取引關係者及海外輸出業者の有力なる組織なりとす、特に海外輸出業者の一物當り利益は其爲す働きの多大なること、其資本及危険を考ふるときは極めて低廉と云はざるべからず。カンサス市に於ける終端穀倉の全能力の八割六分は六個の會社に屬す、雖も之等の會社は互 競争しつゝあるが如く、其競争を禁抑し若は共謀して市價を左右するが如き事實は別段之を認めずと云ふ。販賣費中運賃の割合 カンサス小麥は其出づべき市場多く各市場の買方の競争盛なるが故に從て極めて好位置に在り、農民に仕拂はるる代價はカンサス市又はメキシコ灣諸港の市價を基礎とし之より運賃、商人の利益其他の費用及地方穀倉に於ける値開きを控除したるものなり、中心市場に於ける商人の利益は甚しく平均一物一仙位なるが故に一般に云はゞ農民は小麥が眞に値する丈の代價を得るものと云ふべきが如し、運糧に關する費用が小麥販賣の経費中最大にしてカンサス市の市價と産地値段との差の約六割五分を占め、英國リヴァプールの市價と産地値段との差に於て鐵道及海運賃は約七割に當る之を圖表すれば左の如し。

カンサス小麥價格圖表
カンサス州農民手取値段

